⑧　直接海にそそぐ小流域の集まり

【主な流域資源】　　流域面積：約50㎢

＜水　路＞
長浜水路、富岡川、南台川、杉田川、聖天川
＜海浜等＞
海の公園、八景島
＜水再生センター＞
中部、南部、金沢水再生センター（南部汚泥資源化センター）

＜緑の拠点＞
港の見える丘公園、海の公園、長浜公園、富岡総合公園、金沢海辺の散歩道、根岸森林公園、三渓園、本牧市民公園、久良岐公園、岡村公園、横浜港シンボルタワー、大黒ふ頭先端緑地、柴シーサイドファーム

【流域の取組方針】

	流域全体	源・上流域	中流域	下流域
量	源・上流域については緑の保全を中心に、中流、下流域は、旧海岸線の斜面緑地の保全や水と緑の回廊形成を進める。	緑の 10 大拠点の保全、周辺住宅地における緑化を推進するとともに、水路や街路樹を軸とした回廊形成を図る。	まとまりのある緑地や旧海岸線の斜面緑地を保全するとともに、街路樹や道路沿いの緑化を進める。	工場内緑化、工業団地内街路の緑化など、市民・事業者との協働による水・緑環境の向上を図る。
質	緑地の担保率向上による質の維持と合わせて、横浜らしい斜面緑地の保全を進めるとともに、生物多様性に配慮した、水・緑環境を創造する。	小柴・富岡では、生態系に配慮した保全施策や旧海岸線の特色をいかした質の向上を図る。また、緑地の担保率を高める。	旧海岸線の斜面緑地の保全を図る。また、歴史ある街並みの保全に向けて、風致地区の保全施策を進める。	水路･海域の水質向上に向けた発生源対策を進めるとともに、事業者との協働により生物多様性にも配慮した水と緑の回廊形成を進める。
魅力	源・上流域のまとまった緑や旧海岸線の斜面緑地など、横浜らしい景観を保全するとともに、海辺を最大限に活用した魅力アップを図る。	大規模な公園の拡充などによる緑の拠点、海がのぞめる眺望をいかした回廊の形成を目指す。	身近な公園整備や歴史ある水と緑の空間を保全するとともに、海に近いという地域特性をいかした魅力づくりを進める。	水路・海辺を活用した魅力向上と緑あふれる回廊形成を目指す。また、海洋性レクリエーション活動や環境学習などの拠点づくりを進める。

【水と緑の回廊像】

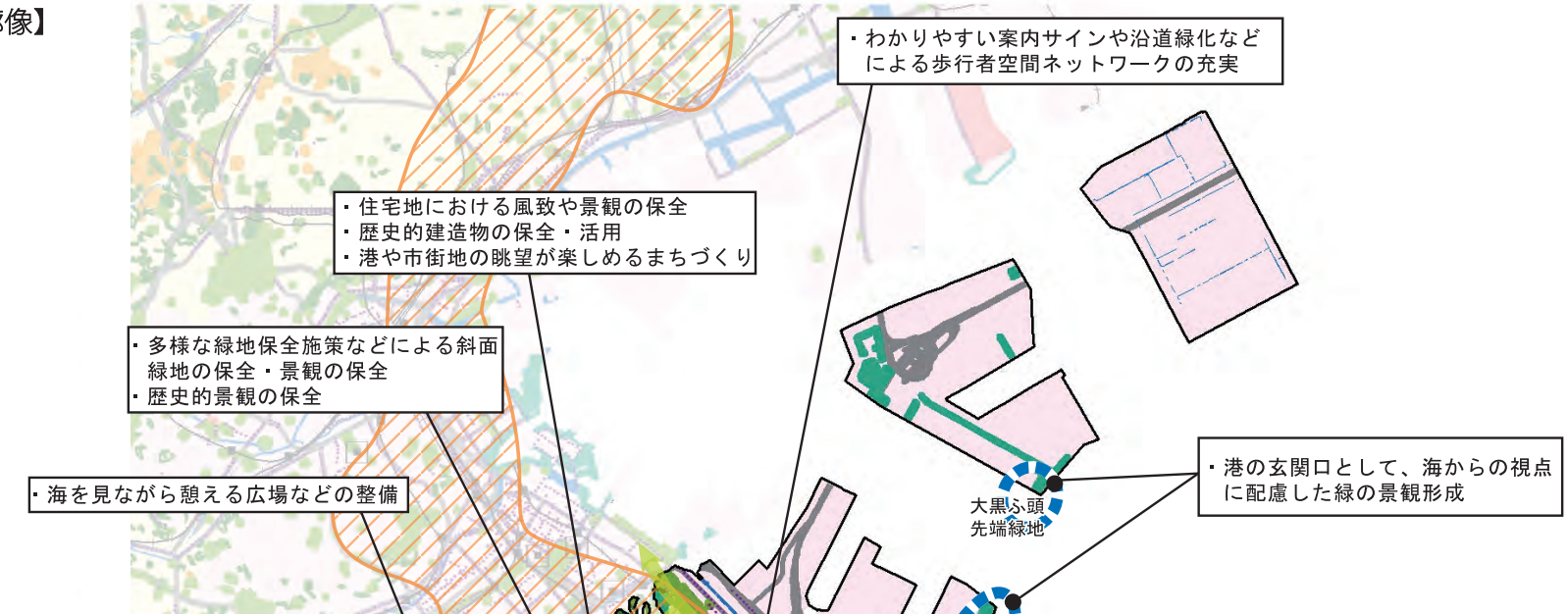

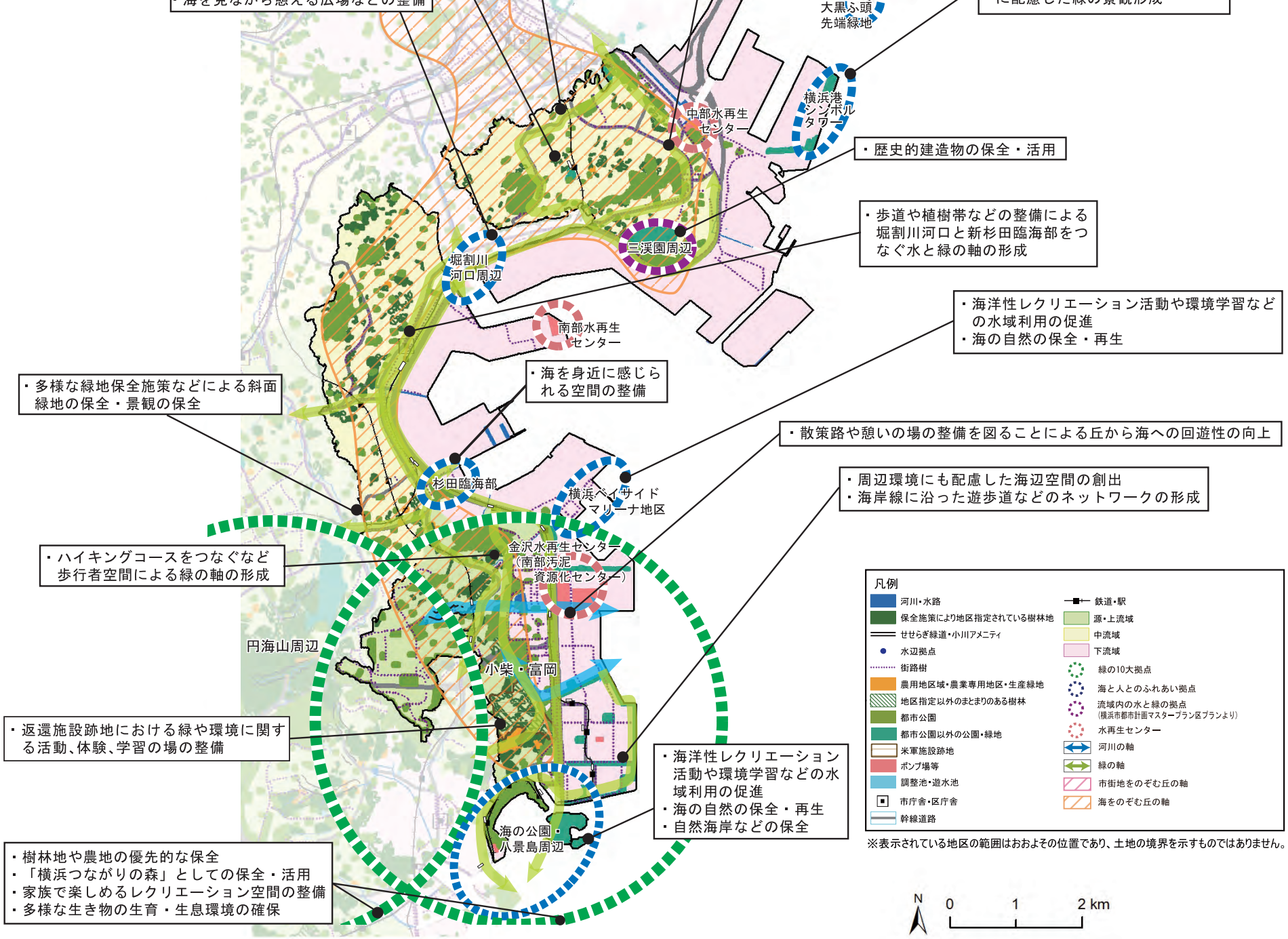
・海を見ながら憩える広場などの整備
大黒ふ頭
先端緑地
に配慮した緑の景観形成
横浜港
シンボル
タワー
中部水再生
センター
・歴史的建造物の保全・活用
・歩道や植樹帯などの整備による
堀割川河口と新杉田臨海部をつ
なぐ水と緑の軸の形成
三渓園周辺
堀割川
河口周辺
南部水再生
センター
・海洋性レクリエーション活動や環境学習など
の水域利用の促進
・海の自然の保全・再生
・海を身近に感じら
れる空間の整備
・多様な緑地保全施策などによる斜面
緑地の保全・景観の保全
・散策路や憩いの場の整備を図ることによる丘から海への回遊性の向上
杉田臨海部
横浜ベイサイド
マリーナ地区
・周辺環境にも配慮した海辺空間の創出
・海岸線に沿った遊歩道などのネットワークの形成
金沢水再生センター
（南部汚泥
資源化センター）
・ハイキングコースをつなぐなど
歩行者空間による緑の軸の形成
円海山周辺
小柴・富岡
・返還施設跡地における緑や環境に関す
る活動、体験、学習の場の整備
・海洋性レクリエーション
活動や環境学習などの水
域利用の促進
・海の自然の保全・再生
・自然海岸などの保全
海の公園・
八景島周辺
・樹林地や農地の優先的な保全
・「横浜つながりの森」としての保全・活用
・家族で楽しめるレクリエーション空間の整備
・多様な生き物の生育・生息環境の確保
凡例
河川・水路
保全施策により地区指定されている樹林地
せせらぎ緑道・小川アメニティ
水辺拠点
街路樹
農用地区域・農業専用地区・生産緑地
地区指定以外のまとまりのある樹林
都市公園
都市公園以外の公園・緑地
米軍施設跡地
ポンプ場等
調整池・遊水池
市庁舎・区庁舎
幹線道路
鉄道・駅
源・上流域
中流域
下流域
緑の10大拠点
海と人とのふれあい拠点
流域内の水と緑の拠点
（横浜市都市計画マスタープラン区プランより）
水再生センター
河川の軸
緑の軸
市街地をのぞむ丘の軸
海をのぞむ丘の軸
※表示されている地区の範囲はおおよその位置であり、土地の境界を示すものではありません。
N
0
1
2 km

(5)　水環境目標の設定

横浜の魅力ある水環境を保全・創造するには、施策の効果などを評価し、その状況を踏まえて施策を見直す必要があります。そこで、水環境の目指すべき目安として、水域※ごとに定める「達成目標」と「補助目標」、また、市内全水域に定める「全水域の一律達成目標」からなる「水環境目標」を設定します。その達成状況を 82 か所の評価地点で評価し、潤いある環境を目指します。

※水域は、利用ニーズや特性に応じて、河川を６区分（「Ⅰ A」・「Ⅰ B」・「Ⅱ A」・「Ⅱ B」・「Ⅱ C」・「Ⅲ」）、また、海を４区分（「Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」・「Ⅳ」）に分類します。

①　達成目標と補助目標

達成目標は、水域区分ごとに達成すべき目標であり、「生物指標による水質評価」と「水質目標（BOD、COD、ふん便性大腸菌群数、窒素、リン）」について定めます。また、補助目標として「水深」、「流速」、「川床（底質）状況と美観」、「周辺環境」について、水域の利用ニーズなどから実現されることが望ましい目安を定めます。

②　全水域の一律達成目標

環境基本法に定める「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準（達成目標に定める項目を除く）」を全水域で一律に達成すべき目標とします。なお、環境基準については、随時見直しが行われるので、最新の基準値を目標とします。

■水域区分一覧表

河川

区分		水系	水域
Ⅰ	A	鶴見川	寺家川
			岩川
			梅田川・台村川
		帷子川	堀谷戸川
			矢指川
		大岡川	大岡川（田中橋より上流）
		宮川	宮川（宮川橋より上流、左支川）
		侍従川	侍従川（六浦二号橋より上流）
		柏尾川	名瀬川
			舞岡川
			いたち川（城山橋より上流）
Ⅰ	B	鶴見川	奈良川
			黒須田川
			大熊川
			鳥山川
		帷子川	帷子川（矢指川合流点より上流）
			二俣川
			中堀川
			市沢川
			くぬぎ台川
		柏尾川	阿久和川
			平戸永谷川
		境川	大門川
			相沢川
			和泉川
			宇田川

区分		水系	水域
Ⅱ	A	鶴見川	江川
			早淵川
		入江川	入江川（寺尾橋より上流）
		帷子川	帷子川（矢指川合流点より宮川橋まで）
			今井川
		大岡川	大岡川（田中橋から弘岡橋まで）
			日野川
		柏尾川	柏尾川（平戸永谷合流点より久保橋まで）
Ⅱ	B	鶴見川	鶴見川（市境より大綱橋まで）
Ⅱ	C	鶴見川	恩田川（市境より下流、鶴見川本川合流まで）
		柏尾川	柏尾川（久保橋から市境まで）
			いたち川（城山橋より下流）
		境川	境川（市域全川）
Ⅲ		鶴見川	鶴見川（大綱橋より下流）
		入江川	入江川（寺尾橋より下流）
		帷子川	帷子川（宮川橋より下流）
		大岡川	大岡川（弘岡橋より下流）
		宮川	宮川（宮川橋より下流）
		侍従川	侍従川（六浦二号橋より下流）

海域

区分	水域
Ⅰ	金沢湾
Ⅱ	平潟湾
Ⅲ	鶴見川河口先海域
	横浜港（内湾）
	根岸湾
Ⅳ	上記の海域の外海で横浜市の関連する水域

■水環境目標の水域区分図

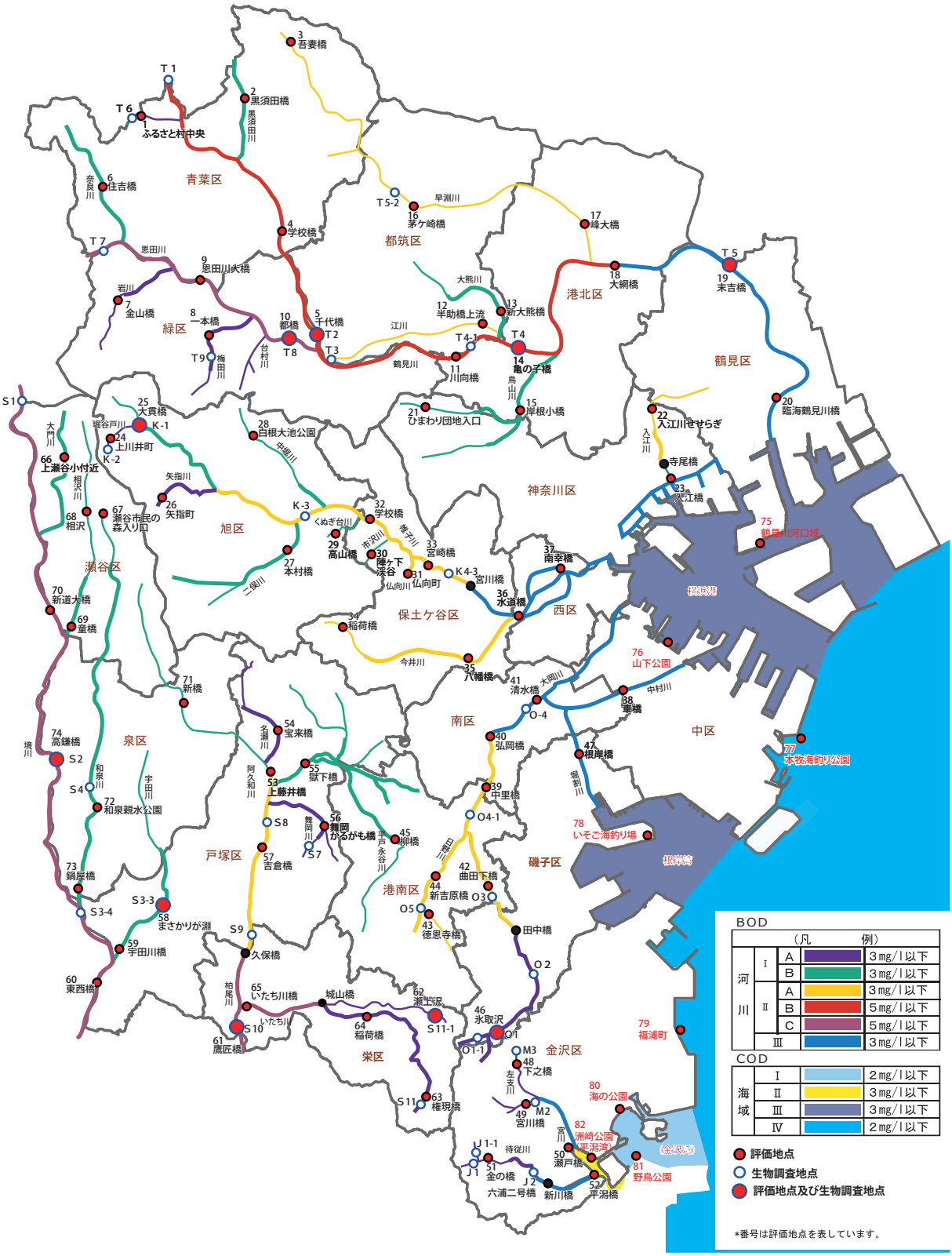

■水環境目標（達成目標及び補助目標・海域）

水域区分		目標イメージ	達成目標			補助目標			
			生物指標による水質評価	BOD	ふん便性大腸菌群数	水深*1	流速*1	川床状況と美観	周辺環境
Ⅰ	A		「源流・上流域」の“大変きれい” アブラハヤ ホトケドジョウ サワガニ	3mg/L以下	1,000個/100ml以下	5～15(10)cm*2	30cm/s程度	自然河床の保全・ごみのないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。
	B					10～25(15)cm*2		自然河床の復元・ごみのないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。
Ⅱ	A		「中流～下流域」の“大変きれい” シマドジョウ ヘビトンボ			10～30(20)cm*2		ごみのないこと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。
	B		「中流～下流域」の“きれい” ウグイ シロハラコカゲロウ アユ	5mg/L以下	－	30～50(40)cm*2			川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。
	C								河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。
Ⅲ			「感潮域」の“きれい” ビリンゴ クサフグ オサガニ	3mg/L以下		－	－	ヘドロの堆積がないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心にした修景性を重視し、町の中のうるおいのある水辺空間の整備に努める。

■水環境目標（達成目標及び補助目標・河川）

水域区分	目標イメージ	達成目標				補助目標	
		生物指標による水質評価	COD	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
Ⅰ		「内湾」の“きれい” 「干潟」の“きれい” 	2mg/l以下	T-N 0.3mg/l以下 T-P 0.03mg/l以下	100個/100ml以下	ごみが散乱していないこと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
Ⅱ		「干潟」の“きれい” 「内湾」の“きれい” 	3mg/l以下	T-N 0.6mg/l以下 T-P 0.05mg/l以下	－		底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
Ⅲ		「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい” 		T-N 1.0mg/l以下 T-P 0.09mg/l以下	－	ヘドロが堆積していないこと	湾や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
Ⅳ		「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい” 	2mg/l以下	T-N 0.3mg/l以下 T-P 0.03mg/l以下	－	ごみが浮いていないこと	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリーナの整備に努める。

（注）水域区分の対応は、以下のとおり

河川		海域	
Ⅰ	「源流～上流域」	Ⅰ	「砂浜域」
Ⅱ	「中流～下流域」	Ⅱ	「干潟域」
Ⅲ	「感潮域」	Ⅲ	「港湾域」
		Ⅳ	「その他の沿岸域」

*1　水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
*2　水深の補助値欄の（　）内の数値は、代表的な値である。

2. 拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます

(1)　緑の 10 大拠点の水と緑をまもり・育てます

市内を流れる河川の源・上流域、中流域には、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されており、生き物の生育・生息環境としても重要であることから、それらの緑を「緑の 10 大拠点」として位置付け、地域ごとの特性をいかしながら優先的に保全・活用し、次世代に継承していきます。

また、市民の森や公園、市民利用型農園や親水空間などの水・緑環境を連携させて整備・保全し、様々なレクリエーションや健康づくりのための空間の整備を進めるほか、地域にふさわしい緑化を推進します。

確保・整備された水・緑環境は、多様な生き物の生育・生息環境となるように、市民と連携し、管理を行うとともに、各拠点の特性をいかしながら、市民のレクリエーションの需要を満たす空間として活用します。また、自然観察や農体験による環境学習や樹林地の保全活動などを行う人材育成の場としても活用します。

① こどもの国周辺地区
② 三保・新治地区
③ 川井・矢指・上瀬谷地区
④ 大池・今井・名瀬地区
⑤ 舞岡・野庭地区
⑥ 円海山周辺地区
⑦ 小柴・富岡地区
⑧ 都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区
⑨ 上飯田・和泉・中田周辺地区
⑩ 下和泉・東俣野・深谷周辺地区

①　こどもの国周辺地区（約 800ha）

雑木林をいかした自然の遊び場であるこどもの国や、昔ながらの里山景観が残る寺家ふるさと村を中心に、良好な自然環境や風致・景観を保全するとともに、市民が地域の自然環境を楽しめる場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用します。 ・寺家ふるさと村のふるさとの森や農地を市民と里山のふれあいの場として活用します。 ・奈良川、鶴見川、寺家川沿いを中心に水田保全を進めます。 ・寺家ふるさと村四季の家を、市民が地域の自然環境や暮らしを知り、親しむための情報発信などの拠点として運営します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・恩田駅前水辺広場（0.3ha） ・小川アメニティ（寺家町 2.3km、奈良町 0.2km、熊ケ谷 0.3km） ・せせらぎ緑道（谷本川 0.4km） ＜樹林地等＞ ・寺家ふるさとの森（12.4ha） ・特別緑地保全地区（寺家 12.3ha、恩田東部 9.2ha、恩田町 4.2ha） ・市民の森（（仮称）恩田 4.7ha） ・青葉鴨志田地区地区計画（6.6ha：樹林地、草地等の保全） ＜農地＞ ・農業専用地区（寺家 86.1ha） ・寺家ふるさと村 ・農用地区域（94.5ha） ・田奈恵みの里 ＜公園等＞ ・こどもの国（55.2ha） ・鴨志田公園（3.7ha） ・谷本公園（4.8ha：計画区域含む）

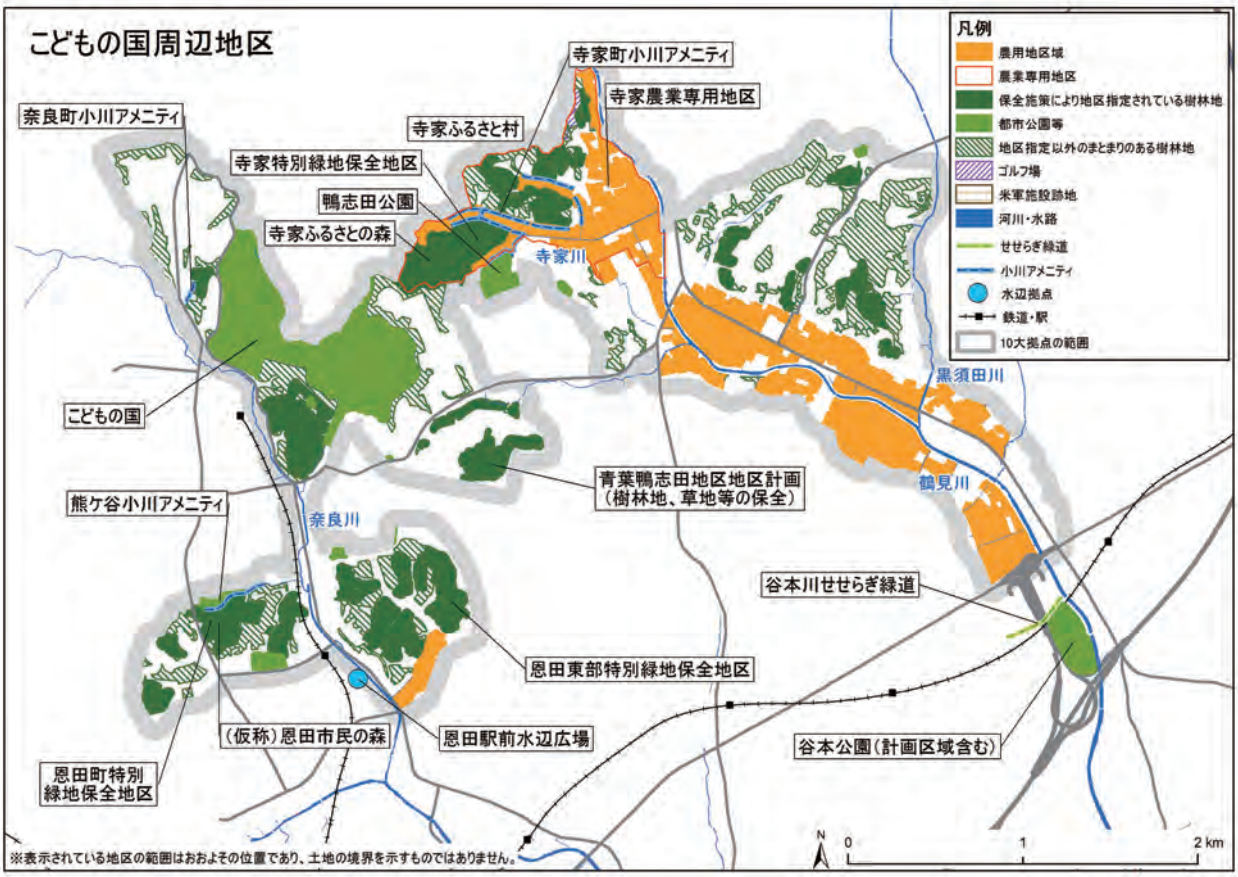

②　三保・新治地区（約 800ha）

横浜動物の森公園や、市内でも有数の里山景観が残された市民の森を中心とする緑の拠点を、自然観察、農体験などが楽しめる場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策を連携させ、大規模な里山景観を保全・活用します。 ・国内最大級の動物園や自然系植物公園で構成される横浜動物の森公園の整備を進め、動植物保護の拠点とします。 ・新治地区では、新治里山公園にいはる里山交流センターを活用し、市民が地域の伝統文化や自然に触れ、里山と親しむ環境づくりや、農体験の場として市民と農がふれあえる新治恵みの里を展開していきます。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・一本橋メダカひろば（0.3ha） ・杉沢堰（0.2ha） ・梅田川親水広場（0.1ha） ・梅田川遊水地（1.4ha） ・小川アメニティ（新治町 0.1km、梅田川 0.3km、三保町 0.4km、都岡町 0.4km、川井宿町 0.9km） ・せせらぎ緑道（三保新治尾根道 0.1km） ＜樹林地等＞ ・市民の森（三保 39.5ha、新治 67.2ha） ・特別緑地保全地区（三保 48.0ha、三保町東谷 2.9ha、上川井町堂谷 3.5ha、上白根町小池 2.4ha） ＜農地＞ ・新治恵みの里 ＜公園等＞ ・横浜動物の森公園（103.3ha：計画区域含む） ・新治里山公園（15.3ha：計画区域含む） ・県立四季の森公園（45.3ha）

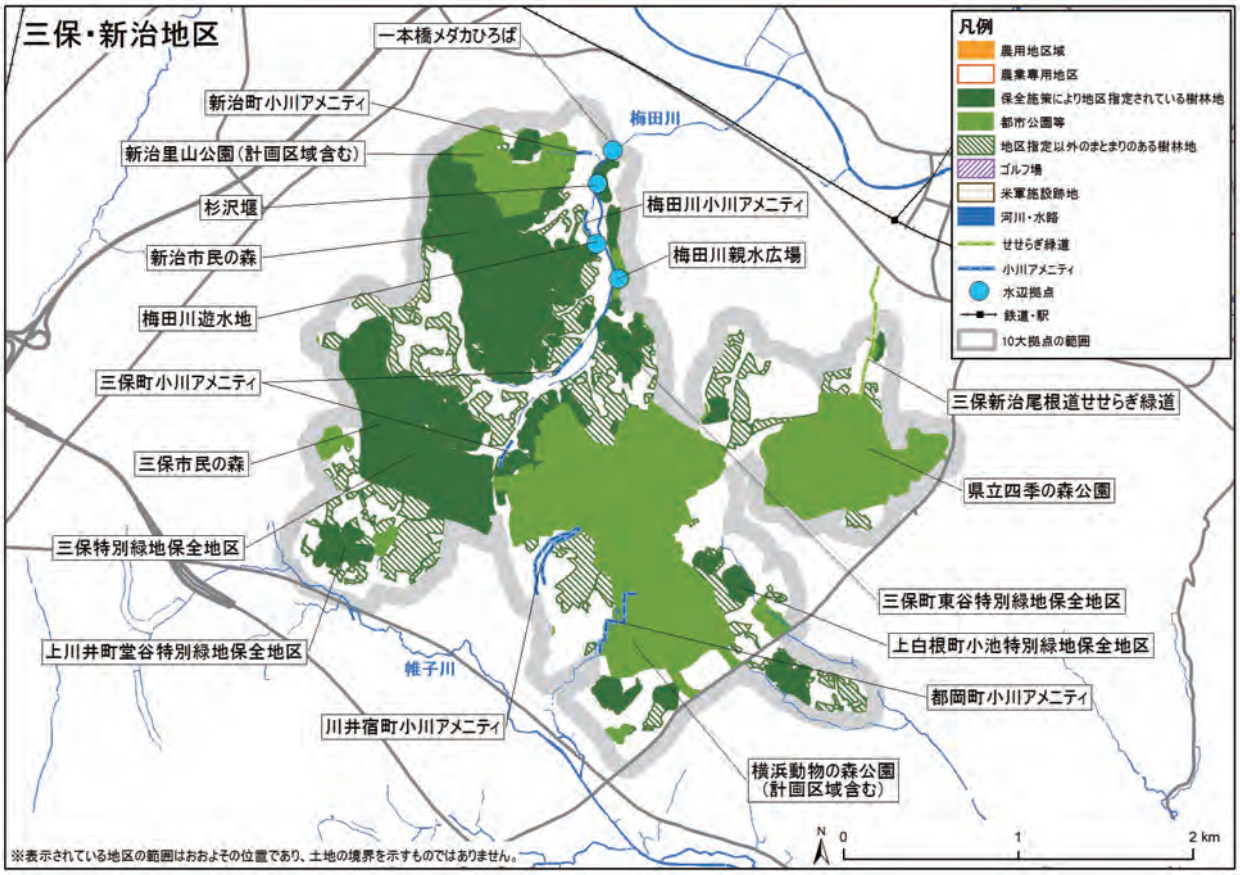

③　川井・矢指・上瀬谷地区（約 700ha）

市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用します。 ・上川井、上瀬谷農業専用地区の活性化を図ります。 ・下川井の農用地区域を中心として都岡地区恵みの里を展開します。 ・旧上瀬谷通信施設は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置付け、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災拠点となる空間を目指します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・小川アメニティ(矢指町 1.3km、瀬谷町 0.9km、東野台 0.3km) ＜樹林地等＞ ・市民の森（矢指 5.1ha、追分 32.9ha、瀬谷 19.1ha、（仮称）上川井 10.1ha） ・特別緑地保全地区（追分 8.4ha、川井 5.3ha、上川井町中田谷 3.1ha、上川井町堀谷 1.5ha） ＜農地＞ ・都岡地区恵みの里 ・農業専用地区（上川井 35.3ha、上瀬谷 92.0ha） ・農用地区域（108.5ha） ＜公園等＞ ・ゴルフ場（64.0ha）

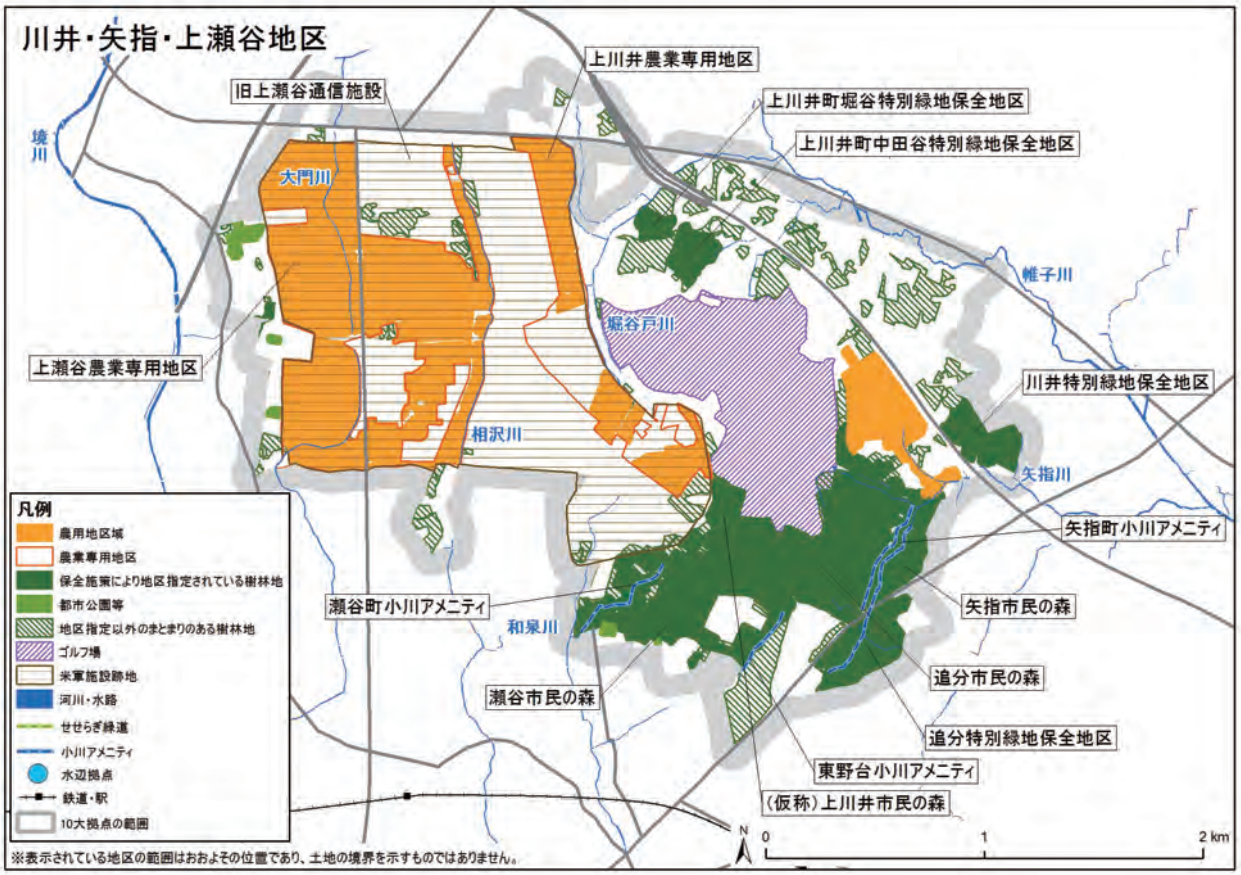

④　大池・今井・名瀬地区（約 600ha）

市民に親しまれているこども自然公園や、市街地に隣接する緑の拠点を保全し、レクリエーションの場としての活用を図ります。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用します。 ・こども自然公園は、花見やバーベキューなど、アウトドアレクリエーションの場として活用します。 ・名瀬・上矢部地区では、緑地を保全するとともに、市民利用の拠点を整備し、市民の森を中心とした里山景観を楽しむ環境づくりを進めます。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・名瀬川遊水地（2.0ha） ・小川アメニティ(大池町 0.2km、名瀬町 0.6km、川上町 0.6km、品濃町 0.2km） ・せせらぎ緑道（今井川 0.9km） ＜樹林地等＞ ・市民の森（南本宿 6.3ha、（仮称）名瀬・上矢部 14.1ha、（仮称）今井・境木 2.1ha） ・特別緑地保全地区（南本宿 5.2ha、名瀬北 6.5ha） ＜公園等＞ ・こども自然公園（74.0ha：計画区域含む） ・（仮称）羽根沢公園（2.6ha：計画区域含む） ・ゴルフ場（219.4ha）

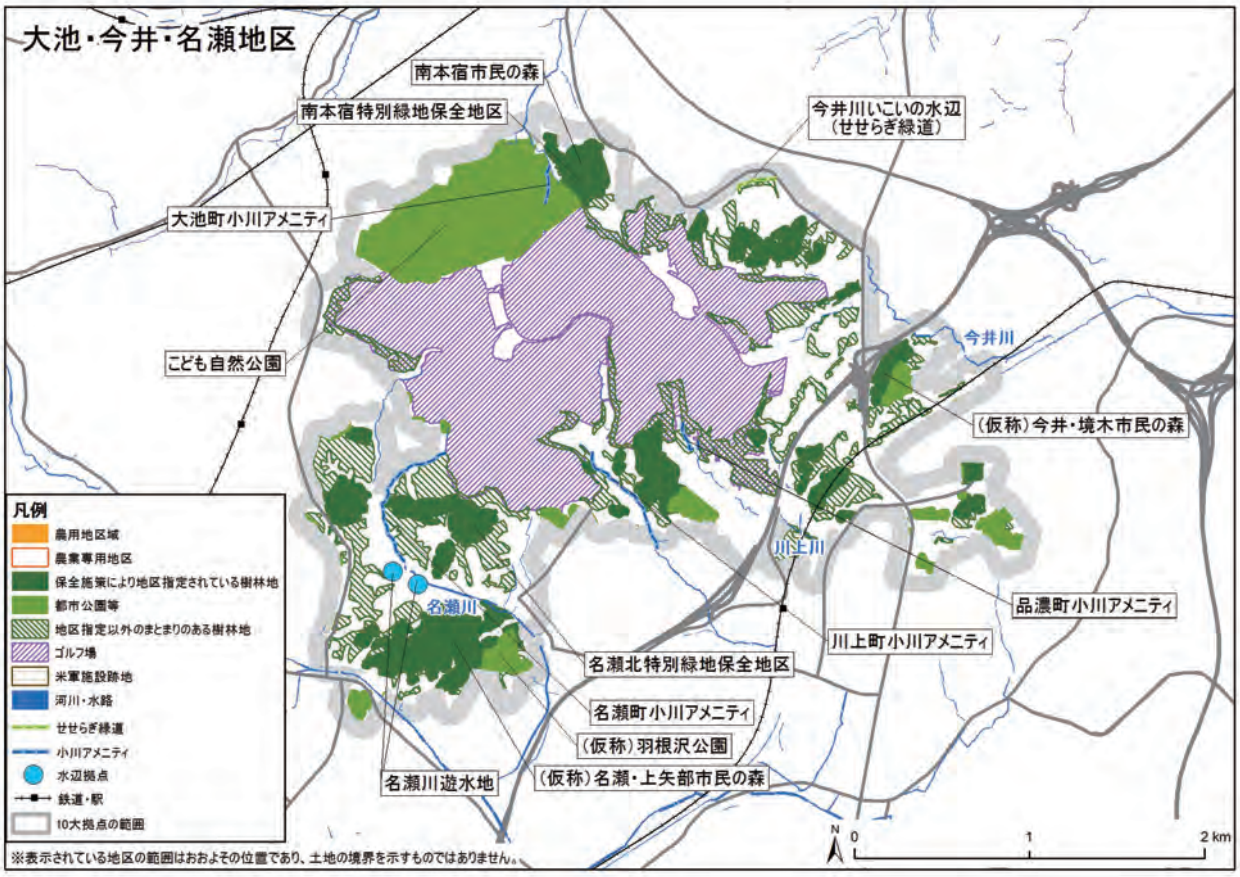

⑤　舞岡・野庭地区（約 400ha）

豊かな里山景観と貴重な源流を含む樹林地が広がる舞岡ふるさと村や舞岡公園を中心とした緑の拠点を保全し、農業振興と農体験を中心とした土と緑に親しむ場や、自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションの拠点として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用します。 ・舞岡ふるさと村や舞岡公園を、農体験の拠点として活用します。 ・舞岡ふるさと村、野庭農業専用地区や周辺の樹林地を保全します。 ・舞岡ふるさと村虹の家を、地域の自然や農業に関する情報発信や自然・農体験の拠点として運営します。 ・（仮称）舞岡町公園は、良好な樹林地や農地などからなる現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園を整備します。 ・（仮称）舞岡町公園隣接地において緑豊かな（仮称）舞岡地区新墓園を整備することにより、一体的な緑の創出を図ります。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・舞岡川ふれあい広場（0.2ha） ・舞岡川遊水地（0.7ha） ・小川アメニティ（舞岡町 1.7km） ・せせらぎ緑道（馬洗川 1.5km） ＜樹林地等＞ ・舞岡ふるさとの森（19.5ha） ・特別緑地保全地区（舞岡 5.9ha、野庭・上永谷 1.1ha） ＜農地＞ ・舞岡ふるさと村（90.9ha） ・農業専用地区（舞岡 102.7ha、野庭 43.4ha） ・農用地区域（42.0ha） ＜公園等＞ ・舞岡公園（30.6ha：計画区域含む） ・（仮称）舞岡町公園（12.6ha：計画区域含む） ・小菅ケ谷北公園（12.7ha：計画区域含む）

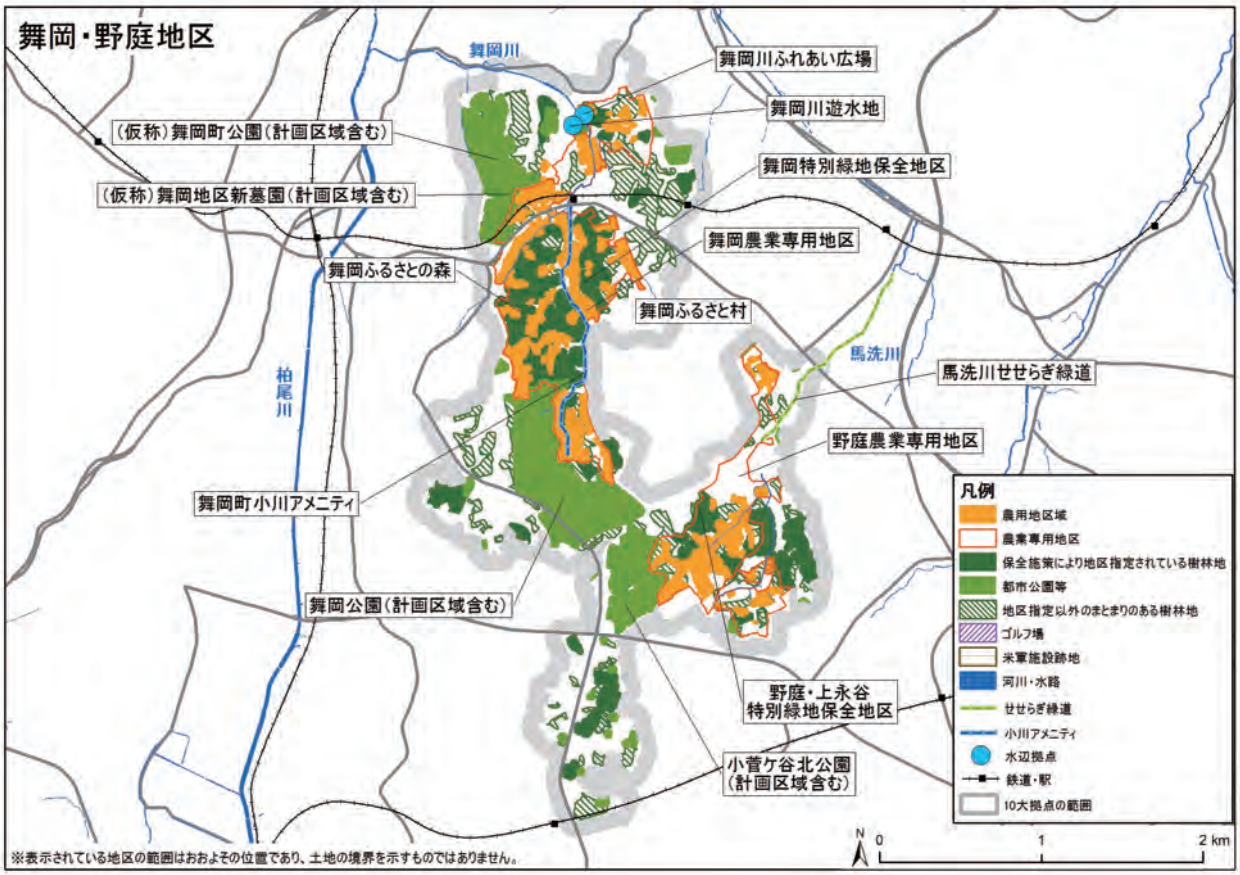

⑥　円海山周辺地区（約 1,800ha）

首都圏レベルの貴重な緑地空間である円海山・大丸山近郊緑地特別保全地区を中心に、自然環境の保全を図るとともに、ハイキング、自然観察、農体験などが楽しめる場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区、市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・円海山周辺地区の一部では、首都圏レベルの貴重な緑地空間として「首都圏近郊緑地保全法」に基づく近郊緑地特別保全地区の指定拡大を推進します。 ・横浜自然観察の森や市民の森、金沢自然公園ののはな館を環境学習の拠点として活用します。 ・ハイキングコースや自然観察路などの整備を進めます。 ・氷取沢農業専用地区を活用して、市民と農のふれあいを進めます。 ・生物多様性の保全や自然を楽しむ場づくりを行う「横浜つながりの森」構想を推進します。 ・横浜自然観察の森自然観察センターを、地区の自然に関する情報発信や市民活動の拠点として運営します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・川辺の学校広場（0.2ha）　・右支川石橋広場（0.1ha） ・紅葉橋下流（0.4ha）　・石原の水辺（1.4ha） ・坊中の水辺（0.9ha）　・稲荷森の水辺（1.0ha） ・扇橋の水辺（1.5ha）　・宿広場（0.2ha） ・小川アメニティ（峰町 0.5km、氷取沢町 0.8km、上郷町 0.7km、矢沢堀 0.5km、釜利谷東４丁目 0.2km、釜利谷町 1.0km、長倉町 1.6km、洗井沢 0.6km） ・せせらぎ緑道（宮川 0.7km、洗井沢川 0.7km、公田町 0.1km） ＜樹林地等＞ ・横浜自然観察の森（45.3ha） ・近郊緑地特別保全地区（大丸山 72.6ha、円海山 116ha、公田 5.4ha） ・市民の森（金沢 24.8ha、釜利谷 10.2ha、（仮称）朝比奈北 11.5ha、峯 12.9ha、氷取沢 60.8ha、瀬上 48.0ha、上郷 4.8ha、荒井沢 9.6ha、関ケ谷 2.2ha） ・特別緑地保全地区（朝比奈 22.8ha、釜利谷 12.0ha、御伊勢山･権現山 11.9ha、野七里 5.6ha、上郷･尾月 4.2ha、上郷･中野 3.1ha、（仮称）上郷町石原 10.8ha:計画区域含む、公田･荒井沢 7.0ha） ＜農地＞ ・農業専用地区（氷取沢 20.9ha）　・農用地区域（6.0ha） ＜公園等＞ ・金沢自然公園（57.8ha）　・本郷ふじやま公園（8.8ha） ・能見堂緑地（23.8ha） ・（仮称）瀬上自然公園（3.8ha：計画区域含む） ・（仮称）上郷里山公園（4.1ha：計画区域含む）

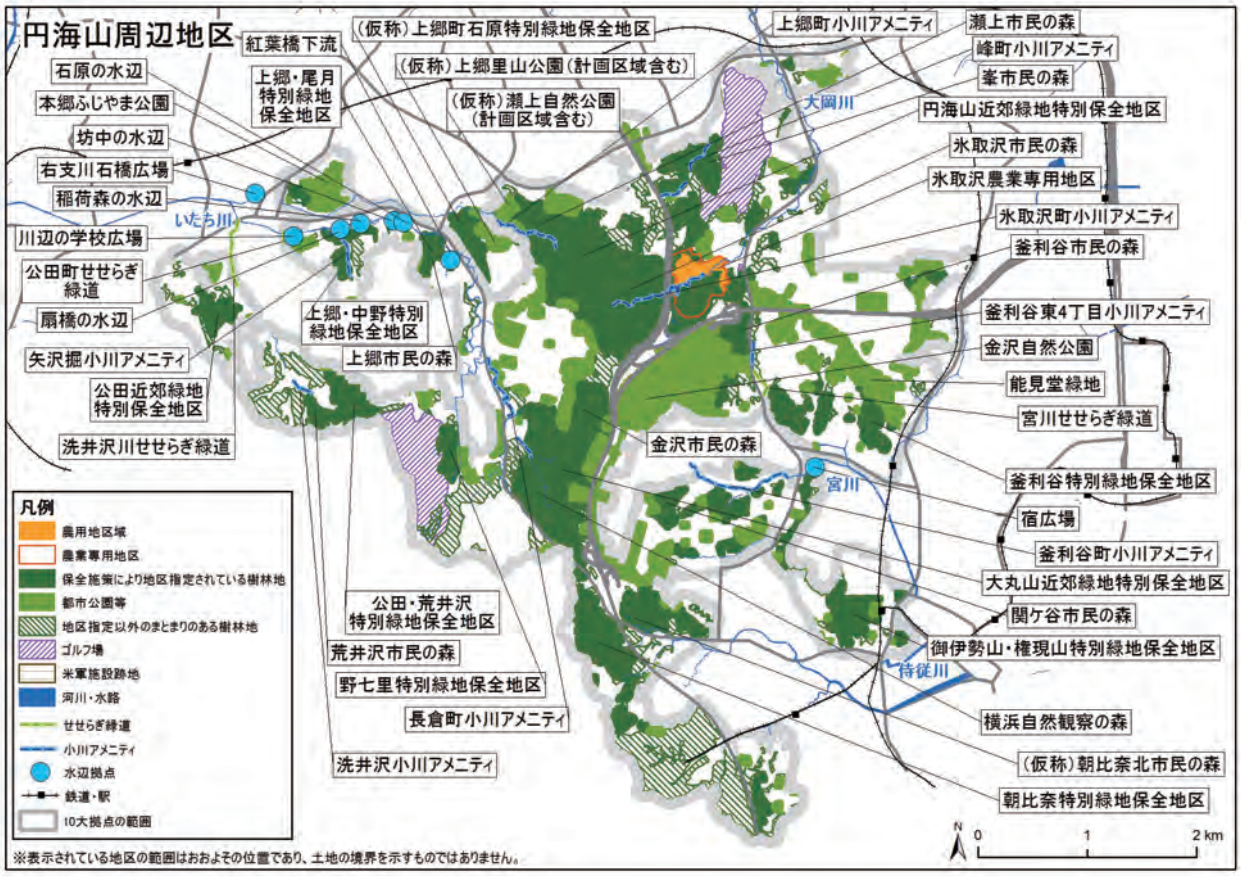

⑦　小柴・富岡地区（約 600ha）

旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・海の公園、野島公園、八景島、平潟湾を連続した海洋性レクリエーション及び環境啓発の拠点として整備します。 ・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、称名寺などの歴史的な資産と一体となった社寺林の緑地などを保全・活用します。 ・柴シーサイドファームを中心とした恵みの里で市民と農とのふれあいを進めます。 ・富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園周辺の樹林地を保全します。 ・（仮称）小柴貯油施設跡地公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。 ・生物多様性の保全や自然を楽しむ場づくりを行う「横浜つながりの森」構想を推進します。 ・せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・せせらぎ緑道（富岡川 1.2km） ＜樹林地等＞ ・市民の森（称名寺 10.7ha、（仮称）富岡東三丁目 1.4ha） ・特別緑地保全地区（柴・長浜 1.3ha） ＜農地＞ ・農業専用地区（柴 17.4ha） ・柴シーサイドファーム（2.5ha） ・柴シーサイド恵みの里 ・農用地区域（10.1ha） ＜公園等＞ ・（仮称）小柴貯油施設跡地公園（55.6ha：計画区域含む） ・富岡総合公園（21.9ha） ・長浜公園（15.4ha） ・海の公園（47.0ha） ・野島公園（17.5ha） ・長浜野口記念公園（1.1ha） ・金沢緑地（15.2ha） ・港湾緑地（八景島を除く）（6.3ha） ・八景島（24.0ha）

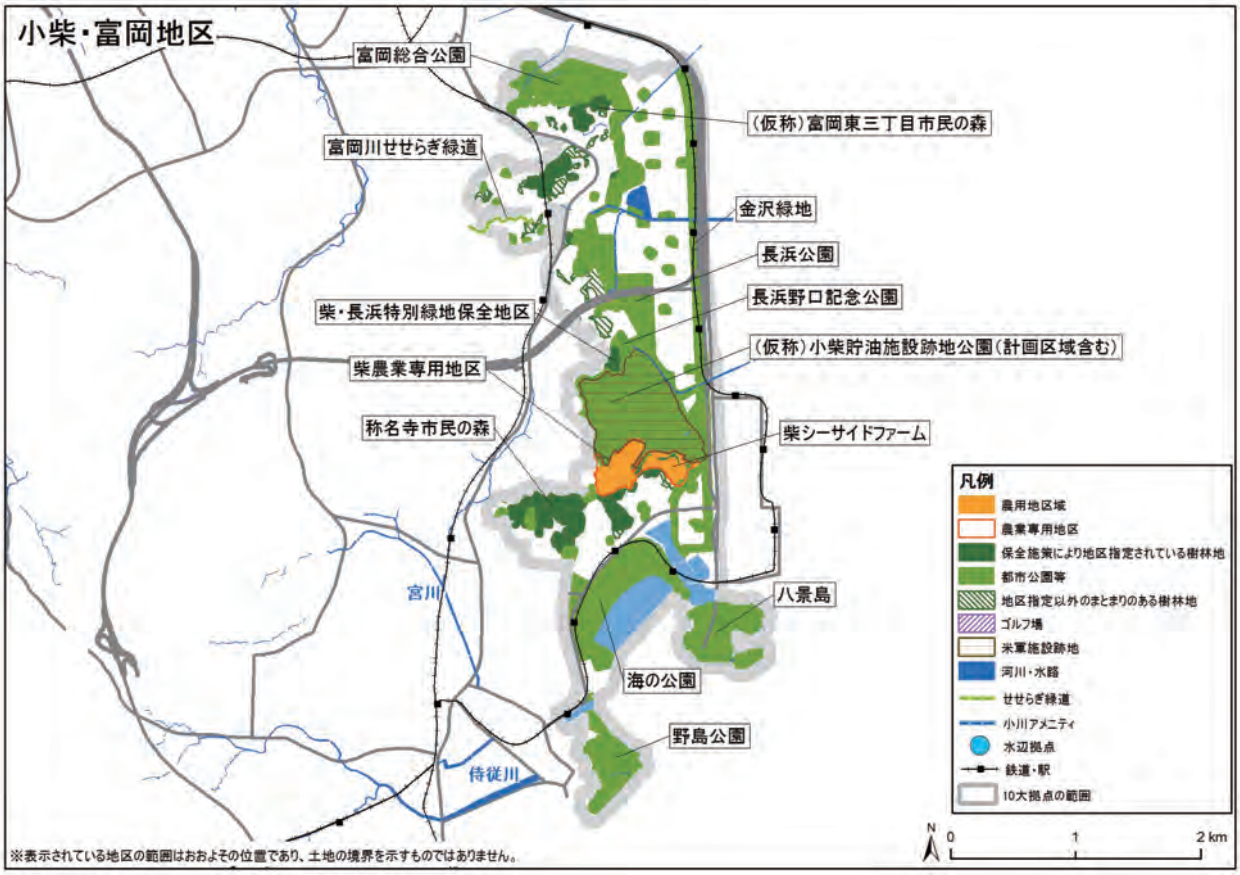

⑧　都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区（約 1,500ha）

鶴見川中流域ではまとまりのある農地・樹林地が広がっています。市内有数の農畜産物の産地である地区の特徴をいかしながら、樹林地、農地を保全・活用するとともに、河川の軸や南北に縦断する幹線道路の街路樹の軸により、それらの資源を結ぶことで、水と緑の回廊を形成します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・農業専用地区における生産振興を図り、農体験の場の設置を進めます。 ・地区を縦断する都市計画道路の整備にあたっては、街路樹を整備することで、緑の拠点をつなぐ軸とします。 ・工場が立地する地区や住宅地では、民有地緑化や公園の整備・再整備を促進し、緑のまちづくりを面的に広げます。 ・鶴見川河川敷について、市民活動と連携した緑化や清掃活動、イベントなどを推進します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・鳥山川遊水地（0.8ha） ・小川アメニティ（池辺町 1.1km、菅田町 0.4km） ・せせらぎ緑道（新羽町新吉田町 1.4km、浄念寺川 0.4km、池辺町 0.6km、江川 3.3km、菅田 0.3km） ＜樹林地等＞ ・市民の森（鴨居原 2.0ha、小机城址 4.6ha、（仮称）池辺 3.6ha） ・特別緑地保全地区（鴨居原 3.4ha、小机城址 4.2ha、菅田町出戸谷 0.4ha、上菅田町笹山 1.3ha、池辺町滝ケ谷戸 3.2ha、池辺町八所谷戸 1.4ha） ＜農地＞ ・農業専用地区（池辺 60.0ha、東方 60.0ha、折本 43.0ha、大熊 20.0ha、新羽大熊 23.0ha、鴨居東本郷 19.1ha、鴨居原 17.1ha、菅田羽沢 61.1ha、佐江戸宮原 8.6ha） ・農用地区域（233.8ha） ＜公園等＞ ・新横浜公園（70.4ha：計画区域含む） ・東方公園（3.9ha）　・佐江戸公園（1.2ha） ・東本郷公園（2.3ha）　・菅田みどりの丘公園（2.4ha） ・菅田いでど公園（4.0ha：計画区域含む）

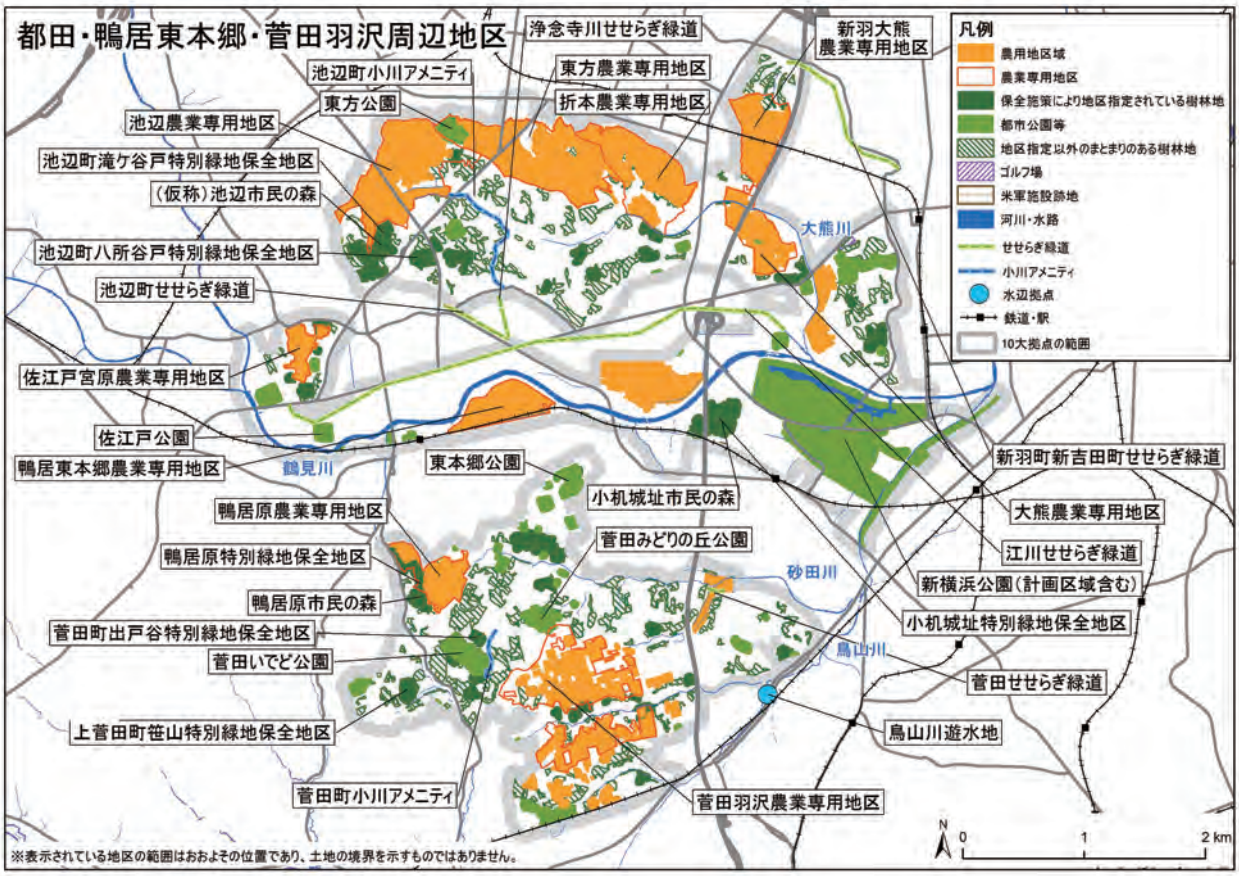

⑨　上飯田・和泉・中田周辺地区（約 1,000ha）

境川・和泉川中流域の農地や樹林地が広がる地区で、地区内の農地・樹林地を保全・活用し、拠点となる公園などの整備を行うとともに、河川や街路樹などの軸により、水と緑の回廊を形成します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・地区の南西部に広がる市街化調整区域の農地を保全・活用します。 ・農地の活用にあたっては、公園と連携した事業展開を図り、農体験の場としての活用など交流の場を創出します。 ・和泉川沿いにまとまった斜面緑地などを、緑地保全制度に基づき指定し、保全します。 ・公園整備や公共施設の緑化などにより、緑の拠点を整備します。 ・街路樹の整備を進め、緑の拠点をネットワーク化します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・和泉遊水地（6.7ha） ・地蔵原の水辺（0.5ha） ・宮沢遊水地（2.5ha） ・寺ノ脇の水辺（1.1ha） ・関ケ原の水辺（2.8ha） ・憩いのまほろば（0.1ha） ・小川アメニティ（新橋町 0.3km） ・せせらぎ緑道（上飯田 1.4km） ＜樹林地等＞ ・市民の森（新橋 3.3ha、中田宮の台 1.3ha） ・特別緑地保全地区（宮沢・蟹沢 2.0ha、善部町 1.8ha、阿久和南一丁目 1.3ha、和泉町早稲田 1.8ha） ＜農地＞ ・農業専用地区（並木谷 35.0ha、中田 40.0ha） ・農用地区域（91.7ha） ＜公園等＞ ・瀬谷貉窪公園（5.4ha：計画区域含む） ・中田中央公園（4.9ha：計画区域含む） ・いずみ台公園（1.8ha）

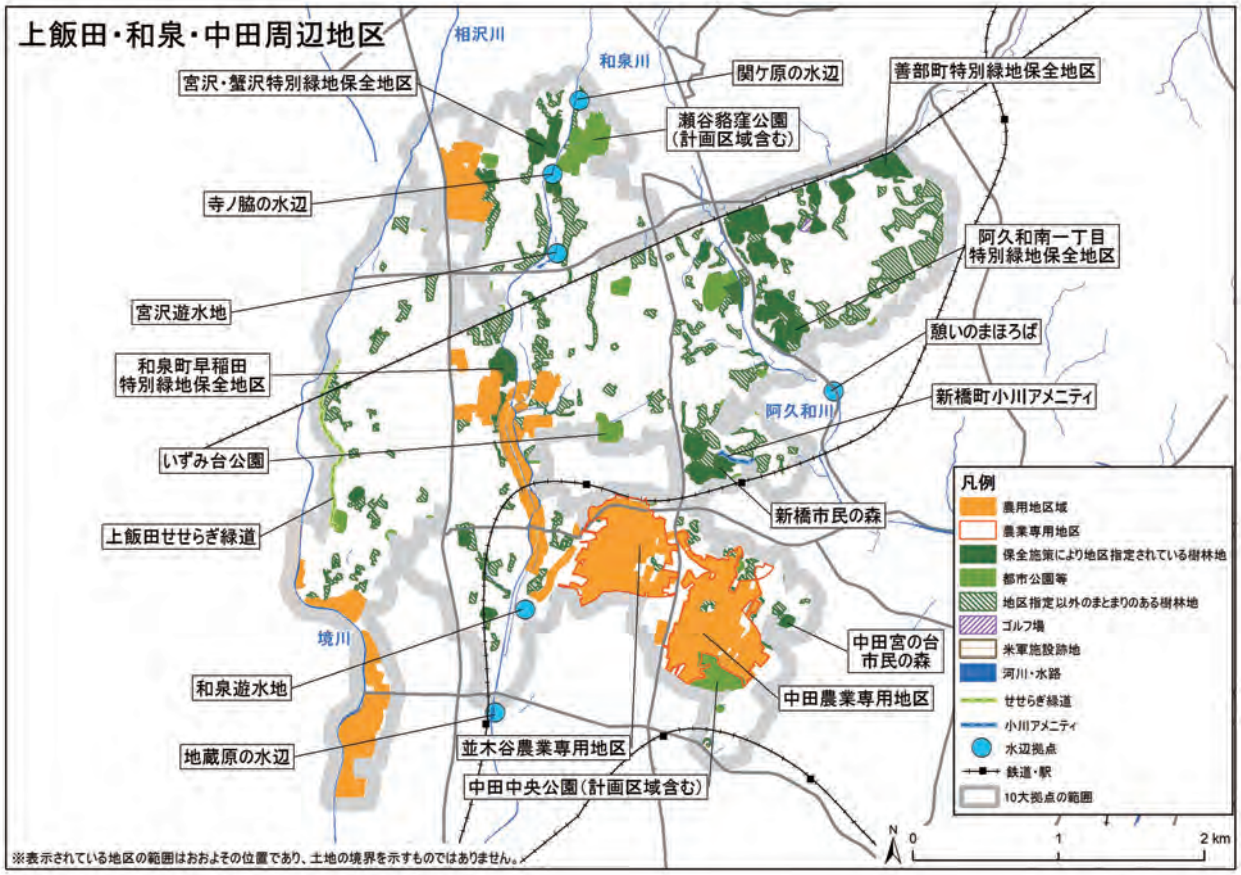

⑩　下和泉・東俣野・深谷周辺地区（約 1,400ha）

境川と宇田川周辺の農地や樹林地が広がる地区で、境川沿いは、水田と河岸段丘の連続した緑が特徴的な景観を形成しています。これらの樹林地や農地を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊を形成します。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・地区の北部、南部に広がる市街化調整区域の農地を保全・活用します。 ・農地の活用にあたっては、公園と連携した事業展開を図り、農体験の場としての活用など交流の場を創出します。 ・境川沿いにまとまった斜面緑地や河岸段丘の樹林地などを、緑地保全制度に基づき指定し、保全します。 ・旧深谷通信所では、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。 ・拠点のネットワーク化に向け、環状4号線の緑化や河川沿いの緑化を進め、緑の軸を形成します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 ・河川の親水拠点を多自然川づくりに配慮した、快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・いずみ桜広場（0.3ha） ・まさかりが淵（0.4ha） ・的場橋上流広場（0.2ha） ・宇田川遊水地（1.5ha） ・小川アメニティ（和泉町 0.07km、俣野町 0.3km、東俣野町 0.08km、小雀町 0.5km） ＜樹林地等＞ ・市民の森（まさかりが淵 6.5ha、深谷 3.1ha、ウイトリッヒの森 3.2ha） ・特別緑地保全地区（金井 4.1ha、鍋屋 1.1ha、俣野 4.1ha） ＜農地＞ ・農業専用地区（東俣野 65.7ha、小雀 25.7ha、田谷長尾台 31.5ha） ・農用地区域（113.3ha） ＜公園等＞ ・俣野公園（11.1ha） ・俣野別邸庭園（5.9ha：計画区域含む） ・天王森泉公園（3.4ha） ・戸塚西公園（3.6ha） ・東俣野中央公園（5.0ha） ・小雀公園（7.2ha） ・県立境川遊水地公園（30.0ha：計画区域含む）

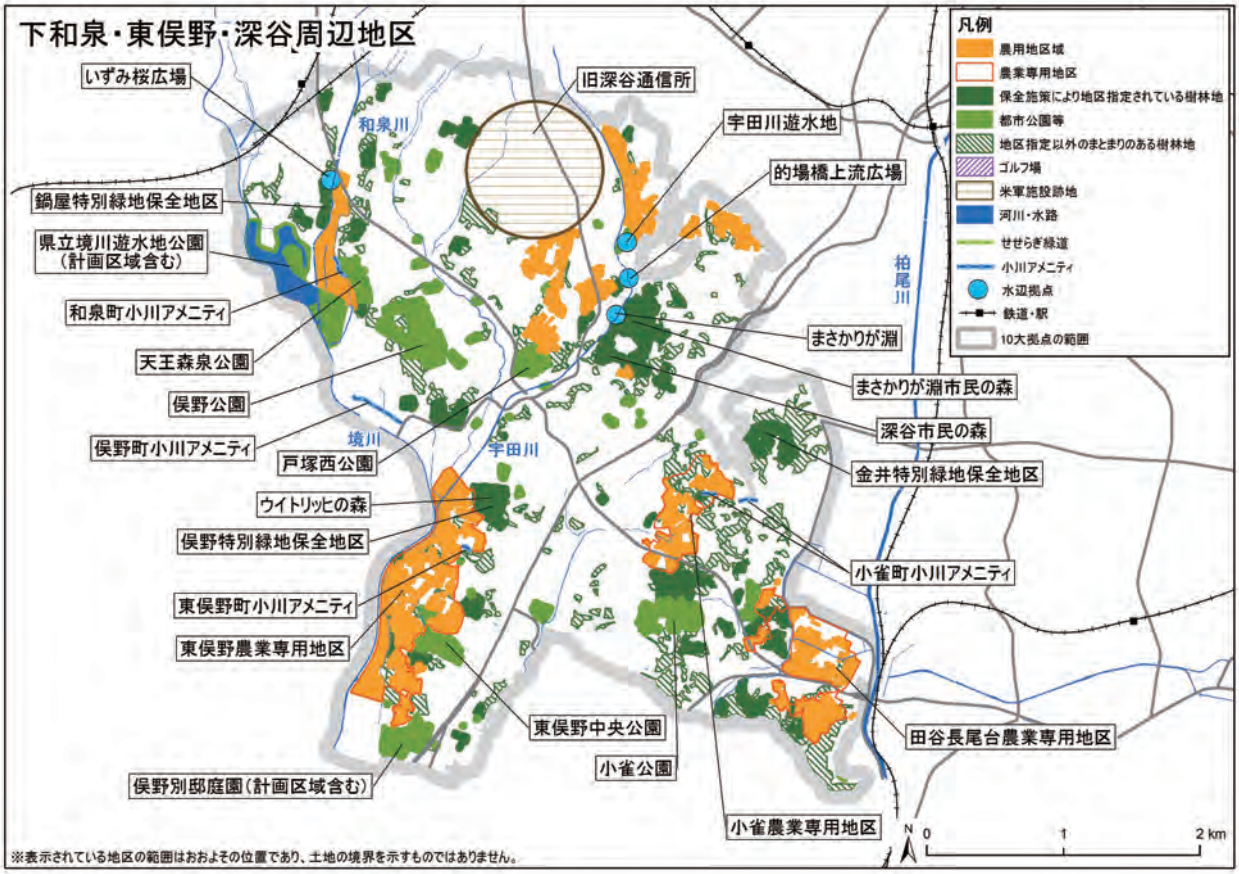

(2)　市街地をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり・育てます

郊外部と都心臨海部周辺との間の丘陵地には公園や樹林地、農地が点在しており、丘陵の縁には、横浜の地形を象徴する斜面緑地があり、これらが一体となって緑のまとまりを形成しています。これらの緑は、市民の身近なレクリエーションの場であるとともに、生き物の生育・生息環境としても貴重な役割を果たしていることから、「市街地をのぞむ丘の軸」と位置付け、水・緑環境の保全や整備を進めます。保全した斜面緑地は、景観に配慮しながら安全性の向上を図ります。また、民有地の緑化を進め、市街地と丘の軸の緑を結ぶネットワークを形成します。保全・整備された水・緑環境については、市内の特色ある水・緑環境として、相互に連携させて活用を進めます。

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・横浜市児童遊園地にある環境活動支援センターを拠点に緑の普及・啓発や環境活動、緑を育てる人材育成に取り組みます。 ・仏向の丘を市中央部の緑の拠点として重点的に確保し活用します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。	＜水路・水辺拠点等＞ ・小川アメニティ(獅子ケ谷町 0.7km、仏向町 0.4km、市沢町 0.9km) ・坂本町ふれあいせせらぎのみち（0.2km） ＜樹林地等＞ ・市民の森（獅子ケ谷 18.6ha、豊顕寺 2.3ha） ・特別緑地保全地区（獅子ケ谷・師岡 17.0ha、川島 2.0ha） ＜農地＞ ・神大寺農用地区域（6.7ha） ・峰沢農用地区域（13.8ha） ＜公園等＞ ・（仮称）二ツ池公園（2.7ha：計画区域含む） ・県立三ツ池公園（30.0ha） ・みその公園（0.5ha） ・岸根公園（14.0ha） ・県立篠原園地（1.7ha） ・（仮称）三枚町公園（9.4ha：計画区域含む） ・三ツ沢公園（30.0ha） ・陣ケ下渓谷公園（3.4ha） ・県立保土ケ谷公園（34.7ha） ・たちばなの丘公園（12.4ha：計画区域含む） ・横浜市こども植物園（2.6ha） ・横浜英連邦墓地 ・横浜市児童遊園地（14.0ha） ・六ツ川中央公園（2.4ha） ・弘明寺公園（4.6ha） ・清水ケ丘公園（9.5ha）

■市街地をのぞむ丘の軸位置図

(3)　海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てます

旧海岸線沿いに連なる丘陵地の緑の軸を「海をのぞむ丘の軸」と位置付け、横浜独特の崖地形、眺望とともに、海側からのぞむことができる斜面緑地を保全するほか、軸内の樹林地や農地の保全や水・緑環境の整備、民有地の緑化を進めます。保全した斜面緑地は、景観に配慮しながら安全性の向上を図ります。市民などが憩いながら、港の活動を含む海の景観を楽しみ、海を身近に感じられる空間として「海と人とのふれあい拠点」を位置付けます。また、海をのぞむ丘と海をつなぐ河川や水路などの水辺を活用するとともに、京浜臨海部では、事業者との連携による「京浜の森づくり」を進めます。

■海をのぞむ丘の軸

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・（仮称）小柴貯油施設跡地公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。 ・柴シーサイドファームを中心とした恵みの里で市民と農とのふれあいを進めます。	＜水路・水辺拠点等＞ ・小川アメニティ（能見台通り 0.1km） ・せせらぎ緑道（富岡川 1.2km） ＜樹林地等＞ ・特別緑地保全地区（森浅間社 2.7ha、柴・長浜 1.3ha） ・市民の森（称名寺 10.7ha） ＜農地＞ ・柴シーサイドファーム（2.5ha） ＜公園等＞ ・神の木公園（4.3ha） ・子安台公園（2.6ha） ・白幡西緑地（0.7ha） ・沢渡中央公園（1.5ha） ・台町公園（1.1ha） ・野毛山公園（9.1ha） ・掃部山公園（2.5ha） ・港の見える丘公園（5.9ha） ・元町公園（2.3ha） ・山手イタリア山庭園（1.3ha） ・山手公園（2.8ha） ・山手見晴らし公園（0.8ha） ・アメリカ山公園（0.6ha） ・根岸森林公園（19.3ha） ・根岸なつかし公園（0.6ha） ・本牧山頂公園（22.7ha） ・本牧市民公園（10.3ha） ・三溪園（17.5ha） ・岡村公園（6.8ha） ・久良岐公園（23.1ha） ・坪呑公園（3.0ha） ・富岡総合公園（21.9ha） ・長浜公園（15.4ha） ・長浜野口記念公園（1.1ha） ・（仮称）小柴貯油施設跡地公園（55.6ha：計画区域含む）

■海と人とのふれあい拠点

取組方針	主な水と緑の拠点 （2014（平成 26）年度末実績及び事業計画）
・市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる空間としての公園・緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。 ・内港地区から山下ふ頭の臨海部では、赤レンガ倉庫や大さん橋、象の鼻パークなど、水際線に連続する緑地の活用を進めます。また、ふ頭などにおける機能、土地利用転換の機会をとらえ、これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります。 ・横浜ベイサイドマリーナや八景島、海の公園などの拠点では、その特性をいかし、市民が海辺に親しみ、学ぶ場や海洋性レクリエーションの機会を創出します。	＜末広地区＞ ・末広水際線プロムナード ＜大黒ふ頭先端緑地＞ ・大黒ふ頭先端緑地 ・大黒海づり施設 ＜内港地区～山下ふ頭地区の臨海部＞ ・山下公園 ・臨港パーク ・赤レンガパーク ・日本丸メモリアルパーク ・新港パーク ・運河パーク ・汽車道 ・大さん橋ふ頭緑地 ・象の鼻パーク ・（仮称）山内臨海緑地（計画） ・（仮称）山下ふ頭緑地（計画） ＜横浜港シンボルタワー＞ ・横浜港シンボルタワー ・本牧海づり施設 ＜掘割川河口周辺＞ ・磯子・海の見える公園 ＜杉田臨海部＞ ・（仮称）杉田臨海緑地（計画） ＜横浜ベイサイドマリーナ地区＞ ・横浜ベイサイドマリーナ ・（仮称）白帆緑地（計画） ＜海の公園・八景島周辺＞ ・海の公園 ・野島公園 ・八景島

■海をのぞむ丘の軸・海と人とのふれあい拠点位置図

(4)　水と緑により都心臨海部の魅力づくりを進めます

多くの市民・観光客が訪れる都心臨海部において、周辺の山手の丘や野毛山・掃部山の丘、高島の丘を含め、豊かな水・緑環境の創出・充実を進めることで、風格があり魅力ある街並みを形成するとともに、都心臨海部の賑わいが創出されるよう、市民や事業者など様々な主体と連携し活用を推進します。また、全国都市緑化よこはまフェアの開催を一つの契機とし、花と緑にあふれる都心臨海部を市民とともにつくり、その取組を次の世代へ継承していきます。

〈取組方針〉

- 都心臨海部の貴重な空間を効率的に活用し、魅力ある景観形成や臨海部の公園･緑化のネットワーク化など、地区の特性をいかした新たな水・緑環境を整備するとともに、既存施設についても、エリアの魅力向上につながるよう、緑あふれる空間づくりを進めます。
- 大規模開発や建築計画にあわせ、親水空間の整備や視認性・公開性に配慮した緑化を積極的に推進し、市民に開放された憩いの空間が適切に整備されるよう誘導します。
- 創出した緑が都心臨海部の魅力向上につながるよう、効果的な維持管理・活用を図り、民間事業者との新たな連携の形を検討します。
- 街路樹を街のシンボルとして風格ある美しい並木に育て、都市の美観と快適性を高めます。日本大通りのイチョウ並木は、景観法に基づく景観重要樹木として保全します。駅前広場など、多くの来訪者が目にする場所で緑を創出・育成し、街の魅力を高めます。
- 新たなにぎわいを創出するため、山下公園と一体となった山下ふ頭の緑地整備を地区の歴史を継承し進めるとともに、山手周辺の洋館など街の歴史的資産とのつながりをいかして、国際観光都市としての魅力を高めていきます。
- 東横線の跡地やみなとみらい 21 地区内の歩行者軸では積極的に緑の創出・育成を進め、緑豊かな歩行者空間をつくります。
- 野毛山・掃部山の丘については、その歴史性を踏まえながら、緑を維持・保全します。山手の丘では、山手地区景観風致保全要綱により地域の協力を得ながら開港以来の歴史性をいかした緑の保全と活用を進めます。
- 都心臨海部でも地産地消に関するイベントの開催など、横浜の「農」が身近に感じられるような取組を推進します。
- 港湾計画で位置付けられた「レクリエーション等活性化水域」、「自然的環境を整備又は保全する区域」を中心に、親水空間を活用し、トライアスロン、カヌー、水陸両用バスなど、水辺に親しむアクティビティやビジターバースの運用、水質浄化や生物多様性の保全を推進します。

・大岡川では神奈川県と本市が共同で進めている「横浜市地区かわまちづくり」により、水辺拠点の整備などを推進し、歴史の面影を残しつつ川沿いの景観を美しく整え、水面・花見・緑陰・紅葉・魚影などの河川と街並みの風情を楽しめる憩いの場を整備していきます。

■都心臨海部及び周辺の水・緑づくり対象エリア

(5)　農によるまちの魅力づくりを進めます

本市は大都市でありながら、市街地には身近な農地、郊外部にはまとまりのある農地が存在しています。また、水田や谷戸からなる里山景観など、多様な農景観が広がっています。

農地は、新鮮な農畜産物の供給とあわせ、環境教育・農体験・食育の場や、心安らぐ緑地空間の提供、市民の農業への理解の醸成、景観・環境の保全、災害時における避難場所の提供など、緑のオープンスペースとして多様な役割を果たしています。

これらの農地を保有する農業者の経営安定を図るため、市内産農畜産物の生産振興、農を支える担い手への支援、農地の利用促進などを進めていきます。また、市民が身近に農を感じられるように、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、農に親しむ取組や地産地消の取組を推進していきます。なお、それぞれの取組については、事業者や市民と連携しながら、地域特性に応じた施策を展開することで、農によるまちの魅力づくりを進めます。

■横浜の農業の多様な役割

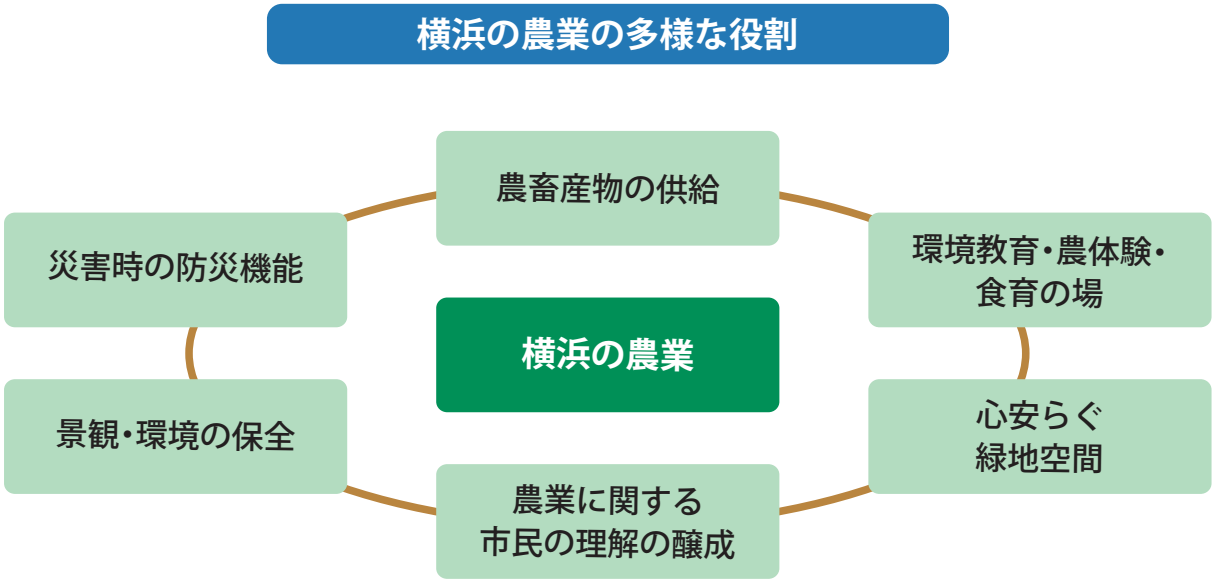

（出典：横浜都市農業推進プラン）

〈市街地の市民に身近な農地における取組方針〉

・魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区の指定など市街地に残る農地などの保全・活用します。
・教育や福祉の分野などとも連携し、環境教育や農体験などの取組を進めることで農地を教育やコミュニティ形成の場としても活用します。

〈郊外部のまとまりのある農地における取組方針〉

・農業専用地区などのまとまりのある農地を中心に、農地の基盤整備や効率的な利用を目的とした集約化を進めます。
・農業振興の取組を進めるとともに、住宅地と近接し交通アクセスが良いなど、市民利用の利便性が高い農地については、回遊ルートの確保や農地周辺の美化などにより周辺環境との調和を図りつつ、市民利用型農園の開設や農体験イベントの実施などを進め、市民が農に親しむ取組を行います。
・農を支える多様な担い手を育成・支援するとともに、新規参入を推進し新たな担い手を確保します。
・農地を良好に維持・管理することにより、まとまりのある農景観を保全します。
・地域住民との協働による農地の保全活動を進め、市民と農との交流を広げます。

(6)　里山景観の保全を進めます

市内では寺家や舞岡、新治をはじめ、里山景観が残る地域があります。こうした空間は生物多様性を保全するだけでなく、横浜の魅力的な景観の一つとして、市民生活に潤いをもたらす場ともなっています。これらの里山景観を次世代に引き継いでいくためにも、樹林地や農地などの一体的な保全・活用を図ります。

また、市街化調整区域に点在する樹林地も横浜の景観を形づくる重要な要素であり、保全を進めていきます。

〈取組方針〉

- 特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく緑地の指定や農地の保全・活用、公園の整備などにより、里山景観の保全・活用を総合的に図ります。
- 特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めます。
- 樹林地や農を支える担い手の確保と育成を進めます。

■里山の風景

寺家ふるさと村

舞岡ふるさと村

(7)　緑豊かな市街地を形成します

市街地に残る樹林地や農地、整備された公園や緑化空間などの身近な緑は、市民が日常の中で眺め、楽しめる存在であり、憩いや安らぎをもたらすほか、レクリエーションの場の提供など、快適に生活するためになくてはならない存在です。また、市街地に緑があることで、生き物の生育・生息環境の保全や環境保全、防災機能の向上に寄与し都市の中で重要な役割を担っています。

市街地に残る樹林地や農地を保全するほか、市街地の緑の拠点となる公園の配置を計画的に進めます。配置にあたっては、多様な市民の要望に応えるとともに、都市計画やその他まちづくりと整合を図りながら地域の特性に配慮した整備を進めます。また、多くの市民が利用する公共施設や道路沿いの建築敷地の緑化や、土地利用転換の機会をとらえた緑の創出などにより、まちのシンボルとなり、生き物の生育・生息環境にもなる緑を創出します。保全・創出した緑は、市民や NPO、事業者とも連携しながら良好に維持管理・活用を図ります。

〈取組方針〉

- 市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全します。
- 身近な緑の空間であり、憩いの場、コミュニティ形成の場、スポーツや健康づくりの場、子供が安全に遊べる場である公園を、地域や区ごとの特性や社会情勢に応じて計画的に配置します。
- 多くの市民が利用する公共施設、市民利用施設、駅前広場など、まちのシンボルとなる場において緑を創出・充実させる取組や、緑化地域制度や地区計画などを活用した緑化を推進します。緑化に際しては、公開性があるとともに視認性の高い緑の創出を図ります。
- 保育園や学校などの子供を育む空間において、身近な自然とふれあえる場としての緑の創出・拡充を進めます。
- 地域住民が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する取組を支援し、緑豊かなまちづくりを進めます。
- 新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえ、公園や広場などのオープンスペースの配置のほか、視認性や公開性に配慮した緑化を積極的に推進します。
- 創出した緑は、市民、NPO、事業者と連携しながら地域資源として活用するとともに適切に維持管理・育成します。
- 広域避難場所となるなど防災・減災に資する公園の配置、地域の防災拠点となる学校の緑化を進めます。また、土地所有者の協力を得て通常時は食料生産や農体験の場となり、災

害時は避難場所となる防災協力農地の配置を進めます。

・地域のシンボルとなる歴史・文化を育む緑の拠点となるよう産業遺構や歴史的建造物など地域の歴史的な資産を活用した公園を整備・活用します。

・地域のニーズを踏まえた新たな利活用や、都市の集約化に対応した、公園の効率的・効果的な配置・整備を検討します。

・幹線道路や地区内道路において街路樹などの道路緑化を進めるとともに、魅力ある街路景観を形成するよう、街路樹を良好に育成します。また、樹木の状況を的確に把握し、それに基づく計画的な維持管理や更新、安全対策を進めます。

・市街地の低密度化が進展している地域では、地域住民を中心とした、空き地の農園や広場としての活用などを検討します。また、市街地整備の中で空き地を集約し緑地を創出する取組について検討します。

Column コラム 街の魅力を高める緑

緑が人々にもたらす憩いや安らぎの効果に着目して、地域や街を再生する取組が国内外で進められています。

東京駅の八重洲口では、グランルーフと呼ばれる大屋根を配した待ち合わせ場所や人が行き交うテラス、店舗などと合わせて、彩り鮮やかな緑をふんだんに配し、都会の中で四季を感じられる空間づくりを行っています。丸の内側でも駅舎の保全・復元工事に続いて緑と一体となった駅前広場を設ける計画が進んでおり、駅が単に通過する場所から、豊かな緑の中で思い思いの時間を過ごせる場所に変わりつつあります。

東京駅八重洲口 グランルーフ

海外に目を向けると、高架廃線跡を遊歩道として再生させたニューヨークの「ハイライン」は、無機質だった都市のビル群の間に、野生の草花が風にそよぐ緑道を整備し、周辺の文化・商業施設などとも連携することで、新たな人の流れを作ることに成功した例として知られています。

ハイライン（ニューヨーク）

本市でも、日本初の立体都市公園となる駅舎と山手の丘を結ぶアメリカ山公園や、国有地を活用した港のみえる丘公園ブラフ９９ガーデンの整備により、地域の方から観光客まで様々な人々が行き交う新たな空間形成を進めてきました。また既存の公園においても緑ある空間の魅力を高める工夫を行っており、山下公園の便益施設では、コンビニエンスストアの事業者にレストハウスなどの管理を任せることで、緑と港の景色を楽しむ場としてだけではなく、喫茶をしたり、お土産を選んだりするなど、訪れる人が休息や観光などを楽しめるような運営を行っています。

緑が豊かで快適な空間があり、そこで緑を楽しむ工夫が加わることで、街に多くの人々を惹きつけられるようになり、賑わいがもたらされます。このようなことは地域の活性化や都市としてのブランド力の向上につながる効果も期待できます。

アメリカ山公園

山下公園のレストハウス

3. 水と緑の環境を市民とともにつくり・育て・楽しみます

水・緑環境は市民生活にとってなくてはならない重要な市民共有の財産です。これらの水・緑環境に市民が関わるきっかけづくりを進めるとともに、親しみ・楽しむ場の充実を図ります。また、水・緑環境を支える活動を担う人や団体を育成し、さらには活動団体同士の交流や連携を進めることで、多様なライフスタイルの実現を図ります。

(1) 水・緑環境に関わるきっかけづくりを進めます

- 区民まつりなど様々な機会をとらえて、水・緑環境に関する取組の紹介、自然と関わるきっかけとなるようなイベントの開催、活動団体の紹介などを広く行うことで、市民の関心を高め、理解を深めていきます。
- 学校や地域での「出前講座」の開催、下水道のしくみや自然観察をはじめとする環境関連施設での講座の開催など、市民に自然体験や環境教育の機会を提供します。
- ウェルカムセンターや既存施設などを有効活用し、市民が水・緑環境に関わるきっかけづくりを進めます。また、活動に関する情報を発信することで、地域での環境活動の活性化を図ります。
- 古民家や西洋館などの歴史的資産について、市民による管理運営や市民や NPO、事業者などの協力を得ながら、利用・活用を通して、その魅力を多くの市民へ伝えていきます。
- 市民と水・緑環境との関わりが深まるよう、全国都市緑化よこはまフェアの開催を通して、市民が水・緑環境の取組を知り、魅力を感じられるようにします。

(2)　親しみ、楽しむ場の充実を図ります

・農地を活用し、子供から高齢者まで、多様なニーズに合わせて土や作物に親しみ、自らの手で野菜や花づくりを楽しめる場づくりを進めます。
・生活の身近な場所で地域の新鮮な農畜産物を購入できるよう、農畜産物の生産振興や直売を推進することで、農が身近にある楽しみを広げていきます。
・農体験、自然体験、食育においては、学校との連携も図り、横浜の水・緑環境に関わることができる取組を推進します。
・シニア層をはじめ多様な市民の知識や能力が発揮される取組の充実や場づくりを進めます。
・水・緑環境を福祉施策などと連携し、健康づくりの場として活用します。
・海や川などの水辺空間を活用したイベント開催、公園の新たな利活用の展開など、地域の新たな魅力や賑わいの創出につながるような利活用を促進します。

(3)　活動を担う人・団体を育てます

・ボランティアを始めたい市民と活動団体との出会いの場をつくるなど、企業の CSR 活動などとも連携しながら、活動に取り組むボランティアの裾野を広げます。
・樹林地や公園、水辺を市民とともに保全・管理・活用していくため、森づくり活動団体、市民の森愛護会、公園愛護会、水辺愛護会などの活動を研修やコーディネートなどを通して支援します。
・農家の手伝いや農業ボランティアなど農を支える人材や、はまふぅどコンシェルジュなど地産地消に関わる人材を育てます。
・事業者との協働による緑化及び緑の維持管理活動の展開や屋上緑化の取組など、市民や NPO、事業者との協働による地域ぐるみの緑の活動を、地域の特性にあわせて推進します。
・市内の動植物の生育・生息状況や分布状況などの調査に市民と連携して取り組むなど、生物多様性を保全していくための人材を育てます。
・身近な水・緑環境をまもり・つくり・育てる市民活動のリーダーの育成に取り組みます。

(4)　活動の輪を広げます

・水・緑環境の新規整備や再整備、イベントなど様々な機会をとらえて、森づくり活動団体、市民の森愛護会、公園愛護会、水辺愛護会などの活動団体との連携を推進します。
・水や緑に関わる市民活動について、それぞれの活動の特徴をいかしつつ、地域や流域ごとに連携した活動へと幅を広げられるようコーディネートを図ります。
・市民、NPO、事業者など様々な活動団体同士の交流や連携を推進します。

Column コラム　水や緑を活用した健康づくり

本市ではすべての市民を対象に、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることができるよう、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防に取り組んでいます。

公園や水辺などの水・緑環境は、散策やスポーツが楽しめる場として、市民に最も身近な存在といえます。豊かな水や緑のなかで体を動かすことは、運動による身体的な健康だけでなく、精神的・社会的な効果も期待できます。

本市ではより多くの市民が気軽に楽しみながら水や緑のなかでウォーキングなどに取り組んでもらえるよう、歩きやすく魅力ある歩行空間の整備などを行う「健康みちづくり推進事業」や健康づくりの場として公園を活用する「健康づくり公園事業」など、道路・河川や公園の空間づくりを進めています。また、整備した空間では、健康プログラムの実施など、ソフト事業とも連携した活用を進めています。

公園での健康づくり

第５章　推進施策

本章では、４章の推進計画に基づき、「樹林地」、「農地」、「公園」、「緑化」、「水循環」、「水辺」のそれぞれの分野ごとに推進施策を整理し、具体的な取組内容も含めまとめました。

1. 推進施策

(1)　樹林地の保全・活用

①　保全

・市内のまとまりのある樹林地を、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区、源流の森保存地区、公園、地区計画などにより保全します。
・既存の市民の森などについて、樹林地を永続的に確保できるよう、特別緑地保全地区などを重複指定します。
・緑地保全制度による保全に合わせ、まとまりのある樹林地を保全するために効果的な規制・誘導手法について検討します。
・樹林地の保全にあたっては、周辺の河川や農地といった水・緑環境と一体的に自然環境を保全できるよう配慮します。
・土地所有者が継続的に樹林地を保有できるよう、緑地保全制度などの一層の充実について検討します。
・斜面地の緑地について、周辺住民の安全と一体的な緑地の保全が図られるよう、指定範囲の設定方法なども含め効果的な外周部の安全対策について検討します。

主な施策	
近郊緑地特別保全地区	緑の 10 大拠点の一つである円海山周辺地区には、首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が、約 1,096ha(うち横浜市：802ha) にわたって指定されています。 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域内の特に良好な自然環境を有する緑地や、首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい緑地について、近郊緑地特別保全地区の指定を推進します。 また、都市緑地法第 17 条 1 項の規定に基づき、土地所有者から土地の買取り申し出があり、土地の境界確定などの条件が整った場合に買取りを行います。

主な施策	
特別緑地保全地区　★	市内のまとまりのある樹林地のうち、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致又は景観に優れる緑地や生態系に配慮したまちづくりのための生き物の生育・生息環境となる緑地など、概ね 1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地を指定します。 指定の範囲は、樹林地をはじめ、草地、水辺地、岩石地のほか、景観、立地状況等がそれらに類似しているものや、必要に応じ緑地に介在する農地、緑地を将来にわたって維持管理するための土地など、緑地を良好に保全するために必要な土地の一体的な指定を進めます。 また、都市緑地法第 17 条 1 項の規定に基づき、土地所有者から土地の買取り申し出があり、土地の境界確定などの条件が整った場合に買取りを行います。
市民の森など	主として樹木によって良好な自然的環境が形成されている、散策や自然観察などの市民利用が可能な、概ね 2ha 以上の樹林地を中心とした一定の区域を指定します。
緑地保存地区	市街化区域内の、500㎡以上の身近な樹林地を指定します。
源流の森保存地区	市街化調整区域内の、1,000㎡以上の良好な樹林地を指定します。
保安林	水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健などの機能を高度に発揮し、暮らしを守るための重要な役割を果たしている森林を、国又は県が指定します。
よこはま協働の森	300㎡以上 1,000㎡未満の樹林地を対象として「よこはま協働の森基金」と地域住民が集めた資金とをあわせて、樹林地を取得します。
緑地保全施策に合わせた効果的な規制・誘導手法の検討	市内のまとまりのある樹林地を保全するため、緑地保全制度に合わせた効果的な規制・誘導手法について検討します。
開発などに伴う緑地の保全	新たなまちづくりや土地利用転換などの際には、地区計画や条例により緑地の保全を図ります。

★都市緑地法第４条第２項における特別緑地保全地区に関する事項に該当します。

②　施設整備及び維持管理

緑地保存地区や源流の森保存地区などについては、土地所有者の行う維持管理に対し、必要な支援を行います。また、市民の森や取得した特別緑地保全地区などの市が管理する樹林地については、多様な生き物の生育・生息環境ともなっている良好な自然的環境を保全するとともに、施設整備及び維持管理を以下のとおり行います。

- 市民に公開する樹林地は、市民利用や安全などに配慮し必要な施設の整備及び管理を行います。また土地所有者や市民で構成される愛護会による草刈りや清掃などの管理を進めます。
- 樹林地の外周部は、防災工事などによる安全対策を進めるとともに、必要な草刈りや樹木の管理を行います。
- 森づくりガイドラインなどを活用し、生物多様性の保全と利用者の安全や景観保全など、森ごとに求められる要件に配慮した樹林地の管理を行います。また、森ごとに愛護会などと連携して保全管理計画を策定し、周囲の環境とのつながりを意識しながら計画的な維持管理を行います。

・市民、NPO、事業者などと協働で森づくりを行うため、必要な知識や技術の研修を実施するなど、森を育む人を育てます。
・樹林地の管理作業で発生した木質バイオマスの多様な活用を進めます。

主な施策	
土地所有者への支援	土地所有者が行う維持管理の負担を軽減し、継続的に樹林地を保有できるよう、指定した樹林地について防犯や防災上の観点から、道路や住居に隣接する外周の草刈りや間伐、枝払いを支援します。
保全・活用のための施設の整備	樹林地を維持管理するために必要な外周柵や管理用通路、市民利用の散策路、休憩施設、標識などの整備を進めます。
防災・安全対策	防犯や防災上の観点から、道路や住居に隣接する外周の草刈りや間伐、枝払いを実施します。また、防災や安全面の対策が必要な樹林地の法面を対象に景観や生物多様性などに配慮した防災工事や維持管理などの対策を実施します。
森づくりガイドラインなどを活用した維持管理の推進	樹林地の維持管理を行う際の技術指針である森づくりガイドラインなどを活用し、生物多様性の保全、利用者の安全や快適性の確保、良好な景観形成など、樹林地に期待される多様な役割に配慮した森づくりを推進します。
保全管理計画に基づく森づくりの推進	市民の森などで、森ごとに具体的な管理の計画を定めた「保全管理計画」を策定し、愛護会などと連携して森づくりを推進します。
森づくり活動団体、森づくりボランティアの育成	市民、NPO、事業者などとの協働による森づくりを推進するため、森づくり活動団体や、森づくりボランティアを育成します。活動のための知識や技術に関する研修、アドバイザーの派遣などの活動に必要な支援を行います。
維持管理で発生する間伐材の活用	維持管理で発生する間伐材や剪定枝などの活用を進めます。

■特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（都市緑地法第４条第２項第４号イに掲げる事項）

横浜市が管理する特別緑地保全地区において、横浜市は緑地の特性に応じ、当該緑地を保全するため必要となる施設の整備を以下のとおり進めます。

・市民利用が可能な地区は、市民の森などとして公開するために必要な散策路や休憩施設などを整備するとともに、環境教育を進めるための標識や解説板などの自然観察施設を整備します。
・樹林の育成・管理や生き物の生育・生息環境などの自然環境を保全するために、必要に応じ保護エリアの設置や、標識、人止め柵、管理用通路、森づくりボランティア活動の拠点などの施設の整備を行います。
・利用者や隣接地の安全を確保するために必要な柵、管理用通路、作業用車両の進入路、土砂崩壊防止施設や排水施設、防火施設などを整備します。

③　活用

本市が管理する樹林地における活用を、以下のとおり行います。

・本市が管理する樹林地は良好に保全します。また、市民の森や公園、横浜自然観察の森など市民に公開する樹林地は、周囲の環境と一体的に散策、自然観察、環境教育の場として活用するとともに、森づくりを行うボランティア活動の場としての活用を進めます。

・ウェルカムセンターなどを活用し、市民が森に関わるきっかけづくりを行います。また、市民、NPO、事業者、教育機関などによる環境保全活動や社会貢献活動などによる樹林地の活用を進めます。

・ごみの投棄や生き物の採取や持ち込みなどが行われないように、市民のマナーの向上を図ります。

主な施策	
横浜自然観察の森	人と生き物がふれあいながら、自然の仕組みを学べる拠点として活用します。
拠点施設を活用した環境教育・自然体験の推進	自然観察センター、にいはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センターをウェルカムセンターとして運営し、各館の特徴をいかしながら、情報発信を進めるとともに、学校など多様な主体と連携した環境教育や自然体験の場づくりを行います。

Column コラム　樹林地をまもる取組

緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があります。市内に残る緑の多くは民有地であることから、土地所有者の方ができるだけ長く持ち続けられるよう、土地所有者の方のご理解とご協力を得て緑地保全制度に指定し、税の軽減や維持管理などの面から支援しています。緑地保全制度により指定されると、建築物その他の工作物の新築、宅地の造成、木竹の伐採などに制限を受けますが、様々な優遇措置があります。

制度名	特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区	市民の森	緑地保存地区	源流の森保存地区
根拠法令	都市緑地法	首都圏近郊緑地保全法	・緑の環境をつくり育てる条例 ・各制度の詳細を定める要綱		
特徴	概ね1,000㎡以上のまとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	所有者のご協力のもと、概ね2ha以上の緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	市街化区域に残る500㎡以上の身近な緑地を保全する制度です。	市街化調整区域に残る1,000㎡以上の良好な緑地を保全する制度です。
主な優遇措置	①固定資産税評価額が最大1/2 ②相続税及び贈与税評価額8割減（山林、原野） ③市への買入れ申し出が可能		①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市は買入れ希望に対応	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

(2)　農地の保全・活用

①　保全・活用

・市民に新鮮で安心な市内産農畜産物を安定的に供給します。
・生産基盤整備などの農業振興を図るほか、農業振興地域内の農用地区域や、市街化区域内の生産緑地地区などの指定により農地の保全を進めます。
・先進的な栽培技術の活用など農業の新たな動向を踏まえた施策を検討し取り組みます。
・横浜の農を支える新たな担い手である新規参入者・法人や、意欲的に農業に取り組む担い手に対して、ニーズに応じた育成・支援を図ります。
・農業の基盤となる農地の利用促進と遊休農地の解消のため、農地の実態調査や担い手への集約化を進め、農地の有効利用を検討します。
・社会状況の変化に対応し、生産緑地地区などの都市農地の保全・活用や、樹林地、公園、農地の一体的な保全・活用について検討します。
・水田景観などの横浜に残る良好な農景観を保全する取組を進めます。
・市民が気軽に農業を体験し楽しめる収穫体験農園など、多様な市民利用型農園の設置を進めます。
・恵みの里や横浜ふるさと村では、体験学習講座や市民との協働を通して市民と農との交流を広げます。
・市民が身近に農を感じることができるよう、直売所の整備などの支援を行うほか、地産地消に関わる人材の育成や、市民や企業などとの連携した取組の推進を図ります。

主な施策	
積極的に経営改善に取り組む農家への営農支援	市民のニーズに合った市内産農畜産物を生産するために、効率的に農業生産が行えるよう機械や設備の導入を支援します。
環境への負荷を軽減した農業の推進	環境への負荷を軽減した農業を奨励・推進するため、適切な施肥管理の指導を行います。さらに、周辺環境への配慮を行うための研修や、設備支援を行います。
農業専用地区の推進	農業振興地域内のまとまりのある農地について、都市と調和した良好な環境をつくるため、農業専用地区の指定を推進します。
農業生産基盤・設備の整備・改修	農業生産環境の向上及び都市と調和した良好な環境を維持するため、水を供給するかんがい施設などの農業生産基盤の整備を支援します。
横浜型担い手の認定・支援	意欲的に農業に取り組む担い手として、認定農業者や環境保全型農業推進者などを認定し、支援を行います。
個人・法人による新規参入の推進	農を支える新たな担い手として、農外からの個人・法人の参入の受入れや、農家子弟のUターンによる就農に対する研修などの支援を実施します。
農地の貸し借りの促進	経営規模拡大を希望する農家や、新規参入者・法人などに対して、積極的に農地の貸し借りを進めます。

主な施策	
遊休農地の利用促進	農地の利用状況調査、耕作放棄地の発生・解消に関する調査などを実施するとともに、農地の情報や規模拡大希望農家の情報、課題などを関係機関と共有しながら、遊休農地の解消と利用促進を図ります。
農業振興地域・生産緑地などの制度の活用	農地の有効利用と農業振興の計画的な推進のため、農業振興地域内において農用地区域制度を適切に運用します。また、市街化区域の農地は、貴重なオープンスペースや災害時の避難場所として生産緑地地区の指定や保全・活用を進めます。さらに防災機能をはじめとした農地の持つ多面的な機能を生かす取組を行います。
時代の変化に応じた新たな施策	社会・経済状況の変化や農業の新たな動向を踏まえて、先進的な栽培技術の活用や、農地の効率的な利用を目的とした農地集約化、市内産農畜産物の高付加価値化など、時代の変化に応じた新たな施策を展開します。
新たな保全策などの検討	社会状況の変化に対応し、生産緑地地区などの制度の積極的運用など、都市農地の保全・活用を検討します。また、農家が農地を持ち続けられるよう、農地を取り巻く土地税制など法制度の変化に対応し、国などへ働きかけるとともに新たな保全策などを検討します。
水田の保全	土地所有者が水田を維持できるよう、水稲作付を一定期間継続することを条件に、奨励金を交付します。また、必要な水源を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、井戸などの設置を支援します。
農景観を良好に維持する取組の支援	農業専用地区などのまとまりのある農地で道路側溝などの公共施設の清掃や、農地縁辺部への草花の植栽、生物多様性に配慮した水路機能の維持など良好な農景観を維持する取組を支援します。
多様な主体による農地の利用促進	農地を安定的に利用できるよう、農地を長期間貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進します。遊休化している農地は、市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けることにより、農地の保全を図ります。
様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	栽培収穫体験ファームや特区農園など様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めます。また、農園の開設・運営に不安や課題を抱える人には、開設・運営のノウハウを持った市民農園コーディネーターなどを活用して支援します。
市民が農を楽しみ支援する取組の推進	横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室など市民が農とふれあう機会の提供を進めるとともに、恵みの里では新規地区の指定に向けた取組も進めます。また、市内の生産現場や、直売所などの流通の現場などを巡るツアーを開催します。さらに、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組や栽培技術を学ぶ場の提供、援農の推進など、市民による主体的な活動を支援します。
地産地消にふれる機会の拡大	直売所の整備などの支援や地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じるための取組を推進します。
地産地消を広げる人材の育成	食や農をつなぐ「はまふぅどコンシェルジュ」などの地産地消に関わる人材を育成するとともに、「はまふぅどコンシェルジュ」や「よこはま地産地消サポート店」、「直売ネットワーク」などの人材や店舗を対象とした研修や交流会を通して、ネットワークの強化を図ります。
市民や企業などとの連携	農と市民・企業などが連携する取組や、市内の中小企業などを対象にした地産池消に関するビジネスを創出するための取組を支援します。また、市内産農畜産物の利用促進や食育の推進を図ります。

■地区指定された農地と横浜ふるさと村・恵みの里

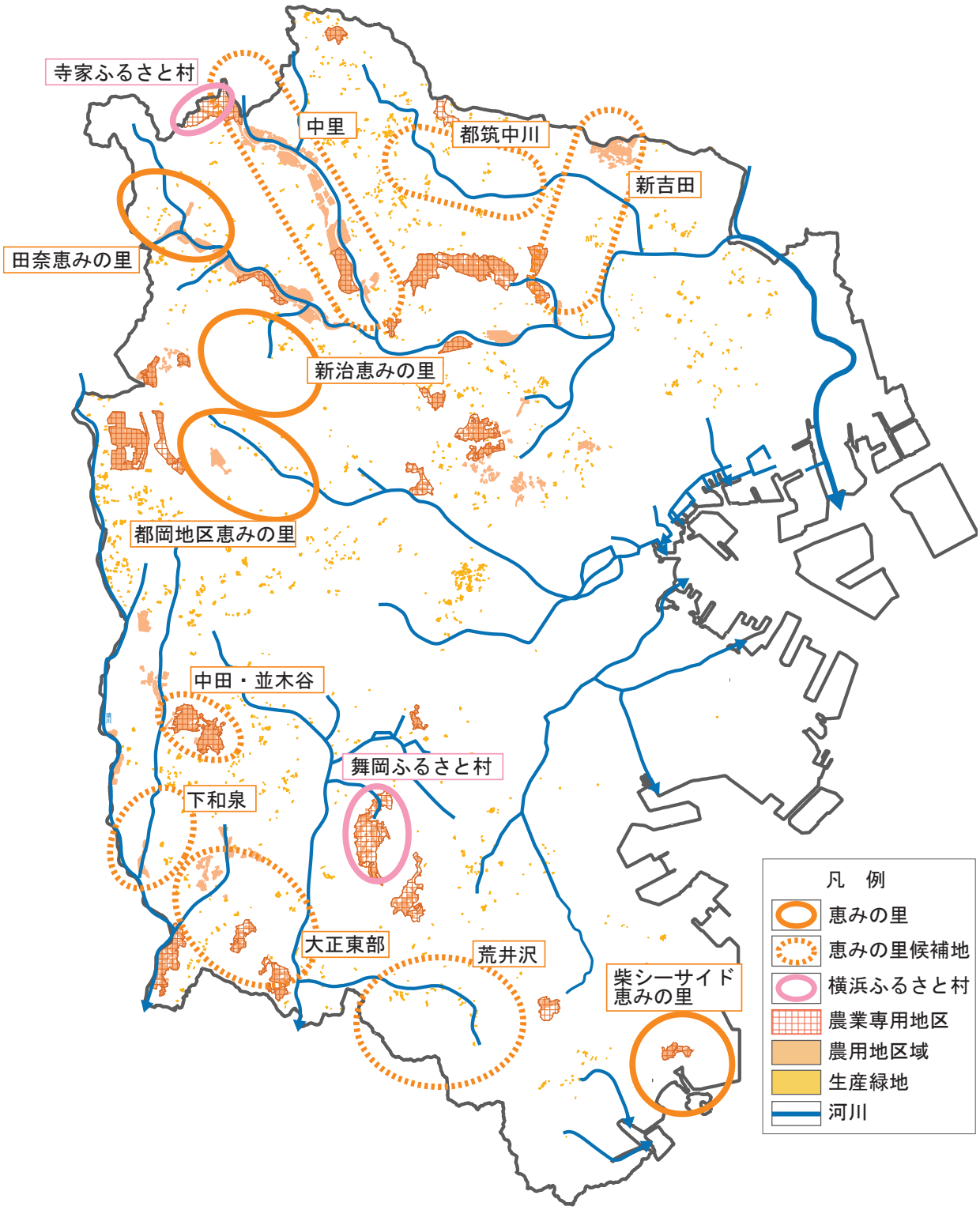

Column コラム 地産地消の取組

本市では、2015（平成27）年4月に「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」を施行しました。条例では、自然環境と共生しながら後世に農業を継続することを基本とし、安全で安心な市内産農畜産物の提供による市民の健全な食生活の確保、農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興、6次産業化などによる農畜産物の付加価値の向上などにつなげるため、横浜市、生産者、事業者及び市民が協力して地産地消に取り組むこととされています。

地産地消の主な取組

●市民や企業などとの連携による取組

企業と連携し、駅構内での市内産農畜産物を販売するマルシェの開催や、市内産農畜産物を使った新商品の開発などを行っています。

また、小学生を対象にした「はま菜ちゃん料理コンクール」の開催や小学校給食で市内産農畜産物の利用を進めるなど、食育における地産地消の取組も広がっています。

駅構内でのマルシェ

市内産農畜産物を使用した新商品

はま菜ちゃん料理コンクール

●地産地消に関する広報活動

11月の地産地消月間を中心とした様々なイベントの開催、「はまふぅどナビ」などの地産地消に関する情報誌の発行など、市民の皆さんが農を身近に感じられるよう、情報発信やＰＲを行っています。

よこはま食と農の祭典

地産地消の情報誌「はまふぅどナビ」

●6次産業化や飲食店などでの市内産農畜産物の利用促進などによるブランド化の取組

地産地消ビジネスの展開を希望する新規創業者などに対して、専門家による育成講座や事業相談によるビジネスプランのブラッシュアップ、事業化に係る経費の一部補助などを通した支援を行っています。

また、生産者の販路拡大や市内の飲食店などにおける市内産農畜産物の利用につなげるため、西洋野菜を中心とした特定品目について、生産者に作付を推奨するとともに、生産者と飲食店の交流会を実施するなどのマッチングを進めています。

市内産農畜産物を活用した加工品
（地産地消ビジネスの支援）

生産者と飲食店の交流会

(3)　公園の整備・維持管理・経営

①　配置

・緑の 10 大拠点に、特別緑地保全地区などと一体となった公園などを配置し、市民が地域の自然を楽しみ、地域の生物多様性の保全につなげるための拠点とします。緑の拠点ごとに、動物・植物・農・遊びなどのテーマを持つ公園を配置します。

・市街地をのぞむ丘の軸に、草花・花木が鑑賞できる広場やレクリエーション施設などを備えた公園を配置します。

・海をのぞむ丘の軸と、海と人とのふれあいの拠点に公園を配置します。

・新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえ、地域の顔となる公園を配置します。

・河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用するため、水や緑が交差連結する結節点に公園などを配置します。

・身近な公園は、小学校区を単位に、１校区当たり１か所の近隣公園、２か所の街区公園を標準として配置します。なお、公園配置に偏在がみられる地域では、公園数が充足している学区でも、市街地整備の状況などを勘案しながら公園を配置します。

・開発行為などにより面的な整備が行われ、その際に公園が適正に確保された区域以外の土地で一定の開発行為が行われる場合には、開発区域内の環境の保全、防災機能及びアメニティ空間の確保のため、緑のネットワーク形成にも配慮しながら区域内に開発提供公園を適正に配置します。

・市防災計画と連携し、防災・減災に資する公園の配置を進めます。

・市民利用施設や福祉施設などと公園との併設により公園の利用の増進や活性化を図ります。

・周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。

・市民ニーズや地域特性に配慮した適正配置に向け計画的な土地利用を図る必要がある場合や、関連計画での位置付けや他事業との連携の必要がある公園・緑地について都市計画に定め、事業の継続性・安定性を確保します。

・長期未整備区域を含む都市計画公園・緑地について、対象となる公園・緑地ごとに、求められる機能や役割を踏まえ、周辺のまちづくりとの整合などを図りながら計画の見直しを検討します。

② 整備

・市民の身近な場所に、地域コミュニティ形成の場としても機能し、日常的なレクリエーションの場となる公園を整備し、快適な住環境を実現します。
・本格的なスポーツ競技に対応した、公式施設を備えた公園や、身近なところでスポーツを楽しむことができ、幅広い年齢層が体力などに応じて健康づくりができる公園などを整備します。
・地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。
・開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、オープンスペースの確保など、市街地において必要な機能をもった公園を確保します。
・公園整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。
・市の防災計画で広域避難場所、いっとき避難場所、避難路、緩衝帯、物資集配拠点などに位置付けられる公園・緑地について、地域の防災性の向上や減災につながる整備を進めます。
・生物多様性の保全の観点から、周辺の河川、池、樹林地などの生態系に配慮した植栽や施設整備を行います。
・将来にわたり魅力が維持できるよう、ライフサイクルコストや管理運営形態を考慮し、整備内容を検討します。

主な施策	
身近な公園の整備	地域特性に応じた身近な公園を計画的に整備します。また、整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域のニーズや社会状況の変化を踏まえ、再整備や機能の再編を行います。
スポーツのできる公園の整備	市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
大規模な公園の整備	多様なレクリエーションを楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。
都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備などにより、魅力の向上を図ります。 また、都心臨海部では、公民連携により、風格ある水と緑づくりを推進します。
特色ある公園の整備	風致公園や歴史をいかした公園、自然体験・農体験の場となる公園の整備を推進します。
他分野との連携による公園整備の検討	設置許可や管理許可制度の運用により、公園と施設の価値を相互に高める市民利用施設の設置を検討します。また、健康みちづくりなど他分野との連携による公園整備を検討します。
開発行為などによる公園整備	開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。
都市公園ストック機能の再編	子育て支援や高齢者の健康増進に寄与する公園整備や、都市公園ストックの機能の再編などを進めます。

③　維持管理・経営

・利用者の満足度を高め、豊かな市民生活の実現につなげるため、行政や指定管理者などの各管理運営主体の独自の創意工夫により公園の特性をいかした経営を推進します。

・施設の維持管理・更新を着実に推進し、利用者が安全で快適に利用できる環境づくりを進めます。

・公園の植栽や樹林は、市民が身近に親しめる緑として、景観や生物多様性など求められる役割を発揮できるよう、安全性にも考慮しながら維持管理を行います。また、維持管理で発生する木質バイオマスの活用を図ります。

・身近な公園が地域の庭として愛され、地域活動やコミュニケーションの場となるよう、日常的な維持管理を担う公園愛護会やボランティア、地域の活動団体などの公園で活動する市民のサポート、団体間で連携を促進するためのコーディネートを行います。

・福祉や子育て・教育などの地域課題の解決につながるよう、多様な主体との連携・協働により公園及び公園内施設の活用を図ります。

・公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、企業などの多様な主体との連携や、公園の持つ資源や特性に合った新たな管理手法を検討します。

・屋内遊び場であるこどもログハウスを他の公園施設と一体的に活用します。

・公園などを利用した子供たちが自分の責任で自由に遊ぶ場であるプレイパークの取組を、市民との協働により拡充していきます。

主な施策	
安全に安心して利用できる公園の実現	公共施設長寿命化計画や、公園施設点検マニュアルによる定期的な点検結果に基づき、施設の保全・更新を行います。また、公園施設データベースの整備・運用や、維持管理に関わる人材育成を行います。
生物多様性に配慮した管理	まとまった樹林を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドラインなどを活用し、愛護会などと連携した維持管理を推進します。また、生態系ネットワークの一部として、周辺環境とのつながりに配慮した管理を推進します。
緑や花による魅力づくり	公園にある桜や梅などの花の名所、地域のシンボルとなっている樹木を地域の財産として継承・保全します。また、老朽化した植栽はその歴史や景観を尊重しながら再整備し、公園の新たな魅力づくりを行います。また、愛護会などと連携した花と緑のあふれる空間づくりを推進します。
維持管理で発生する木質バイオマスの有効活用	落ち葉、剪定枝の堆肥化、間伐材の有効活用など、環境にやさしい公園の維持管理を進めます。
公園の特性に応じた公園経営	都心部の観光公園など市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づく公園経営を行います。
市民の参画・協働による管理運営	身近な公園で日頃の維持管理を担う公園愛護会や管理運営委員会の主体的かつ自発的な活動を促すため、活動のコーディネートや、愛護会や活動団体のネットワークづくりを行います。
指定管理者制度や規制緩和による公園の価値向上	指定管理者の積極的な自主事業の実施や、地域住民が活用しやすい柔軟な管理運営により公園の魅力向上を図ります。
公園の評価	公園利用者の満足度を高め、市民生活の豊かさに資するため、パークマネジメントプランの実施による効果や、指定管理者による取組の成果を評価する仕組みを検討します。
公園のプロモーション	市民や観光客へ公園の魅力を広く伝え、公園をよりよく使ってもらうために、情報発信や普及啓発活動を充実させます。
プレイパークの支援	公園を利用したプレイパークを支える市民活動の支援を継続し、市民との協働により拡充していきます。

④　公園種別

<table>
<tr><th colspan="3">種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">住区基幹公園</td><td colspan="2" rowspan="2">街区公園</td><td>地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園を配置します。
0.1ha 以上で 0.25ha を標準とします。</td></tr>
<tr><td>街角公園</td><td>遊具や植栽などを備えた公園を開発行為に伴う提供公園などにより配置します。
0.1ha 未満とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">近隣公園</td><td>少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園を配置します。
1ha 以上を目安に 2ha を標準とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区公園</td><td>身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園を配置します。
4ha を標準とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市基幹公園</td><td colspan="2">運動公園</td><td>競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ～ 75ha を標準とする公園を配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合公園</td><td>休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ～ 30ha を標準とする公園を配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">広域公園</td><td>多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特殊公園</td><td colspan="2">歴史公園</td><td>史跡や歴史的建造物を保存活用した公園を配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">風致公園</td><td>良好な風致や特徴的な景観を有する公園を配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">動植物公園</td><td>こども植物園などの生き物に親しみ、学ぶことのできる公園を配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業公園</td><td>良好な農景観を有する公園を配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">緩衝緑地</td><td>工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市林</td><td>生き物の生育・生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策のための施設などを整備します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">広場公園</td><td>にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市緑地</td><td>都市における良好な自然的環境や景観の保全を目的に配置します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">緑道</td><td>市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を配置します。</td></tr>
</table>

■都市公園の配置状況

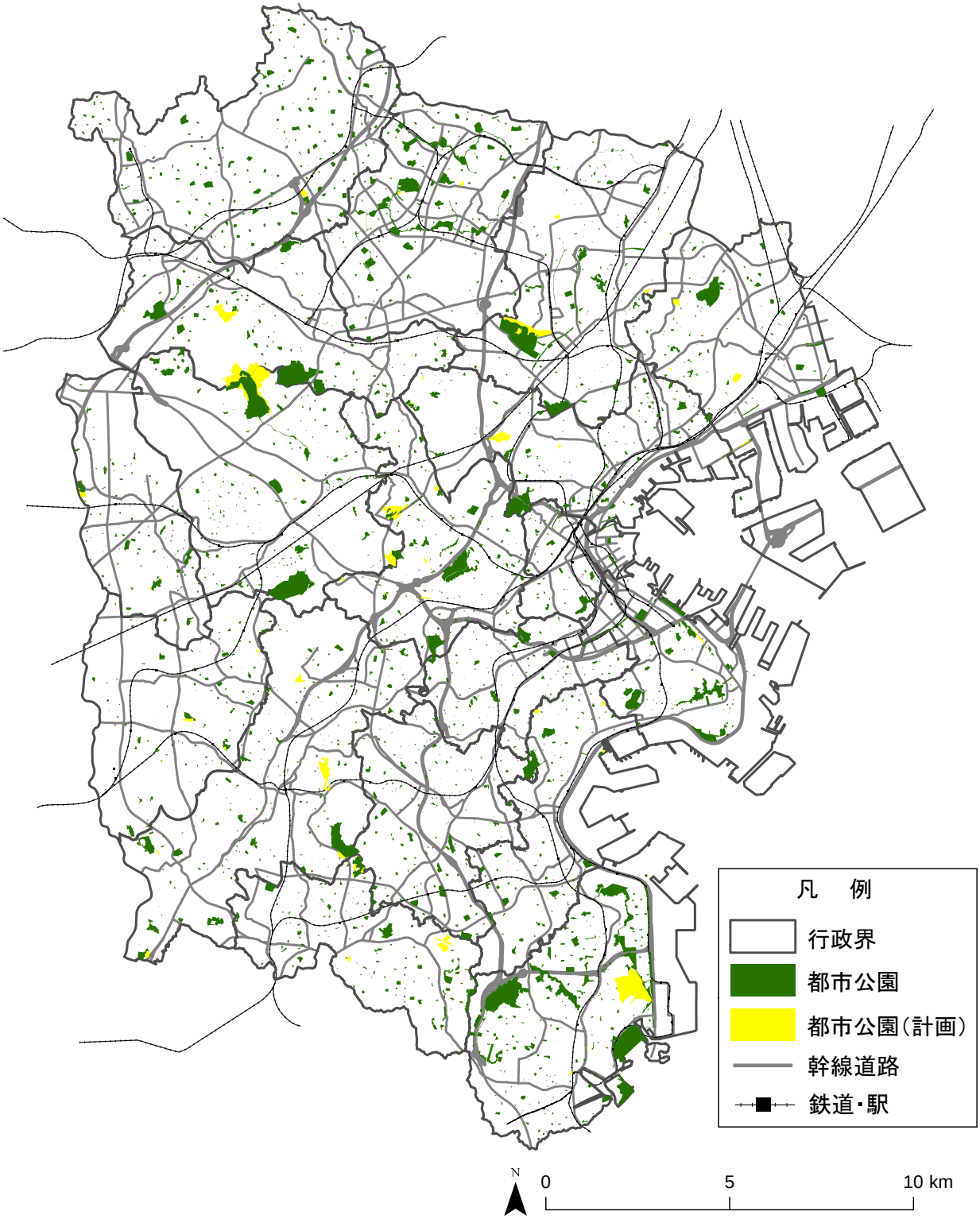

(4)　緑の創出・育成

①　公共施設・公有地での緑の創出

・多くの市民が利用する主要な公共施設について、さらに緑を充実させる取組を推進します。また、公園、河川、道路、墓園、駅前広場などの公有地や公共空間について、地域の特性をいかした緑の創出を進めます。

・公共建築物については、「緑の環境をつくり育てる条例」の基準以上の緑化に努めます。また、既存施設の再整備などの機会をとらえ、公開性があるとともに視認性の高い、市民が実感できる緑を創出します。

・幹線道路や地区内道路において街路樹などの道路緑化を進めるとともに、街路樹を良好に育成し、地域ごとの街路景観を形成します。

主な施策	
公共建築物での緑の創出・管理	公共建築物の建築の際に、緑の環境をつくり育てる条例の基準以上の緑化に努めるとともに、既存建築物についても、同条例の基準以上の緑化に努め、全ての公共建築物において、緑化認定証の取得を目指します。 また、ヒートアイランド現象の緩和に効果が見込まれる、屋上・壁面緑化などにも取り組みます。 既存の施設の再整備に際しては、維持管理や地域特性、生物多様性に配慮した魅力的な緑の創出・管理を進めます。
公園の緑化	緑の拠点として、四季を感じ、地域のシンボルとなり、防災にも資する緑化を進めます。また、緑の少ない区を中心に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな公園を整備します。
河川（水辺拠点）の緑化	河川の水の軸が、水と緑の軸となるよう、河川（水辺拠点）で緑化を進めます。
街路樹の整備・管理	道路の環境改善や、視線誘導のほか、街の美しい景観となる緑の軸を形成する街路樹の整備を新たな道路整備などの際に実施して、緑化を進めていきます。また、緑の軸を維持するために、既存の街路樹の維持管理を充実することで、いきいきとした街路樹づくりを進めます。さらに、街路樹を保全するため、老朽化や倒木により失われた街路樹の補植や植え替えを進めます。

② 助成事業や普及・啓発事業などによる緑の創出

・民有地での緑の創出を推進するため、緑化に対する助成や名木古木の指定などにより、緑の創出・保全に取り組む市民・事業者を支援します。また、民有地緑化の原資となるよこはま緑の街づくり基金の造成、緑化の普及・啓発、顕彰事業を実施するとともに、地域で取り組む緑化活動を支援します。

・創出した緑は、市民や事業者と連携しながら地域資源として活用するとともに適切に維持管理・育成します。

主な施策	
民有地における緑化の助成	民有地の緑化を推進するため、屋上・壁面緑化や生垣緑化、記念植樹、緑地協定区域の管理などに助成を行います。
名木古木の保存	地域住民に古くから親しまれている樹木を保存すべき樹木として指定し、維持管理費用などに助成を行います。
よこはま緑の街づくり基金のPRと募金活動	緑化に対する関心を高めるため、各種イベントなどにおいて緑化の普及・啓発を図るとともに、基金事業のPRや募金活動を行います。
緑化イベントの開催	全国都市緑化よこはまフェアやよこはま花と緑のスプリングフェア、区や地域のイベントなどを通し、緑の普及・啓発を推進します。
市の花・市民の木、区の花・区の木の普及	市の花バラ・市民の木を、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとするとともに、各区のシンボルとして区の木・区の花の指定を進め、これらを積極的に取り入れた特徴ある緑化を推進します。
人生記念樹	出生、小学校入学、成人、結婚、金婚などの際に記念樹となる樹木の配布を行います。
横浜市こども植物園	緑や花に関する展示、みどりの学校、園芸講座など、緑の普及・啓発や緑をつくり育てるリーダーを育成します。
緑の相談所の運営	横浜市こども植物園で花や緑の相談を受ける緑の相談所を運営します。
花と緑のみどころ事業	個人や団体で管理し、無料で公開している優良な花と緑の見所を広く市民に紹介します。
建築物緑化認定証の交付	建築物を建築する際に、法や条例などによる基準以上の緑化を行った建築物に、緑化認定証の交付を行います。
団体育成事業	緑の街づくりを進めるための地域の核となって活動している「よこはま緑の推進団体」の活動を支援します。
緑の街づくりリーダーの育成	地域での緑化活動や緑化技術などの花や緑の指導などを行う、「よこはま花と緑の推進リーダー」の養成や支援を行います。
花やぐまち事業	自治会、企業、学校などにプランターを貸し出し、緑化活動のきっかけづくりを進めます。

③　市民協働による緑のまちづくり

・地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民との協働で進めます。

主な施策	
地域緑のまちづくり	市民、企業、団体との協働による地域ぐるみの緑化活動を、地域の特性に合わせて推進し、緑豊かな街づくりを展開します。
京浜の森づくり事業	京浜地区において、事業者の緑化と環境行動を支援し、公共空間の緑化や生物多様性の保全に取り組みます。

④　子供を育む空間での緑の創出

・次世代を担う子供たちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、保育園や幼稚園、小中学校などで、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑の創出・育成を進めます。

主な施策	
緑の創出と維持管理の支援	保育園・幼稚園・小中学校などにおいて、校庭・園庭の芝生化、ビオトープや花壇づくり、屋上や壁面の緑化を支援し、多様な緑を創出します。 また、創出した芝生などの維持管理に対する支援を行います。

⑤　緑や花による魅力・賑わいの創出

・多くの市民が時間を過ごし、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである都心臨海部において、緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。

主な施策	
都心臨海部の緑花による賑わいづくり	都心臨海部のみなとみらい２１地区から山下地区を中心としたエリアで緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成、賑わいづくりにつなげます。

⑥　緑化制度の運用

・緑を創出する仕組みとして、法・条例・その他制度を運用し、緑化を推進します。

・緑の積極的な創出を図ることが必要な区域を緑化地域に指定し、建築物の敷地内において緑化を推進します。

・都市環境の形成に必要な緑地が不足しており、重点的に緑化の推進に配慮を加えるために緑化推進施策を定める地区を緑化重点地区に指定し、緑化を推進します。

・新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえて、地区計画における緑化制度（地区施設の配置、緑化の方針、緑化率）の運用などにより、広場や緑地などのオープンスペースを配置するとともに、豊かな空間を形成するよう、視認性や公開性に配慮した緑化を積極的に推進します。

・市街地環境設計制度などの活用に際しては、周辺の環境に配慮するよう、敷地や建築物の緑化を積極的に推進します。また、面的に緑化された公開空地などのオープンスペースの確保を推進します。風致地区制度により良好な住環境を維持します。

主な施策	
緑化地域制度の運用	良好な都市環境の形成に必要な緑地を確保するため、緑化地域制度の運用により建築物の敷地内において緑化を推進します.
緑化重点地区の指定	「鶴見川流域地区」、「入江川・滝の川流域地区」、「帷子川流域地区」、「大岡川流域地区」、「宮川・侍従川流域地区」、「柏尾川流域地区」、「境川流域地区」、「海にそそぐ流域地区」を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（緑化重点地区）に指定し、緑のまちづくりを推進します。
地区計画などによる緑化	地区レベルの良好な都市環境の形成を図るため、新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえ、都市景観や土地利用の状況や社会状況の変化を踏まえた上で、地区の特性に応じた広場や緑地などのオープンスペースを確保します。また、緑化の方針や建築物の緑化率の最低限度などを定めることで、地域にふさわしい緑を保全・創出します。
緑地協定制度の推進	土地所有者の合意により緑化に関する協定を締結する「緑地協定制度」を推進します。
工場立地法	一定規模以上の工場の緑化を推進します。
景観法	景観法を活用し、緑化を推進します。
緑の環境をつくり育てる条例	公共施設の緑化、工場の緑化、地域の緑化を推進するとともに、建築物の建築を行う際に緑化を推進します。
横浜市開発事業の調整等に関する条例	開発事業を行う際に緑化を推進します。
横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例	斜面地における地下室建築物の建築を行う際に緑化を推進します。
横浜市風致地区条例	風致地区の緑化を推進します。
市街地環境設計制度	敷地内に公開空地（歩道、広場、緑地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図り、良好な市街地環境の形成を誘導します。
建築物緑化保全契約	条例などに定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、契約により優遇措置を行い、優良な民有地の緑の保全を図ります。

■緑化地域における緑化の推進に関する事項
（都市緑地法第４条第２項に関する事項）

(1)　指定の方針

市民生活に身近な市街地などにおいて、景観の向上や生き物の生息域の確保等の都市環境の課題を解決するために、都市景観や土地利用の状況を踏まえた上で、緑の創出を図ることが必要な区域を緑化地域に指定します。また、良好な都市環境を形成するために、社会状況の変化を踏まえた上で、緑化地域の拡大を検討します。

(2)　緑化の推進

ア　建築物の新築・増築を対象に緑化率の最低限度を建築基準法関係規定として定めるほか、視認性や公開性に配慮したうえで地上部及び屋上や壁面などへの多様な緑化を積極的に推進します。

イ　都市緑地法第 35 条第 3 項における緑化率の最低限度の適用除外の許可については、緑化の推進を図る観点から、その必要性が明確であるもののみ適用します。また許可する場合でも一定の条件を付して、緑化を推進します。

(3)　緑地の維持保全

緑化施設が良好に維持保全されるために、市は建築主に対して緑化施設の整備方法に基づいた維持保全のしやすい計画を指導するとともに、管理者への周知のための建築物緑化認定証の交付やパトロールの実施を行います。

⑦　緑化技術・制度の調査・研究

・地域や施設に適した緑化のありかたや、屋上や壁面緑化などの特殊緑化技術、ヒートアイランド現象の緩和効果、緑あるライフスタイル及び企業活動、緑視率などの緑化の効果を確認する手法、緑化制度などに関する調査・研究を進めます。

主な施策	
調査・研究	よりよい緑化のあり方の検討を進めるとともに、屋上や壁面緑化などの特殊緑化や、緑化によるヒートアイランド現象緩和の効果、緑あるライフスタイル及び企業活動、緑視率などの緑化の成果を確認する手法や緑化制度などに関する調査・研究を進めます。

■緑化重点地区現況

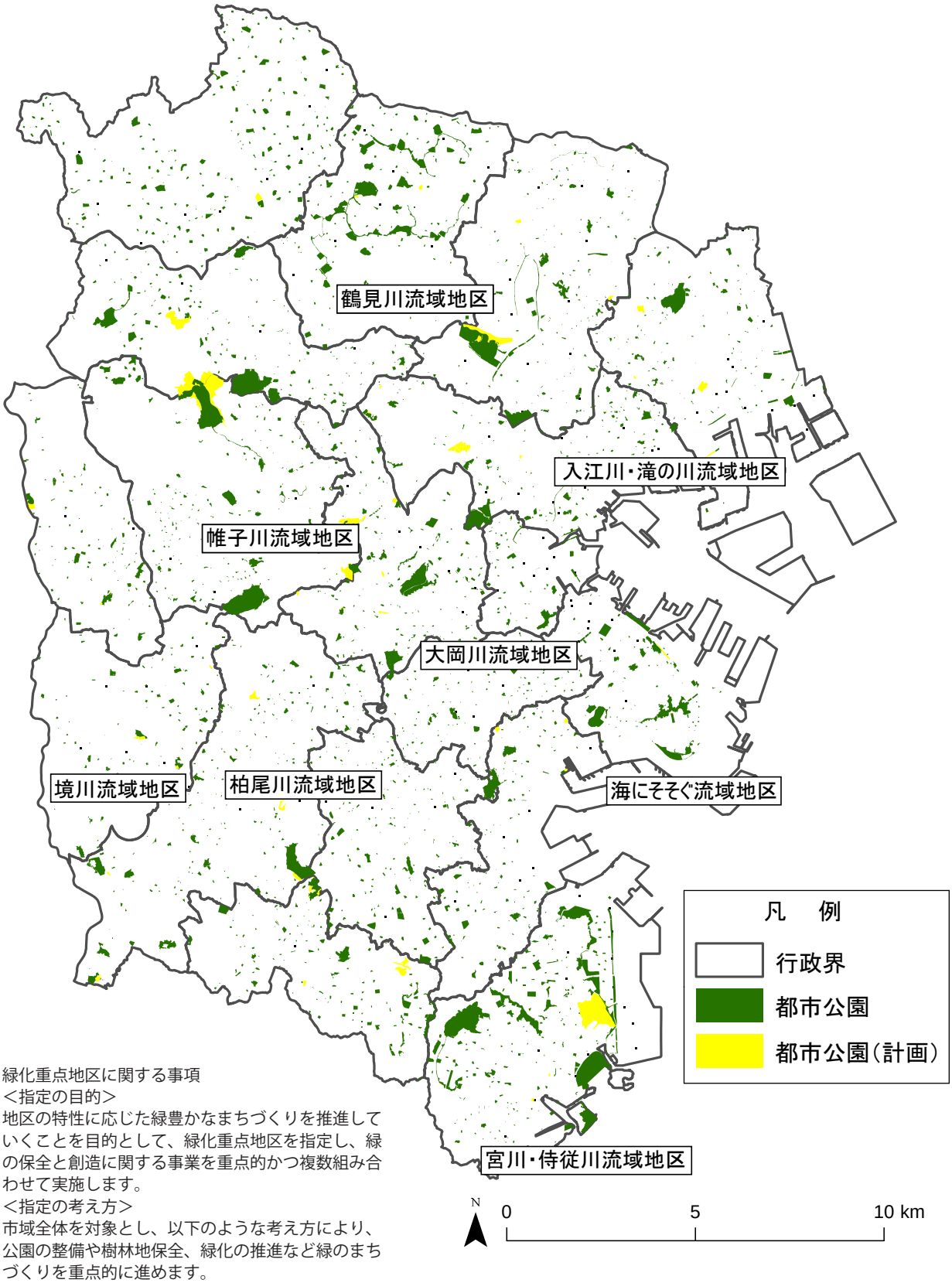

緑化重点地区に関する事項
＜指定の目的＞
地区の特性に応じた緑豊かなまちづくりを推進していくことを目的として、緑化重点地区を指定し、緑の保全と創造に関する事業を重点的かつ複数組み合わせて実施します。
＜指定の考え方＞
市域全体を対象とし、以下のような考え方により、公園の整備や樹林地保全、緑化の推進など緑のまちづくりを重点的に進めます。

［水と緑の回廊形成を図るべき地区（8地区）］
水と緑の回廊形成を図るため、河川を軸に、谷戸や川沿いの樹林地、農地などの緑の資源を保全するとともに緑化や公園整備などにより、川と緑をつなげることで、生き物の道、風の道などを形成すべき地区。

■風致地区現況

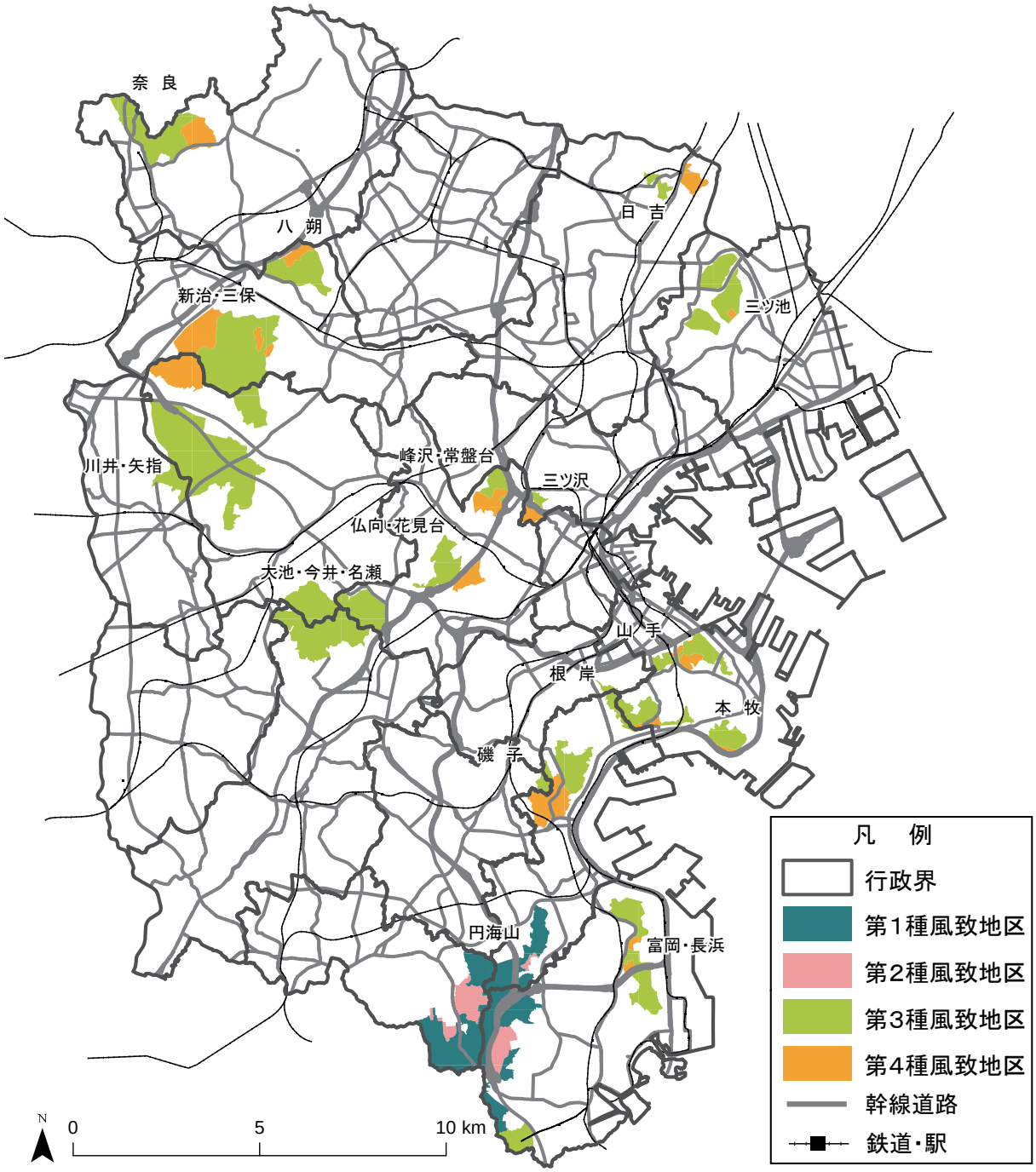

種　　別	区　　域
第1種風致地区	円海山風致地区の一部
第2種風致地区	円海山風致地区の一部
第3種風致地区	山手風致地区の一部、本牧風致地区の一部、根岸風致地区の一部、磯子風致地区の一部、峰沢・常盤台風致地区の一部、三ツ沢風致地区の一部、三ツ池風致地区の一部、日吉風致地区の一部、富岡・長浜風致地区の一部、円海山風致地区の一部、大池・今井・名瀬風致地区、仏向・花見台風致地区の一部、川井・矢指風致地区、新治・三保風致地区の一部、八朔風致地区の一部、奈良風致地区の一部
第4種風致地区	山手風致地区の一部、本牧風致地区の一部、根岸風致地区の一部、磯子風致地区の一部、峰沢・常盤台風致地区の一部、三ツ沢風致地区の一部、三ツ池風致地区の一部、日吉風致地区の一部、富岡・長浜風致地区の一部、仏向・花見台風致地区の一部、新治・三保風致地区の一部、八朔風致地区の一部、奈良風致地区の一部

＜風致地区＞
緑豊かな生活環境が形成されることを目指し、都市の風致を維持するよう定める地区。
建築物を建築する際の建ぺい率や容積率、色彩、植栽などが種別ごとに規定されており、第１種風致地区が風致の維持に最も高い配慮が求められている。

(5)　水循環の再生

①　河川水量の確保（晴天時）

・緑の 10 大拠点などにおいて、樹林地や農地の保全、公園の整備、貴重な湧水の保全を進めることで、自然系水循環の回復を図ります。

・雨水の浸透に適する区域については、雨水浸透施設の設置を推進し、地下水の涵養を高めることで、晴天時の河川流量を増やします。

・潤いのある水辺づくりに向けて、貴重な湧水や浄水場の浄水処理工程の中から出る水の活用を図るとともに、費用対効果を踏まえて下水処理水の有効利用による水資源の創出を図ります。

主な施策	
樹林地・農地の保全、公園の整備	樹林地や農地の保全、公園の整備などを進めます。
公共公益用地の保全	学校などの公共公益施設、公園敷地内において、可能な限り雨水の浸透域を保全します。
雨水浸透ます	道路に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる雨水浸透ますを公園や道路に設置します。また、各家庭などへの雨水浸透ますの設置を促進します。
透水性舗装	道路に降った雨水を直接舗装に透水させる舗装を整備します。
浸透トレンチ	建物周りや植栽地に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる管渠を設置します。
浸透側溝	公園や道路に降った雨水を集めて地面にしみ込ませる側溝（U 字溝）を設置します。
下水処理水の再利用	下水処理水をせせらぎ用水として供給したり、水再生センター内の雑用水、冷暖房用熱源として利用するほか、雑用水やトイレ洗浄水などとして販売します。また、都市の貴重な水資源として、利用拡大を図ります。
湧水の保全と活用	湧水を保全し、水路への導水を図ります。

②　適切な雨水排水の確保（雨天時）

・安全・安心な都市づくりに向けて、台風や集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、水路など既存施設の活用を推進し、河川の護岸整備、下水道雨水幹線や雨水調整池などの整備を進めます。

・適切な雨水流下能力を確保するため、下水道雨水管の清掃、河川・水路などのしゅんせつなど、維持管理を行います。

・浸水ハザードマップやリアルタイム降雨情報提供システム、水防災情報システムを活用し、雨天時の防災支援を進め、市民の自助・共助を推進します。

主な施策	
河川改修や下水道整備	計画降雨に対応した河川の護岸整備、下水道の雨水幹線や雨水調整池などの整備を行います。
下水道雨水管の清掃、河川・水路のしゅんせつなど	雨水流下能力確保のため、下水道雨水管の清掃、河川・水路のしゅんせつなど適切な管理を行います。
浸水ハザードマップなどを活用した自助・共助の推進	浸水ハザードマップやリアルタイム降雨情報提供システムを活用し、日頃からの備えと大雨時の注意点等について情報提供し、自助・共助の促進に繋げていきます。

③　雨水をゆっくり流す流域対策（雨天時）

・樹林地・農地など雨水が浸透しやすい自然面を保全することで、平常時の河川水量の確保のほか、都市化による雨水流出量の増大の抑制を図ります。

・人工的に雨水の貯留・浸透を促進するため、公共公益施設での貯留・浸透施設の設置や雨水調整池の設置・改良などを進めるとともに、雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を促進します。

主な施策	
樹林地・農地の保全、公園の整備	［再掲］
公共公益用地の保全	［再掲］
学校・公園など公共公益施設での雨水貯留・浸透	流域内の学校・公園などの公共公益施設のオープンスペースを活用して、雨水貯留・浸透施設を設置します。
開発指導による雨水調整池などの設置	開発行為など土地形状の変更に伴い、雨水流出量が増加して下水道雨水管や河川が溢水しないよう、『開発事業の調整などに関する条例』や『特定都市河川浸水被害対策法』に基づき、開発者に対し、雨水流出抑制施設や遊水池の設置を指導します。
雨水調整池の改良	市が管理する雨水調整池の嵩上げを行い調節容量を増加させる改良を進めます。
雨水浸透ます	［再掲］
透水性舗装	［再掲］
浸透トレンチ	［再掲］
浸透側溝	［再掲］
雨水貯留タンク	屋根に降った雨水を各家庭などで貯める雨水貯留タンクの設置を促進します。

Column コラム　大雨に対する備え

近年、全国的に局地的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が増加し、本市でも下水道などの整備水準を超える大雨によって被害が発生しています。

そこで、市ではこれまで進めてきた雨水幹線やポンプ場整備などの対策とあわせ、大雨に対する市民の備え（自助・共助）を支援するため、雨に関する防災情報として「内水ハザードマップ」による浸水予測情報を提供しています。

横浜駅西口の浸水被害
（2004（平成 16）年 10 月）

● 内水ハザードマップとは

下水道や水路に起因した大雨時に想定される浸水区域や浸水深などの様々な情報をまとめたマップであり、ホームページなどで公表しています。

※内水ハザードマップは 1 時間に 76.5mm の降雨（30 年に 1 回降ると想定される雨）を想定しています。

（栄区内水ハザードマップ 飯島町小菅ヶ谷町ほか）

■浸透施設設置判断マップ

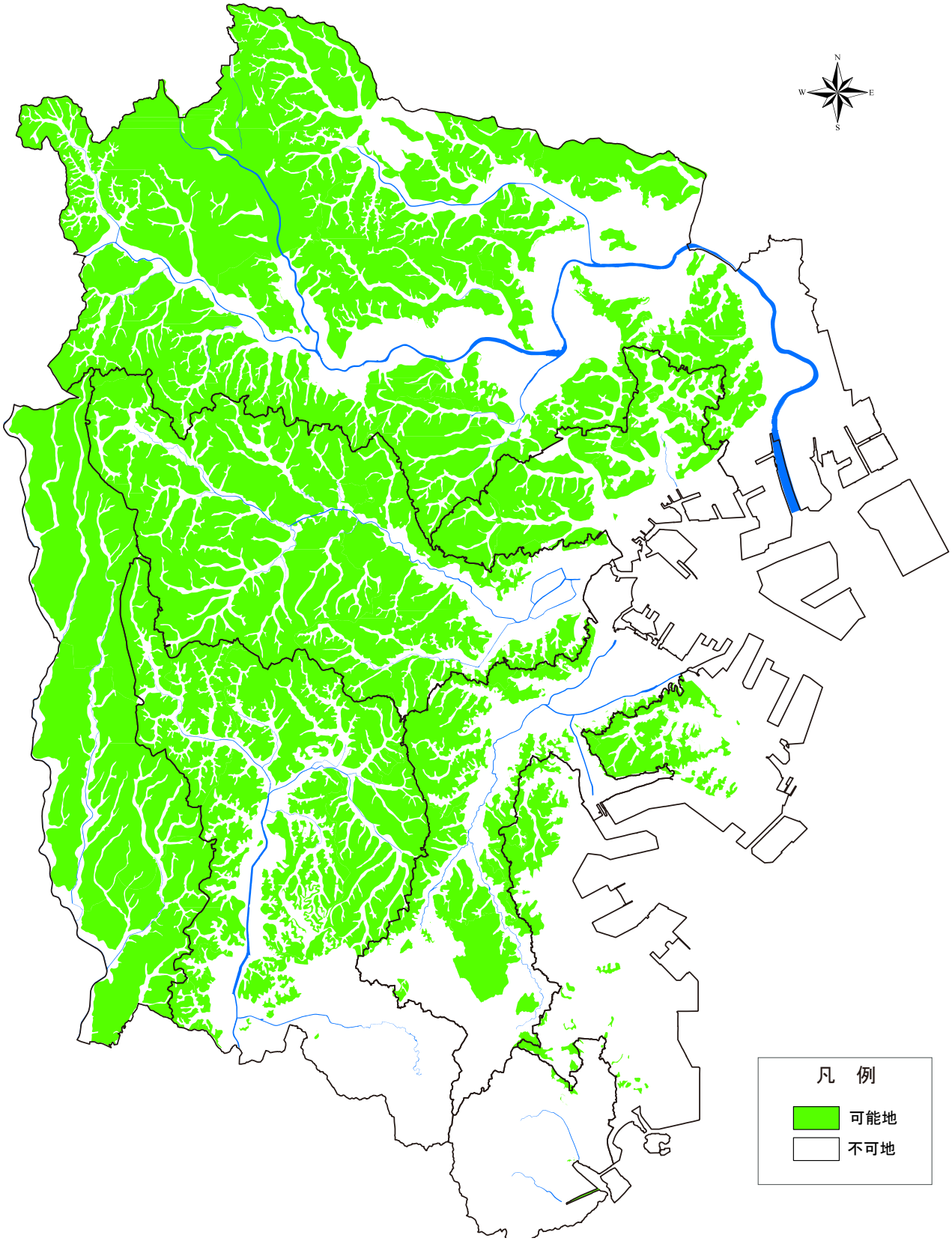

浸透施設の設置が可能か否かについて、地形、地質、地下水位の判断要素から示したマップです。雨水浸透施設は原則として「浸透施設設置判断マップ」で「可能地」判断された地区に整備しています。

■公共下水道計画（雨水）

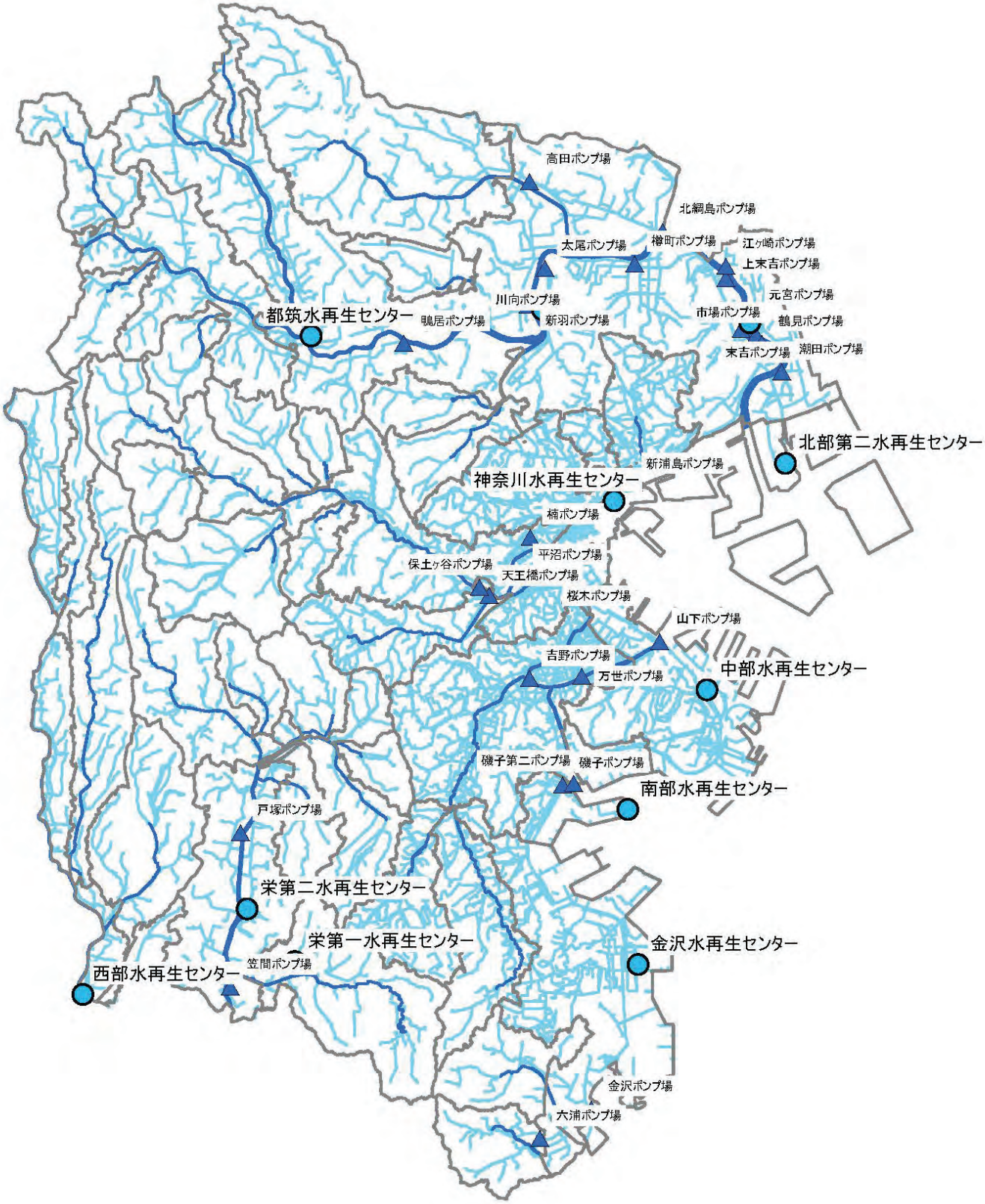
高田ポンプ場
北綱島ポンプ場
太尾ポンプ場
樽町ポンプ場
江ヶ崎ポンプ場
上末吉ポンプ場
元宮ポンプ場
川向ポンプ場
都筑水再生センター
鴨居ポンプ場
新羽ポンプ場
市場ポンプ場
鶴見ポンプ場
末吉ポンプ場
潮田ポンプ場
北部第二水再生センター
新浦島ポンプ場
神奈川水再生センター
楠ポンプ場
平沼ポンプ場
保土ヶ谷ポンプ場
天王橋ポンプ場
桜木ポンプ場
山下ポンプ場
吉野ポンプ場
万世ポンプ場
中部水再生センター
磯子第二ポンプ場
磯子ポンプ場
南部水再生センター
戸塚ポンプ場
栄第二水再生センター
栄第一水再生センター
金沢水再生センター
笠間ポンプ場
西部水再生センター
金沢ポンプ場
六浦ポンプ場

■公共下水道計画（汚水）

港北処理区
港北水再生センター
北部処理区
北部第一水再生センター
都筑水再生センター
都筑処理区
北部第二水再生センター
神奈川水再生センター（北部汚泥資源化センター）
神奈川処理区
中部水再生センター
中部処理区
南部処理区
西部処理区
南部水再生センター
栄処理区
栄第二水再生センター
栄第一水再生センター
金沢水再生センター
（南部汚泥資源化センター）
金沢処理区
西部水再生センター

④　水質の保全・向上

・河川や海域の水質調査や生物調査により水環境目標の達成状況などを把握し、水質改善の取組の効果を確認するとともに、今後の規制指導や施策展開に反映します。また、身近な河川や海域の水質状況を市民に迅速かつ分かりやすく情報発信します。

・河川や海域など、公共用水域の水質向上に向けた取組として、事業所排水の規制指導や非特定汚染源対策、生活排水対策などの発生源対策を進めます。また、閉鎖性水域である東京湾において下水処理の高度化による窒素・リンの除去をはじめとする放流水質の改善、合流式下水道の雨天時未処理放流水対策などを進めます。

・事業所から河川への油類の流出や魚浮上などの水質事故に対し、関係機関と連携して迅速な対応を行います。

・閉鎖性水域である東京湾の水質改善に向け、藻場の育成やアマモ場の再生などに取組みます。

・周辺自治体や市民団体、事業者、大学などと連携した東京湾の水質などの一斉調査や底質調査の実施、イベント事業の開催を通して東京湾の水環境の把握や市民の関心の醸成を図ります。

・地下水の保全に向けた取組として地下水の水質調査などを計画的に進めるとともに、汚染原因者への浄化などの指導を行います。また、有害物質を使用する事業者に対する構造基準の遵守や土壌汚染の拡散防止などの指導を行い、地下水汚染の未然防止を図ります。

・河川や海域の水質をさらに向上していくため、定期的に清掃などを行います。

・未規制物質など新たな化学物質の環境リスクの実態の把握や水域における水質浄化などの調査研究を行います。

主な施策	
河川・海域の水質監視	水環境評価地点調査や中小河川調査、水域における生物相調査、公共用水域の水質測定計画に基づく水質調査を実施します。
事業所排水の規制指導	水質汚濁防止法、下水道法、ダイオキシン類特別措置法や市条例に基づく事業所排水に関する届出指導・立入調査を実施するとともに東京湾総量削減計画や環境保全協定による事業者指導を実施します。また、ゴルフ場で使用する農薬などの排水に関する立入指導を行います。
下水処理水質の改善	水処理設備の更新に合わせて、閉鎖性水域である東京湾の富栄養化の原因となる下水中の窒素、リンを削減するための高度処理を導入します。
合流式下水道の改善 （雨天時の公共用水域汚濁負荷削減）	降雨初期の汚濁した雨水を一時的に貯留する雨水滞水池の整備、沈砂池の改良、管きょの更新に合わせた雨水吐室の改良などによって雨天時に合流式下水道から放流される未処理放流水質の向上を図ります。（ＢＯＤ負荷の総量を分流式下水道並みに削減します。）
非特定汚染源対策	樹林地・農地や道路・市街地から流出する排出水の汚濁負荷を低減する対策として、側溝残存負荷の低減のために雨水側溝などを清掃します。
生活排水対策の推進	市環境保全条例に基づく対策や、し尿浄化槽対策などを行うとともに、市民へ環境保全に関する普及啓発を実施します。

主な施策	
水質事故への対応	水質事故の発生時に関係機関と連携して迅速に対応するとともに、未然防止に向けて事業者への啓発活動を実施します。
海域の水質保全	汽車道沿い水域では、きれいな海、多様な生き物が生育・生息する環境を目指して、金沢白帆地区でUMIプロジェクトとしてアマモ場の造成、臨港パーク前水域では夢ワカメ・ワークショップとして、ワカメの育成を行います。
東京湾における広域連携の取組	東京湾環境一斉調査、東京湾底質調査を行うとともに、イベントなどによる普及啓発を行います。
地下水汚染未然防止対策	地下水の水質調査を計画的に実施するとともに、事業者に対して水質汚濁防止法や市条例、土壌汚染対策法に基づく規制・指導を行います。
化学物質の適正管理と排出抑制	化学物質による環境汚染を防ぐため、事業者に対し、化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）や条例に基づく届出指導により、自主的な適正管理と排出量の抑制を促します。
河川・水路などの清掃	河川・水路などにおいて清掃を実施します。
海域の清掃	横浜港内などにおいて海域の清掃を実施します。
自然浄化機能の維持・補強	多自然川づくりにより本来河川の持つ水質浄化機能を向上させます。（低水路整備など）
地下水・水循環に関する研究	地下水位などの常時監視を行うとともに、健全な水循環の再生に関する調査研究を実施します。
沿岸域の水環境保全・再生に関する研究	横浜沿岸域における赤潮及び貧酸素水塊の発生状況の把握、並びに水生生物による水質浄化機能に関する調査研究を実施します。
化学物質リスク管理に関する研究	環境リスクが高く、環境実態が不明な化学物質について、水域などにおける環境実態調査を実施するとともに、環境リスクの実態を把握することを検討します。また、環境リスク情報を市民に分かりやすく提供します。

■水域区分ごとの生物指標

河川の源流・上流域における生物指標（河川ⅠA・ⅠB）

	指標種	大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
魚類	シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、アブラハヤ	―			
	ドジョウ、メダカ	―	―		
	モツゴ、フナ類	―	―	―	
底生動物	ヌカエビ、サワガニ、フタスジモンカゲロウ、シロタニガワカゲロウ、オナシカワゲラ科、ヤマトフタツメカワゲラ、カワトンボ、オニヤンマ、ヘビトンボ、カクツツトビゲラ科	―			
	カワニナ、ヤマトクロスジヘビトンボ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビゲラ	―	―		
	ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属	―	―	―	
	イトミミズ科、セスジユスリカ	―	―	―	―
藻類	タンスイベニマダラ、カワモズク類、コバンケイソウ、イタケイソウ	―			
	チャヅツケイソウ、ハリケイソウ(A)	―	―		
	マガリケイソウ、ナガケイソウ	―	―	―	
	ハリケイソウ(B)	―	―	―	―
水草	オランダガラシ	―	―		
	エビモ、オオカナダモ	―	―	―	
	アイノコイトモ、コカナダモ	―	―	―	―
細菌類	ミズワタ	―	―	―	―

表の ― 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

河川の中流・下流域における生物指標（河川 ⅡA・ⅡB・ⅡC）

	指標種	大変きれい	きれい	やや汚れている	汚れている
魚類	シマドジョウ、アブラハヤ	―			
	ドジョウ、メダカ、ウグイ、アユ	―	―		
	モツゴ、フナ類、オイカワ、カマツカ	―	―	―	
底生動物	ヌカエビ、オニヤンマ、ヤマトフタツメカワゲラ、ヘビトンボ、シロタニガワカゲロウ、ヒゲナガガガンボ属	―			
	ナミウズムシ、カワニナ、シロハラコカゲロウ、ウルマーシマトビゲラ	―	―		
	シマイシビル、サカマキガイ、ミズムシ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、コガタシマトビゲラ属	―	―	―	
	イトミミズ科、セスジユスリカ	―	―	―	―
藻類	コバンケイソウ、イタケイソウ	―			
	チャヅツケイソウ、ハリケイソウ(A)	―	―		
	マガリケイソウ、ナガケイソウ	―	―	―	
	ハリケイソウ(B)	―	―	―	―
水草	オランダガラシ	―	―		
	エビモ、オオカナダモ	―	―	―	
	アイノコイトモ、コカナダモ	―	―	―	―
細菌類	ミズワタ	―	―	―	―

表の ― 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

河川の感潮域・海域の干潟における生物指標（河川 Ⅲ、海域Ⅰ・Ⅱ）

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	ビリンゴ、ミミズハゼ、クサフグ	―			
	シマイサキ、ヒメハゼ	―	―		
	チチブ、ボラ、マハゼ	―	―	―	
	アベハゼ	―	―	―	―
海岸動物	オサガニ、マテガイ、バカガイ	―	―		
	ニホンスナモグリ、シオフキガイ	―	―	―	
	アサリ、ケフサイソガニ	―	―	―	―
	ミズヒキゴカイ、ハナオカカギゴカイ		―	―	―
藻類	オオオコノリ	―	―		
	アナアオサ、ハネモ	―	―	―	

表の ― 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の岸壁における生物指標（海域Ⅲ・Ⅳ）

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	クサフグ、ウミタナゴ	―			
	ヒイラギ、キュウセン、ナベカ、シマハゼ、アイナメ	―	―		
	ボラ	―	―	―	
海岸動物	ヨロイイソギンチャク、カメノテ	―			
	ダイダイイソカイメン、ヒザラガイ	―	―		
	イソガニ、コウロエンカワヒバリガイ、ムラサキイガイ	―	―	―	
	ケフサイソガニ、フジツボ類、タマキビガイ、マガキ	―	―	―	―
藻類	マクサ	―			
	ワカメ、ベニスナゴ	―	―		
	ムカデノリ	―	―	―	

表の ― 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

海域の内湾における生物指標（海域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）

指標種		きれい	やや汚れている	汚れている	非常に汚れている
魚類	シロギス、マアジ	―			
	ススキ、クロダイ、ネズミゴチ、マコガレイ、カワハギ	―	―		
	マハゼ、ハタタテヌメリ	―	―	―	
海岸動物・底生動物	パラプリオノスピオ		―	―	
	ミズヒキゴカイ、ハナオカカギゴカイ、プリオノスピオ・キリフェラ		―	―	―
プランクトン	ユーカンピア・ゾオディアクス、メソディニウム・ルブルム	―	―		
	プロロケントルム・トリエスティヌム、ヘテロシグマ・アカシオ		―	―	
	スケレトネマ・コスタツム	―	―	―	

表の ― 線は生物のすんでいる範囲をあらわしたものです

Column コラム 水質事故防止に向けた取組

市内の河川では、白濁水や油が流れるなどの水質事故がたびたび発生しています。特に着色事故は多く、これは主に建設現場などで使用した塗料の残液や刷毛の洗い水を、道路側溝や雨水ますに流してしまうことにより発生します。

そこで、横浜市では、事故発生時に迅速に対応することに加え、普段から事業者や市民に対してチラシなどを用いた啓発活動を行い、事故を未然に防ぐ取組も行っています。

白濁した河川と死魚回収の様子

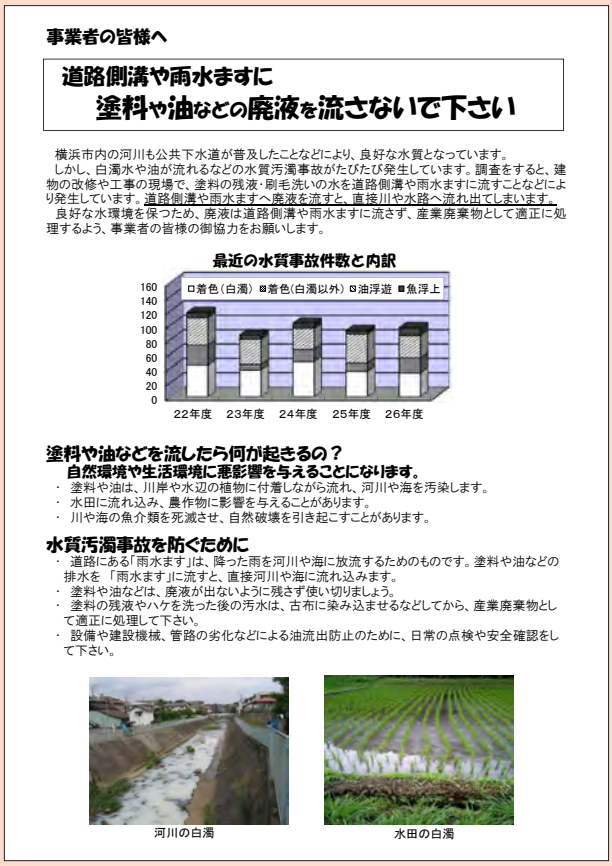

事業者の皆様へ

道路側溝や雨水ますに
塗料や油などの廃液を流さないで下さい

横浜市内の河川も公共下水道が普及したことなどにより、良好な水質となっています。
しかし、白濁水や油が流れるなどの水質汚濁事故がたびたび発生しています。調査をすると、建物の改修や工事の現場で、塗料の残液・刷毛洗いの水を道路側溝や雨水ますに流すことなどにより発生しています。道路側溝や雨水ますへ廃液を流すと、直接川や水路へ流れ出てしまいます。
良好な水環境を保つため、廃液は道路側溝や雨水ますに流さず、産業廃棄物として適正に処理するよう、事業者の皆様の御協力をお願いします。

最近の水質事故件数と内訳

塗料や油などを流したら何が起きるの？
自然環境や生活環境に悪影響を与えることになります。
・ 塗料や油は、川岸や水辺の植物に付着しながら流れ、河川や海を汚染します。
・ 水田に流れ込み、農作物に影響を与えることがあります。
・ 川や海の魚介類を死滅させ、自然破壊を引き起こすことがあります。

水質汚濁事故を防ぐために
・ 道路にある「雨水ます」は、降った雨を河川や海に放流するためのものです。塗料や油などの排水を 「雨水ます」に流すと、直接河川や海に流れ込みます。
・ 塗料や油などは、廃液が出ないように残さず使い切りましょう。
・ 塗料の残液やハケを洗った後の汚水は、古布に染み込ませるなどしてから、産業廃棄物として適正に処理して下さい。
・ 設備や建設機械、管路の劣化などによる油流出防止のために、日常の点検や安全確認をして下さい。

河川の白濁　水田の白濁

啓発用のチラシ

(6)　水辺の保全・創造・管理

・市街地再整備などの機会を捉えて、憩いと安らぎのある、市民が親しめる水辺の創出を進めます。水源の確保にあたり、湧水や下水処理の高度化による再生水などを有効に活用します。
・水際の歩行空間として、河川管理用通路を整え、公園や周辺道路と連携したネットワーク化によって市民の健康づくりにつながる魅力ある水辺を創出します。
・水再生センターなどの公共公益施設を活用した親水拠点を活用し、市民が生き物や水と親しむ場づくりを進めます。
・川と道路の結節点、川と拠点の結節点には、休憩所や水飲み場、トイレ、情報提供などのサービスを提供する施設を整備します。
・河川・水路整備において、治水対策や安全対策を十分に踏まえた上で、高齢者から子供まで、市民が水に近づきやすい整備を進めます。
・景観や生物多様性に配慮した河川環境整備と市民協働による美しい水辺を保全します。
・海の景観を眺め、海を身近に感じられる空間の整備や活用を進めます。
・市民の利用施設（公共交通機関など）や公園などと一体的な整備を進め、利用しやすい水辺空間を創造します。
・学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。
・生き物の生育・生息環境にも配慮した連続性のある水辺づくりを進めます。
・樹林地や農地など周囲の環境とのつながりや生き物の生育・生息環境にも配慮しながら、河川や水路、ため池などの水辺環境を良好に維持保全します。また、流水機能の適切な維持管理を進めます。
・水辺愛護会など、市民協働による水辺の清掃・活動を通して、清らかな水に対する愛護意識を育むとともに、次世代に繋げていきます。
・アマモ場におけるブルーカーボン（CO_2 吸収）や海洋における自然エネルギーの利用など、脱温暖化の資源として水辺を活用していきます。
・保全・創造した水辺空間を、自然体験や環境学習の場、レクリエーションの場として活用します。特に市街地の水辺空間では、水上アクティビティや交流の拠点などとして活用することにより、市民が水に親しむ場づくりを進めるとともに、街の賑わい創出につなげます。

主な施策	
せせらぎ整備	湧水などの水源確保が可能な水路跡地などを活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。
河川管理用通路を活用した環境づくり	水と緑の回廊となる河川管理用通路を市民が親しみながら利用できる水際の歩行空間として整え、市民の健康づくりにつながる環境づくりを進めます。（健康みちづくり推進事業）
生物多様性に配慮した多自然川づくり	魚類が遡上できるような魚道整備など、生物多様性に配慮した河川環境を整えます。
河川の水辺拠点整備	周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。
水際線における公園・緑地の整備・活用	「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際に公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
歴史的橋梁の保全	関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全します。
公共公益施設などでの水辺創出	水再生センターなどの公共施設において、生き物に触れ水に親しむ場となる水辺を創出し、自然体験の場として活用します。
河川水辺空間の保全（維持管理）と活用	ふるさとの川整備事業や川辺の散歩道など、これまで多自然川づくりで実施してきた水辺空間の保全（維持管理）を推進します。あわせて、学校などの多様な主体と連携し、身近な自然体験やレクリエーションの場として活用します。また、市街地の水辺では、水辺空間を活用して街の賑わいづくりにつなげます。
小川アメニティ・せせらぎ緑道などの保全と活用	小川アメニティ・せせらぎ緑道などの水路について、周辺環境と調和に配慮した水辺空間を保全し、市民の水辺のふれあいの場として活用していきます。
脱温暖化に向けた事業推進	横浜ブルーカーボン事業では、ブルーカーボンや海洋における自然エネルギーの利用など、海洋を舞台とした脱温暖化プロジェクトを進めていきます。
流水機能の維持	流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。
水辺愛護会活動	生物多様性の保全や子どもたちの情操教育、地域コミュニティの活性化を図る活動のように、水辺愛護会が地域拠点としての水辺環境をいかした特色ある活動を活発に行うことができるよう、区と連携し次代の愛護会活動を担う人材の効果的な育成や、交流会や技術支援講座を通したノウハウやアイディアの提供を積極的に実施し、愛護会活動のコーディネートの強化を図ります。

■水辺及び河川・水路などの環境整備図

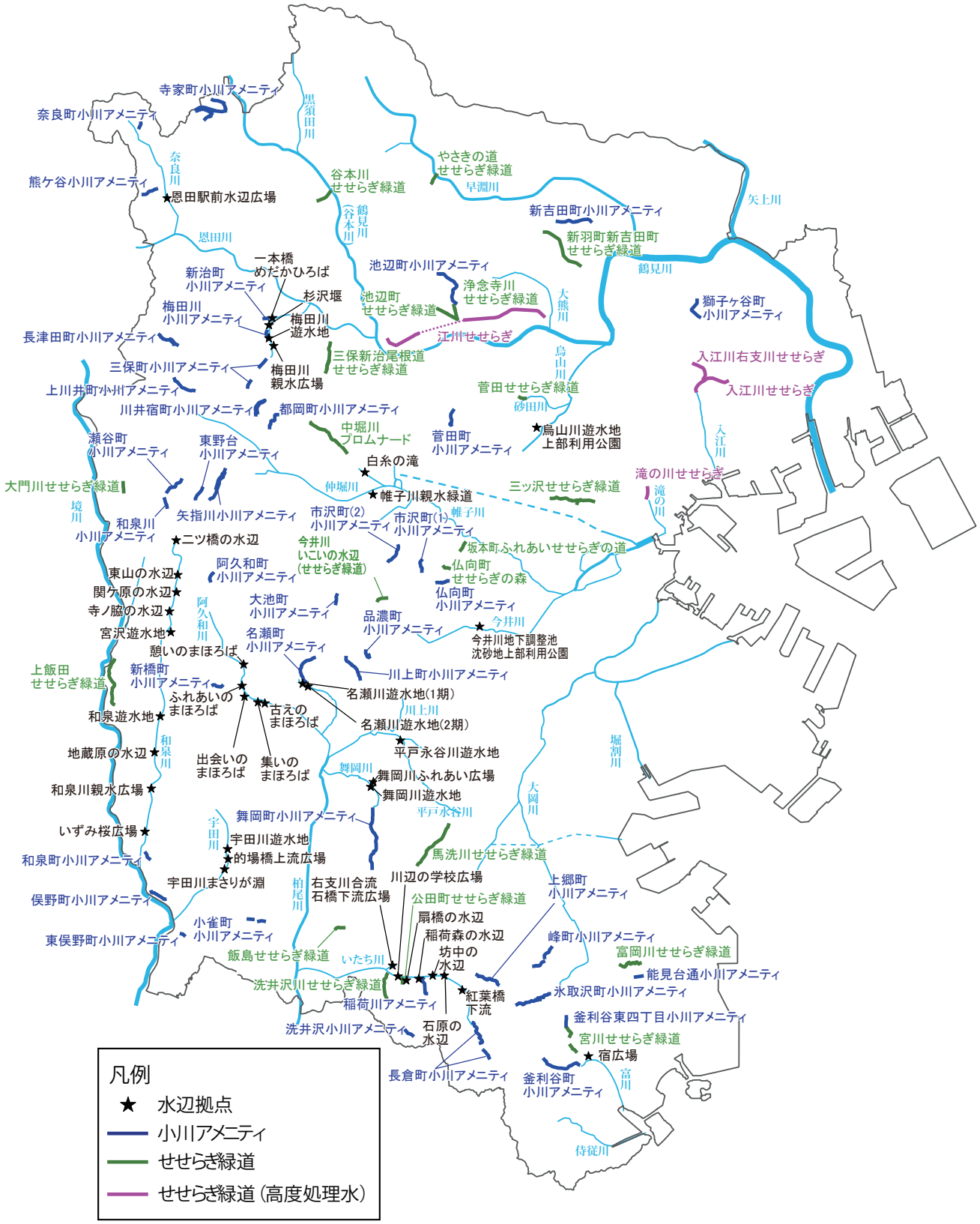

Column コラム 横浜の多自然川づくり

1981(昭和56)年、横浜市新総合計画に河川環境整備事業が位置付けられ、川の自然復元と水辺拠点、川辺の道の事業メニューを実施することとなりました。

いたち川は改修によりコンクリート護岸が整備され、川底は平らに整正されていましたが、自然な澪筋を回復するため、平らになった川底の一部を掘り下げ、水際部に盛土しました。横浜の多自然川づくりの始まりです。

土を盛っただけの水際は、洪水で何度も流され形を変え、そのたびに試行錯誤を繰り返しながら修復を行いました。また、川の外側の植栽帯を利用し河畔林を復活しました。

いたち川　再整備前1982 (昭和57) 年

いたち川　再整備後2015 (平成27) 年

1990 (平成2) 年建設省により「多自然型川づくり」の通達が出ました。「多自然型川づくり」は、スイス・ドイツの近自然型工法を参考に90年代に導入されたものです。

近自然工法は、基本理念の1つに「ランドシャフトの保全」を据えています。

「ランドシャフトは土地や植物、人の暮らしなどを感覚を通して感じることと」と解釈されます。日本語では「風景」（英語：ランドスケープ）という言葉が一番近い概念です。

しかし、「多自然型川づくり」はその理念が十分に浸透せず、2004年(平成16)のレビューを受け「多自然川づくり」と名称を変えました。「多自然川づくり」では「河川全体の自然の営み、地域の暮らしや歴史・文化との調和、河川が本来有している生き物の生育・生息環境、多様な河川風景の保全・創出を盛込み、河川の管理を行うこと」とされました。

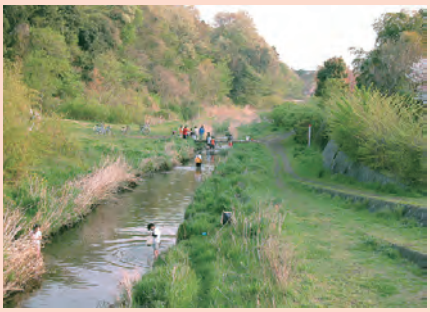
和泉川　東山の水辺

梅田川　水辺の楽校

本市では、多くの市民やNPO事業者の活動に支えられ、まち、地域、緑、生き物等と一体となった川づくりを進めてきました。しかし、施設の老朽化の進行や施設が更新時期を迎えるなど、適切な維持管理がより一層重要となっています。

日常的な維持管理

水辺愛護会による活動

資料編

資料１　流域の概況・現況評価…… 146

資料２　緑地指定等の想定面積…… 154

資料３　計画策定の経過…… 154

資料４　環境創造審議会委員等名簿…… 155

資料５　用語集…… 157

資料６　作図データ元一覧…… 163

資料１　流域の概況・現況評価

①　鶴見川流域　（青葉区、緑区、都筑区、旭区、神奈川区、港北区、鶴見区）

【流域の概要】

源・上流域	源・上流域では緑の 10 大拠点をはじめ、多くの緑地や農地が存在しています。とくに支川の源流部には良好な谷戸や里山が残っています。また、市民の森、ふれあいの樹林などでは、愛護会などの市民団体が精力的に活動しており、貴重な水と緑を守り育てるための原動力となっています。計画開発住宅地である港北ニュータウンでは、都筑中央公園を中心として緑地と市街地の一体的なまちづくりが行われています。
中流域	一般住宅地や内陸物流地・工業地を主体に市街化が進んでいる中流域では、河川幅も広く高水敷もあることから、開放的な水辺空間を楽しむことができます。この流域には新横浜都心もあり、高密度な市街地が展開し、幹線道路や鉄道も並走しています。また、水と緑の拠点としては、農地やまとまりのある樹林地が川沿いに広がっており、横浜らしい景観を残しています。
下流域	下流域では旧市街地の密集した複合市街地、河口付近に展開する臨海物流地・工業地など、高密度な市街地が形成され、水・緑環境の孤立化が進んでいます。かつて多く見られた台地や丘陵地は、ほとんどが市街地と化し、地形も大幅に変化しました。また、以前は漁業や舟運が盛んだった河口付近もその様相は一変し、埋立地に大規模な工場群が建ち並んでいます。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		源・上流域		中流域		下流域	
量	水緑率	源・上流域が全体を押し上げている。		緑の 10 大拠点を中心に良好な状況である。		緑 10 大拠点を中心に良好な状況である。		高密度な市街地であり水・緑環境が少ない状況である。	
		水緑率(%) =32		水緑率(%) =38		水緑率(%) =39		水緑率(%) =19	
	水循環	流域全体において良好な状態が保たれている。		樹林地・農地の存在により良好な状況である。		緑の多い住宅地や緑地が多く良好である。		旧市街地を中心に良好である。	
		評価	B	評価	B	評価	B	評価	B
質	水と緑の質	緑地担保性が高く、水質なども良好である。		水も緑も極めて良質である。		水も緑も極めて良質である。		水も緑も良質である。	
		評価	B	評価	A	評価	A	評価	B
魅力	身近な水と緑	源・上流域は良好、中、下流域は身近な水と緑が乏しい。		身近に豊かな水・緑環境があり極めて良好である。		身近に豊かな水・緑環境が比較的少ない。		高密度な市街地であり身近な水・緑環境に乏しい。	
		評価	C	評価	A	評価	C	評価	D
景観		源・上流域、中流域は比較的良好な景観が残っている。		源流域の緑と里山や谷戸の景観が残されている。		川沿いに広がる田園風景が残されている。		水・緑環境に乏しい景観である。	
生物多様性		市内最大級の河川と周辺の農地、支川の源流域にもなっている樹林地などが水田、里山環境に依存する生き物（トウキョウダルマガエル、シロスジカミキリ）などの重要な生育・生息環境となっている。中・下流域においては、住宅地だけでなく、物流地、工業地としても市街化しているが、公園などとして維持される緑地、止水域、事業者ビオトープなどにより県内でも希少なトンボ類（コフキトンボ、チョウトンボ）などが確認されている。							
流域写真									

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり

② 入江川・滝の川流域 （鶴見区、神奈川区）

【流域の概況】

中流域	中流域では、かつて多く見られた丘陵のほとんどが市街化され、住宅などが密集して建ち並んでいます。もともとこの周辺は旧市街地が発達しており、後に小規模開発などにより都心周辺住宅地が入り込んで複雑な市街を形成しています。そのため、台地や斜面上に残されたわずかな緑地は、ほとんどが孤立した状況にあります。一方で、大学や小中学校、社寺、墓地などの広い面積を持つ施設も多く存在し、これらの場所が貴重な緑の拠点となるとともに、人工のせせらぎが整備されている場所もあります。
下流域	下流域は、京浜臨海部の一角を形成する恵比須町、守屋町などの埋立地が中心となっています。ここでは、高密度の複合市街地や都心部、臨海物流地・工業地が広がり、国道及び首都高、鉄道などの幹線が縦走しており、生産、物流、事業の中心的役割を担っています。このような環境下にあるため水と緑の拠点が不足していますが、建設敷地内緑地をビオトープ化するなど、事業者による環境への取組が行われています。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		中流域		下流域	
量	水緑率	全体的に水・緑環境が少ない状況である。		水・緑環境が小規模で少ない。		水・緑環境が極めて少ない状況である。	
		水緑率(%) =19		水緑率(%) =22		水緑率(%) =15	
	水循環	中流域は良好であるが、下流域は普通である。		住宅地が主体であるが良好である。		学校や公園など、貴重な緑が水循環を支えている。	
		評価	C	評価	B	評価	C
質	水と緑の質	緑地担保性が高く、水質なども良好である。		緑地担保性が高く、水質も良好である。		緑地は孤立しているものの水質は良好である。	
		評価	B	評価	A	評価	B
魅力	身近な水と緑	水・緑環境が少なく孤立性が高いため身近とはいえない。		水・緑環境が少なくつながりに乏しい。		水・緑環境が少なくつながりに乏しい。	
		評価	C	評価	C	評価	C
景観		まとまった水と緑の景観に乏しい。		密集した住宅街がほとんどを占める。		運河沿いの住宅地と物流地・工業地における特徴的な景観。	
生物多様性		住宅地だけでなく、物流地、工業地としても市街化しており、流域の地史的な特色は薄い。事業者ビオトープなどでは、県内でも希少なチョウトンボなどが確認され、公園、社寺、せせらぎ緑道などの緑地や水辺などが生き物の生育・生息環境や移動経路（コリドー）となっている。					
流域写真							

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり

③　帷子川流域　（旭区、保土ケ谷区、西区）

【流域の概況】

源・上流域	源・上流域は、緑の 10 大拠点である「三保・新治」、「川井・矢指・上瀬谷」、「大池・今井・名瀬」に位置付けられており、現在でも多くの樹林地や農地が残っています。その一方で、拠点周辺では大規模な宅地開発に伴って緑地の孤立化が進んでいます。帷子川沿いには国道 16 号及び保土ケ谷バイパス、相鉄線などが並走しており、これらの沿線及び駅を中心とした郊外型の開発によるまちづくりが行われ、二俣川周辺地区のような商業地のほか、農地や住宅地など、多様な都市環境を呈しています。
中流域	中流域には、「川島・仏向」にまとまりのある樹林地が残されていますが、全般的に都市化が著しく進んでいます。この周辺には起伏に富んだ複雑な丘陵地が存在し、かつては谷戸や渓谷が見られました。しかし、大規模団地をはじめとした住宅地開発により、その景観や土地利用が大きく変化しました。あわせて流域の保水・遊水機能の低下による中流・下流域での浸水被害が頻発したため、帷子川分水路や今井川地下調節池が建設されました。また、渓谷地形を活用した陣ケ下渓谷公園の整備も行われました。
下流域	下流域は商業地や中・高層住宅を主体とする都市化が顕著なエリアです。特に帷子川河口部は、古くから新田開発による埋立が行われ、現在では横浜駅周辺地区を中心に、横浜市を代表する一大商業地区となっています。そのため、自然の緑地が乏しい状況です。その一方で、ポートサイド地区など、新たなまちづくりが進められており、水・緑環境や市民の環境活動などへの関わり方も源・上流域、中流域とは異なっています。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		源・上流域		中流域		下流域	
量	水緑率	源･上流域、中流域が全体を押し上げている。		緑の１０大拠点を中心に良好な状況である。		まとまりのある樹林地など良好な状況である。		土地利用の特性から水･緑環境が少ない状況である。	
		水緑率(%) =31		水緑率(%) =39		水緑率(%) =38		水緑率(%) =17	
	水循環	源･上流域、中流域は良好であるが､下流域は普通である。		樹林地を中心に良好な水循環が保たれている。		住宅地が主体であるが良好である。		都市化が進んでいるため自然の水循環に乏しい。	
		評価	B	評価	B	評価	B	評価	C
質	水と緑の質	全体的に水質は良好だが緑地担保性が少ない。		樹林地・農地の存在により良好な状況である。		住宅地が主体であるが良好である。		都市化しているが､水質は良好である。	
		評価	B	評価	B	評価	B	評価	B
魅力	身近な水と緑	流域間で身近な水と緑の形態は異なるがおおむね良好である。		身近に豊かな水・緑環境があり良好である。		大きな公園などがあり良好である。		河川や街路樹のつながりが身近な水と緑を支えている。	
		評価	B	評価	B	評価	B	評価	C
景観		流域間で異なる特徴の水と緑の景観が形成されている。		源流の緑や河川による水と緑の豊かな景観である。		支川源流の緑や住宅地のバランスの取れた景観である。		市街地に調和して貴重な水と緑の景観が点在している。	
生物多様性		都市化が進み、点在する谷戸、樹林地、止水域、大径木などが重要な生き物の生育・生息環境となっている。市内を源流とする比較的短い河川のなかで　源流域を代表する純淡水魚（ホトケドジョウ）から東京湾との連続性を示す回遊性の魚類、カニ類（アユ、モクズガニ）などが確認されている。							
流域写真						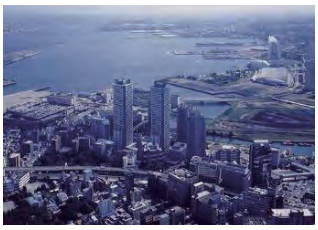			

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり

④　大岡川流域　（金沢区、磯子区、港南区、南区、中区）

【流域の概況】

源・上流域	源・上流域は円海山周辺の緑の 10 大拠点を中心とした、氷取沢市民の森などの緑豊かな地域が広がっています。また、円海山周辺に連なる丘陵地などには、大規模な宅地開発による計画開発住宅地が広がっています。円海山をはじめ市民の森では多くのボランティアや市民団体が、樹林地の保全や維持管理などを目的として活発な活動を行っており、大岡川の貴重な源流域を魅力ある地区に育てています。
中流域	商業・業務機能が集積する上大岡地区を中心に丘陵地へ向かって住宅地が広がっています。南区の丘陵地などに広がる集合住宅地は、年数を経て、現在では緑の多い住宅地といえる状態になっています。しかし、中流域全体としては、身近な緑が少なく、それぞれが孤立した状態になっています。
下流域	下流域は関内やみなとみらい２１地区などの都心部が大部分を占めています。水・緑環境としては、野毛山公園や横浜公園、港を身近に感じられる山下公園や臨港パークなど横浜を象徴する公園や緑地が整備されているとともに、大岡川沿いには桜並木などがあります。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		源・上流域		中流域		下流域	
量	水緑率	源・上流域は良好、中、下流域は低い状況である。		緑の 10 大拠点を中心に良好な状況である。		土地利用の特性から水・緑環境が少ない状況である。		土地利用の特性から水・緑環境が少ない状況である。	
		水緑率(%) =25		水緑率(%) =38		水緑率(%) =18		水緑率(%) =19	
	水循環	源・上流域を中心に良好な水循環が保たれている。		樹林地を中心に良好な水循環が保たれている。		住宅地が主体であるが良好である。		都市化が進んでいるため水循環に乏しい。	
		評価	B	評価	B	評価	B	評価	C
質	水と緑の質	水質は良好であるが、緑地担保性の流域間の差が著しい。		水も緑も良質である。		水質は良質であるものの緑地の担保性が低い。		緑地担保性が極めて高い。	
		評価	B	評価	B	評価	B	評価	A
魅力	身近な水と緑	流域間で身近な水と緑の形態が異なる。		身近に豊かな水・緑環境があり良好である。		身近な水・緑環境が少ない。		水辺や街路樹のつながりが身近な水と緑を支えている。	
		評価	C	評価	B	評価	D	評価	C
景観		横浜を代表する都心部と水と緑の景観を有する。		丘の上の樹林地と計画的に開発された街並みのある景観。		丘の上まで続く住宅地や、河川沿いの桜並木の景観が特徴。		みなと横浜を象徴する景観を有している。	
生物多様性		市内最大級の樹林地（円海山周辺）を核とし、公園として維持される緑地や主に横浜港につながる大岡川などが重要な生き物の生育・生息環境となっている。市内を源流とする比較的短い河川のなかで、源流域を代表する純淡水性の魚類やエビ類（アブラハヤ、シマドジョウ、ヌカエビ）、東京湾との連続性を示す回遊性の魚類やカニ類（アユ、モクズガニ）などが確認されている。							
流域写真									

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり

⑤　宮川・侍従川流域　（金沢区）

【流域の概況】

源・上流域	宮川・侍従川の源・上流域は、緑の１０大拠点である円海山周辺とその東に計画開発住宅地が広がっているという土地利用状況となっています。横浜横須賀道路の沿線、ＩＣ周辺から下流へ至る道路沿いなど市街化が著しく進行しており、まとまりのある緑が少しずつ分断されつつあります。円海山周辺の地形は沿岸部の平地から急に立ち上がってくる丘陵となっており、丘に位置する計画開発住宅地や金沢自然公園からは海への景観を望むことができます。また、朝比奈切通しといった歴史的資産も残っています。
下流域	宮川・侍従川の下流域は、そのほとんどが一般住宅地で占められています。一方で金沢文庫や称名寺周辺など、古くからの歴史的資産や、かつては干潟が広がっていた平潟湾もあります。流域内の緑の拠点はごく一部に限られますが、河川沿いの水辺の散歩道など、魅力的な空間も確保されています。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		源・上流域		下流域	
量	水緑率	流域全体において良好な状況である。		緑の１０大拠点を中心に極めて良好な状況である。		市街化が著しく水・緑環境が少ない状況である。	
		水緑率(%) =35		水緑率(%) =43		水緑率(%) =27	
	水循環	流域全体において良好な水循環が保たれている。		樹林地の存在により良好な状況である。		公園・緑地などにより良好な水循環が確保されている。	
		評価	B	評価	B	評価	B
質	水と緑の質	全体的に水質は良好だが、緑地担保性が比較的少ない。		水質は良好であるものの緑地担保性が比較的少ない。		水も緑も良質である。	
		評価	A	評価	B	評価	A
魅力	身近な水と緑	流域間で身近な水と緑の形態が異なるが良好である。		身近に豊かな水･緑環境があり極めて良好である。		身近な公園や街路樹などのつながりが良好に確保されている。	
		評価	B	評価	A	評価	B
景観		海・街・丘がまとまった特徴ある景観を有する。		丘の上の大規模な樹林地のある景観。		歴史や海のある景観と住宅地の景観が混在している。	
生物多様性		平潟湾や市内で唯一の自然海岸である野島海岸などがあり、短い河川のなかでチチブ、ニホンウナギ、ヌマエビなど、海との関わりの強い魚類やエビ類などが確認されている。源流部の樹林地は、三浦丘陵の北端にあたり、地史的な影響を受け、市中北部には見られないカントウカンアオイ、アサヒナカワトンボなどが生育・生息する。					
流域写真							

評価区分：＜Ａ＞極めて良好、＜Ｂ＞良好、＜Ｃ＞普通、＜Ｄ＞一部改善の必要あり、＜Ｅ＞改善の必要あり

⑥　柏尾川流域　（瀬谷区、泉区、戸塚区）

【流域の概況】

源・上流域	柏尾川支川の名瀬川源流には「大池・今井・名瀬」、平戸永谷川・舞岡川の源流には「舞岡・野庭」、さらに、いたち川源流には「円海山周辺」の緑の 10 大拠点が広がっています。これらの源流域では里山や谷戸と合わせて水田や畑を見ることができます。また、豊富な緑と湧水を背景に豊かな自然環境を形成しています。各支川では、工夫をこらした親水拠点が多く整備されており、魅力ある水環境が身近に存在しています。
中流域	中流域では、戸塚駅周辺などに見られる一般住宅地、内陸物流地・工業地などの土地利用が進んでいます。そのため、農業専用地区、小規模な樹林地、斜面緑地などが多く残っているものの、周辺を住宅地に囲まれており、そのほとんどは孤立しています。一方で、地域に身近な緑の拠点として活用されている都市公園なども整備されています。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		源・上流域		中流域	
量	水緑率	流域全体において良好な状況である。		緑の 10 大拠点を中心に極めて良好な状況である。		緑の多い住宅地や樹林地などが多く良好である。	
		水緑率(%) =36		水緑率(%) =42		水緑率(%) =30	
	水循環	流域全体において良好な水循環が保たれている。		樹林地を中心に良好な水循環が保たれている		住宅地が主体であるが良好である。	
		評価	B	評価	B	評価	B
質	水と緑の質	全体的に水も緑も良好である。		緑地担保性が高く、水質も良好である。		水質は良質だが緑地担保性が比較的少ない。	
		評価	B	評価	A	評価	B
魅力	身近な水と緑	全体的に豊かな水・緑環境だが、つながりに乏しい。		身近に豊かな水・緑環境があり、極めて良好である。		まとまりのある緑地はあるが、つながりに乏しい。	
		評価	B	評価	A	評価	C
景観		源・上流域の緑や川沿いの桜並木などの多様な景観。		大規模な樹林地･農地による緑豊かな景観。		農地や住宅地、工業地など多様な景観。	
生物多様性		境川とつながり、相模湾との連続性を示す回遊性の魚類（カワアナゴ、シマヨシノボリ）やエビ類が確認される。支川のいくつかの源流部は、緑の 10 大拠点となっており、農地や谷戸が重要な生き物の生育・生息環境となっている。また、柏尾川は水辺に生えるミズキンバイの市内唯一の生育地ともなっている。					
流域写真							

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり

資料編

⑦　境川流域　（戸塚区、栄区、港南区、泉区、瀬谷区）

【流域の概況】

源・上流域	源•上流域では、境川沿いや台地上に農地や樹林地が多く残っています。国道 16 号線及び 246 号線周辺には内陸物流地・工業地もありますが、全般的には一般住宅地が大半を占めています。瀬谷市民の森をはじめとする樹林地や農地により、身近に水と緑を感じることができる地区です。境川沿いの農地は、以前はほとんどが水田でしたが、その面積も近年では急速に少なくなりつつあります。
中流域	中流域には、境川へ注ぎ込む支川の源流があり、瀬谷区南部や泉区の台地を中心に豊かな緑と大規模な農地が広がっています。このような源流域の多くは、かつてはほとんどが樹林地や農地でしたが、現在では計画的に住宅地が開発され、郊外型住宅地の景観が目立ってきています。境川沿いには河岸段丘が残り、段丘下には広大な農地が広がり、周辺には古い住宅地や農家が軒を連ねます。段丘上の台地には従来からの一般住宅地も発達しており、新旧混在した多様な都市の景観を形成しています。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		源・上流域		中流域	
量	水緑率	流域全体において良好な状況である。		緑の 10 大拠点を中心に極めて良好な状況である。		緑の 10 大拠点を中心に極めて良好な状況である。	
		水緑率(%) =44		水緑率(%) =49		水緑率(%) =40	
	水循環	流域全体において良好な水循環が保たれている。		樹林地を中心に良好な水循環が保たれている。		住宅地が主体であるが良好である。	
		評価	B	評価	B	評価	B
質	水と緑の質	全体的に緑地担保性が高く、水質も良好である。		緑地担保性が高く、水質も良好である。		緑地担保性が高く、水質も良好である。	
		評価	A	評価	A	評価	A
魅力	身近な水と緑	全体的に豊かな水・緑環境だがつながりに乏しい。		身近に豊かな水・緑環境があり良好である。		まとまりある緑地はあるがつながりに乏しい。	
		評価	C	評価	B	評価	C
景観		川沿いを中心として緑豊かな広がりある景観。		源流域の緑や農地の広がりがある。		河岸段丘の緑と川沿いの農地の広がりがある景観である。	
生物多様性		相模湾に注ぐ市内最大級の河川と周辺の農地などが水田、湿地、草地環境に依存する生き物（トウキョウダルマガエル、サギ類、ヒバリ）などの重要な生息空間となっている。ニホンウナギ、ボウズハゼ、ミナミテナガエビといった相模湾との連続性を示す回遊性の魚類やエビ類が確認されている。					
流域写真							

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり

⑧　直接海にそそぐ小流域の集まり　（磯子区、中区、鶴見区、金沢区）

【流域の概況】

源・上流域	源・上流域では、緑の 10 大拠点の 1 つである「小柴・富岡」の一部があり、海へと連なる傾斜地を大規模に開発した能見台や富岡町などの計画開発住宅地が展開しています。また、富岡八幡宮近くの富岡八幡公園は、旧海岸線でもあり海水浴発祥地としても知られています。この付近には沿岸部にかつて多くみられた松林が再生されるなど、海と陸の接点であった豊かな海岸線や海岸林としての名残がみられます。
中流域	中流域では、横浜の特徴である崖地が多く見られ、磯子、岡村、久良岐、根岸などの丘陵地が点在しています。また、旧市街地や下町ならではの賑わいや、山手西洋館など異国情緒のある街並みのほか、三渓園や根岸森林公園など、横浜らしい歴史と風情のある魅力的な資産が多く残されています。また、これらは重要な水と緑の拠点としての役割も担っています。
下流域	下流域は、北部の扇島や大黒ふ頭、中央部には本牧ふ頭から鳳町、さらには南部の新磯子から幸浦、福浦まで、物流と工業が集積する埋立地となっています。また、杉田臨海部や横浜ベイサイドマリーナ地区、海の公園、八景島など、海と身近に接することのできる新たな沿岸部の環境スポットなどもあります。

【流域の主な現況評価】

		流域全体		源・上流域		中流域		下流域	
量	水緑率	源・上流域、中流域は良好、下流域は低い状況である。		緑の 10 大拠点を中心に良好な状況である。		まとまった緑はあるものの孤立性が高い。		土地利用の特性から水・緑環境が少ない状況である。	
		水緑率(%) =28		水緑率(%) =38		水緑率(%) =30		水緑率(%) =16	
	水循環	源・上流域、中流域が全体を押し上げている。		流域面積に対して緑地面積が大きく浸透性が良い。		住宅地が主体であるが良好である。		大規模な工場群と埋立地盤のため良好とはいえない。	
		評価	B	評価	B	評価	B	評価	C
質	水と緑の質	まとまりのある緑地の担保性が低い。		水も緑も良質ではあるものの担保性が低い。		水・緑環境は少なく緑地担保性も低い。		水質は良好であるものの緑地の担保性が低い。	
		評価	B	評価	B	評価	C	評価	B
魅力	身近な水と緑	中、下流域は身近な水・緑環境が少ない。		身近に豊かな水・緑環境があり良好である。		公園・緑地はあるものつながりに乏しい。		公園・緑地はあるものつながりに乏しい。	
		評価	B	評価	A	評価	C	評価	C
景観		それぞれの流域における景観が非常に個性的である。		緑の拠点と閑静な住宅地のバランスが良好である。		歴史ある街並みが残っている。		大規模な物流地・工業地が広がっている。	
生物多様性		海岸線の大部分は、物流地、工業地として埋め立てられているが、海の公園などは人工の砂浜が広がり、アサリ、マテガイ、ヒメハゼなどの砂泥底・砂浜に見られる貝類・魚類などが生育・生息する。崖地が多く見られ、点在する規模の大きな公園の緑地、止水域などが重要な生き物の生育・生息環境となっている。							
流域写真									

評価区分：＜A＞極めて良好、＜B＞良好、＜C＞普通、＜D＞一部改善の必要あり、＜E＞改善の必要あり

資料２　緑地指定等の想定面積

おおむね 10 年以内に指定・整備することを想定している面積（既定分を含む）は次のとおりです。

種別	近郊緑地 特別保全地区	特別緑地 保全地区	風致地区	生産緑地	都市公園	緑化地域
想定面積	234ha	652ha	3,710ha	326ha	2,782ha	33,000ha

資料３　計画策定の経過

平成 18 年 12 月	・横浜市水と緑の基本計画確定
平成 19 年 1 月	・横浜市水と緑の基本計画公表
平成 27 年 3 月	・横浜市環境創造審議会 「横浜市水と緑の基本計画の改定について」諮問
	・水と緑の基本計画部会における検討（第 1 回）
6 月	・水と緑の基本計画部会における検討（第 2 回）
7 月	・水と緑の基本計画部会における検討（第 3 回）
10 月	・水と緑の基本計画部会における検討（第 4 回）
11 月	・環境創造審議会 「横浜市水と緑の基本計画の改定について」審議
12 月	・環境創造審議会より答申受理
平成 28 年 2 月	・横浜市会温暖化対策・環境創造・資源循環委員会に報告 「横浜市水と緑の基本計画改定（素案）について」
	・横浜市水と緑の基本計画改定素案に対するパブリックコメントの実施 （意見数　延べ 56 名、111 件）

資料４　環境創造審議会委員等名簿

「環境創造審議会」委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏　　名	補　　職　　等
相澤　貴子	公益財団法人水道技術研究センター主席研究員
生駒　隆一※	一般社団法人横浜市造園協会会長
伊藤　雅代	横浜市立小学校長会
上野　健彦	横浜商工会議所顧問
織　朱實※	関東学院大学法学部教授
亀屋　隆志	横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授
河野　正男（副会長）	横浜国立大学名誉教授
川辺　みどり	東京海洋大学海洋科学系海洋政策文化学部門教授
日下　修一	神奈川県経営者協会副会長（環境委員会）
黒沼　利三	横浜農業協同組合代表理事副組合長
小堀　洋美	東京都市大学環境学部特別教授
佐藤　一子	特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト理事長
佐土原　聡（副会長）	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
清水　靖枝	長屋門公園歴史体験ゾーン事務局長
白井　尚※	一般社団法人横浜市医師会副会長
進士　五十八（会長）	東京農業大学名誉教授
高梨　雅明	一般社団法人日本公園緑地協会研究顧問
田澤　重幸	一般社団法人横浜市造園協会会長
田代　洋一	大妻女子大学社会情報学部教授
長岡　裕	東京都市大学工学部教授
中村　雅子	東京都市大学メディア情報学部学部長
藤倉　まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群教授
藤田　誠治	横浜市町内会連合会

※は任期が平成 25 年 7 月 5 日～平成 27 年 7 月 4 日（補職は当時のもの）

「水と緑の基本計画部会」委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏　　名	補　職　等
金子　忠一	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
小堀　洋美	東京都市大学環境学部特別教授
進士　五十八（部会長）	東京農業大学名誉教授
高梨　雅明	一般社団法人日本公園緑地協会研究顧問
田島　夏与	立教大学経済学部経済政策学科准教授
長岡　裕	東京都市大学工学部教授
松本　道雄	高島中央公園愛護会会長
八木　洋憲	東京大学大学院農学生命科学研究所准教授

環境創造審議会幹事名簿（平成 26・27 年）

（敬称略）

氏　　名	補　職　等
大熊　洋二	環境創造局長
野村　宜彦	温暖化対策統括本部長
毛涯　清隆	環境創造局みどりアップ推進担当理事
幸田　仁	環境創造局副局長
山口　敬義※	環境創造局担当理事（副局長）
渡邉　聡※	環境創造局担当理事（下水道計画調整部長）
森　秀毅 小林　正幸※	環境創造局政策調整部長
伊藤　秀明	環境創造局環境保全部長
上原　啓史	環境創造局みどりアップ推進部長
中野　創	環境創造局全国都市緑化フェア推進担当部長
緒賀　道夫	環境創造局農政担当部長
橋本　健	環境創造局公園緑地部長
山本　尚樹	環境創造局下水道計画調整部長
片桐　晃	環境創造局管路部長
廣段　雄治 小浜　一好※	環境創造局施設部長
信時　正人	温暖化対策統括本部環境未来都市推進担当理事
黒水　公博	温暖化対策統括本部副本部長
吉野　議章※	温暖化対策統括本部環境未来都市推進担当部長

※は平成 26 年度（補職は当時のもの）

資料５　用語集

ア行

赤潮：	海域で特定のプランクトンが大量に発生し、海水が変色する現象。海水中の窒素、リンなどの栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなるとプランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。
アマモ：	波の穏やかな浅い砂泥の海底に生えるアマモ科の多年草。海草類とは異なり、花を咲かせ 実をつける単子葉植物で、見た目は稲によく似ている。草丈は１～２m。アマモの茂る海「アマモ場」は、魚の産卵場や稚魚の保育場になることから「海のゆりかご」と呼ばれ、多くの生き物が隠れ棲む場所となる。また、光合成により二酸化炭素や汚れのもとである窒素・リンを吸収する。
一級河川：	国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で、政令で指定したものにかかわる河川で国土交通大臣が指定したもの。
いっとき避難場所：	地震による延焼火災の輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所として指定したもの。広域避難場所での避難時間は、長くとも数時間程度を想定している。
ウェルカムセンター：	横浜みどりアップ計画により市内の既存施設を活用し整備された、森の情報を発信し森の魅力を伝える施設。森を安全に散策するための情報や生き物情報などを発信する「森の情報提供」、森を知り、楽しむための講座などを開催する「普及啓発・環境教育」を行う。市内のウェルカムセンターは５館。（自然観察センター、にいはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター 交流スペース）
雨水浸透施設：	雨水を地下に浸透させる施設。透水性舗装、雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがある。下水管きょへの雨水流入量削減や地下水の涵養などによる水循環系の回復を目的とする。
雨水浸透ます：	雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填し、そこから雨水を地下に浸透させるもの。
雨水浸透率：	土地の雨水浸透能力を表わす指標で、雨水が地盤へ浸透する割合を示すもの。
雨水調整池：	下流の河川や水路の流下能力に見合うよう雨水の一部を一時貯留（ピークカット）し、流出量を抑制する施設。
雨水貯留浸透施設：	雨水の流出抑制と地下水の涵養を図るために設置する施設。雨水を一時的に貯留する施設や土壌へ浸透させる施設などがある。
雨水貯留タンク：	屋根に降った雨を、雨どいから取水して貯留するタンク。
エコロジカルネットワーク：	分断された生き物の生育・生息環境を相互に連結することにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ること。
小川アメニティ：	川の源流に近い場所で、自然の景観が残されているところを、水があふれないような対策を行い、周辺環境との調和を配慮して整備した施設。

カ行

風の道：	ヒートアイランド現象に係る対策として、郊外から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方。
河川環境整備：	環境に配慮した護岸整備、低水路整備、河川管理用通路を活用した散策路整備、旧川敷を活用した散策路や水辺空間の整備などを行うこと。
河川遊水地：	河川に隣接した抵平地に、流下洪水の一部を流入させて一時貯留し、そこから下流のピー ク流量を低減させる治水施設。
環境基準：	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。なお、環境基準は、国や地方公共自治体の行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。
環境保全型農業：	堆肥などを利用して土づくりを行い、化学合成農薬や化学肥料の使用を減らすなど、環境への負荷を抑えた栽培を行う農業のこと。
環境保全型農業推進者：	横浜市独自の制度として認定する、環境への負荷を抑えた農業を目指し、５つの分野（土づくり、化学肥料の削減、化学合成農薬の削減、省エネルギー、栽培管理の記帳）で取組を行う農業者のこと。

環境保全協定	事業者が自主的に実施する環境保全に係る取組などを、事業者と市との合意により締結した協定のこと。
管理運営委員会	地域に身近な公園にある多目的広場や少年野球場などの施設の利用調整、日常管理を行うボランティア団体。
近郊緑地保全区域	「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため国土交通大臣により指定される土地の区域。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内において、特に良好な自然環境を有するなど、緑地の保全のために特に必要とされる区域で、都市計画に定める地区。
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、その基本理念及び国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける規制、景観整備機構による支援など所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。
下水処理の高度化	下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類などがあり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。
下水道普及率	行政区域内の総人口に占める下水道処理区域内人口の比率。 〔下水道普及率（%）＝（下水道処理区域内人口／行政人口）× 100〕
健全な水循環	人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。
広域避難場所	地震による延焼火災の輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所として指定したもの。広域避難場所での避難時間は、長くとも数時間程度を想定している。
港湾計画	一定の水域と陸域（横浜港港湾区域及び横浜港臨港地区）からなる横浜港という空間について、計画的に開発・利用・保全を行うため、港湾管理者としての横浜市が港湾法に基づいて定める基本的な計画。なお、この港湾計画は港湾管理者が自ら実施する港湾施設整備のほか、港湾で活動する民間事業者などの行為の指針となる。
源流の森保存地区	「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市源流の森保存事業実施要綱」に基づき、緑豊かな都市景観を形成し市民生活に潤いと安らぎを与えている市街化調整区域の1,000㎡以上の良好な樹林地を源流の森保存地区に指定し、10 年間の契約により保存する制度。
公園愛護会	地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。
公園施設点検マニュアル	市内の公園施設を点検する際の留意点や実施方法を定めたマニュアル。事故の原因となる公園施設の劣化や破損などを早期に発見し、適切な措置を行なうことにより、施設管理者の管理瑕疵に起因する事故を防止することを目的としている。
公園施設データベース	公園の維持管理に活用するため、公園基本情報及びその施設や写真などの情報を集めて管理し、容易に検索・抽出などをできるようにしたもの。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、水再生センターにつながるもの、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。
合流式下水道	汚水と雨水を同一の管渠で排除して下水処理する方式。
こどもログハウス	子どもたちが身近なところで木のぬくもりを感じながら、自由に集い遊ぶことのできる屋内公園施設。市内に 18 箇所（1 区 1 箇所）ある。

サ行

再生水	下水処理の高度化などによって種々の再利用に適するようになった下水。本市では水再生センター内の運転やせせらぎ用水、販売用水として再利用している。
栽培収穫体験ファーム	農家が開設する農園。市民が農家の指導のもと種まき、収穫などの農作業の一部を継続して体験できる。

COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）	：	有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。汚濁物質などを酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
市街化区域	：	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。
市街化調整区域	：	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。
市街地環境設計制度	：	「建築基準法」に基づき、敷地内に公共的に役立つ空間や施設を確保した建築物について、高さや容積率を緩和する本市の制度。昭和 48 年に制定して以来、この制度を活用し数多くの建築物が建てられ、都市環境の向上に貢献している。
自然的環境を整備又は保全する区域	：	戦略的に水質浄化や生物多様化などへの取組を進め、市民を主体とした自然再生活動や環境学習などの取組を推進していくと港湾計画で位置付けられた区域。
指定管理者制度	：	平成 15 年度の地方自治法の一部改正によってできた新しい制度。従来、「公の施設」の管理は、地方自治法で規定された団体にしか委託できなかったが、法律の改正により、民間企業や 各種法人その他の団体を、施設を管理する指定管理者として指定できるようになった。本市においては平成 16 年 7 月より、公園に指定管理者制度を導入している。
市民農園コーディネーター	：	横浜市が主催する研修を受講し、市民農園の開設・運営に必要な知識・技術を身に付けた法人。市民農園（特区農園）の開設や運営を希望する方の要望に応じて、助言・支援を行っている。
市民の森	：	「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、概ね 2 ha 以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則 10 年以上の市民の森契約を結び、広場、散策路、ベンチなど簡易な整備を行い、市民に憩いの場を提供する制度。巡回や清掃などの日常管理は「市民の森愛護会」が行っている。土地所有者には固定資産税などの優遇措置のほか、奨励金が交付されている。
市民の森愛護会	：	市民の森の散策路の清掃などの日常管理を主たる活動とし、横浜市と連携して市民の森の管理を担っている団体。土地所有者や地元の方々を中心に構成されている。
市民利用型農園	：	農地を市民の方が耕作して農体験できるようにする制度。農家の方や市民の方の関わり具合によって様々な種類の農園がある。
斜面緑地	：	市街地の斜面に残された緑地。河川沿いや海岸沿いの斜面緑地は、横浜の景観の特徴となっている。
収穫体験農園	：	野菜などの収穫や果物のもぎとりを利用者が体験できるタイプの農園のこと。市内ではナシやイチゴなどの収穫体験ができる農園がある。
準用河川	：	一級河川および二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。河川法の二級河川に関する一定の規定が準用される。
浸水（内水・洪水）ハザードマップ	：	大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や水深などの様々な情報をまとめたマップ。すでに公表されている洪水ハザードマップ（河川の氾濫による浸水想定区域）を参考図として併せ、浸水（内水・洪水）ハザードマップとしている。
生活排水	：	台所、洗濯、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水。
生産緑地地区	：	市街化区域内の農地を保全し良好な都市環境の形成を図るため、「生産緑地法」に基づき都市計画上の地域地区として指定する。農地としての維持が義務付けられ、開発行為は制限されるが、土地課税の優遇措置がある。
生態系	：	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。
生物指標	：	指標となる生物の出現状況から環境の状態を評価するもので、本市では３～４年ごとに河川や海域の生物調査（魚類や底生動物、藻類など）を行い、水質の評価を行っている。
生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）	：	市民が身近な生き物とふれあい、生物多様性の理解を深め、行動に起こしていくための取組をとりまとめた計画。生物多様性基本法に基づく地域戦略に位置付けられる。

せせらぎ緑道	市街地において、下水道の整備等に伴い、それまでの水辺が失われ、かつきれいな水が得られる場合に、せせらぎとあわせて整備している緑道施設。
施肥管理	栽培する作物や目標とする生産量、品質などに合わせて、肥料の構成、量、時期などを管理すること。
全国都市緑化よこはまフェア	全国都市緑化フェアは、都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及などを図ることで緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的に開催される全国規模の花と緑の祭典。平成 29 年 3 月から山下公園などを会場に「よこはまフェア」を開催予定。

タ行

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生き物の生育・生息・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは 創出するために、河川の管理を行うこと。
地区計画	都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路･広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。
地産地消	市内産農畜産物を市内で消費すること。遠距離の輸送が必要ないことから、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出が少なく、地域の農業の活性化にもつながる。
地産地消サポート店	市内産の農畜産物を活用したメニューを提供する飲食店などの店舗。横浜市への登録が必要。
直売ネットワーク	直売所の各種課題を解決し、地産地消の促進、直売農家の所得向上などを図るための、市内の直売農家同士の繋がり・連携強化に向けた取組。
低水路整備	低水路とは複断面の形をした河川で、常に水が流れる部分のことをいう。都市部の中小河川の場合、通常単断面の場合が多く、都市化による晴天時河川流量の減少により水深も浅い。これでは多様な生き物が生息しにくいため､複断面化（低水路整備）することにより、低水路部では水深がある程度確保され、高水敷とあわせて生き物の生育・生息環境に配慮した河川とすることができる。
東京湾環境一斉調査	東京湾の再生への関心の醸成を図るほか、東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握及び汚濁メカニズムの解明などを目的に、多様な主体と協働して実施している調査。水質調査だけでなく、生物調査や環境啓発活動なども実施している。
東京湾総量削減計画	人口、産業が集中し、汚濁が著しい東京湾などの広域的な閉鎖性水域の環境基準を確保するために国が定めた方針に基づき、東京湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びリン含有量の削減目標などを定める計画。昭和 54 年から 5 年ごとに策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んでいる。
東京湾底質調査	東京湾の底層水域環境の実態を把握し、底質改善対策などの効果を検証するために実施している調査。本市のほかに東京都、神奈川県、千葉県及び川崎市が統一的な方法により実施している。
透水性舗装	雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生や地中生態の改善、地下水の涵養などの効果がある。
特別緑地保全地区	「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定める地区。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業。

ナ行

二級河川	一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したもの。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想の目標に向け、経営改善計画を作成して市から認定を受けた農家。

農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する地域。
農業専用地区	まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市の要綱により指定される地区。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積 10ha 以上の地区を指定。
農用地区域	農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められる。

ハ行

パークマネジメント	従来の都市公園の整備や行政主導の管理手法から脱却し、経営的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供するための新しい公園整備・管理運営の考え方。
はまふぅどコンシェルジュ	横浜で地産地消を実践し、拡大、普及に努めるため、生産者と消費者をつなぐ地産地消の案内人。市が開催する講座の修了者を「はまふぅどコンシェルジュ」と認定している。「はまふぅど」とは横浜の「浜」と風土・Food を組み合せた造語。
BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）	有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物の働きで有機物（汚泥）を分解するときに消費される酸素の量である。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
ヒートアイランド現象	都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。
ビジターバース	プレジャーボートを対象とした、一時係留のための浮桟橋などの係留施設。
非特定汚染源	排出を特定しにくい汚染発生源。屋根・道路・グランドなどに堆積した汚濁、農地・山林・市街地などにおける落ち葉・肥料・農薬などを含み、汚染源が面的に分布し、風雨などによって拡散・流出して負荷の原因となる場合もある。非点汚染源、面汚染源、面源などとも呼ばれる。
富栄養化	湖沼や内湾などの閉鎖性水域において、窒素やリンなどの栄養塩類が過剰に流入することによって、プランクトンの異常発生が起こり、アオコの発生や赤潮といった現象が起こりやすくなること。
貧酸素水塊	溶存酸素濃度が極度に低下した水塊のこと。水域の底層において微生物などが、富栄養化によって増殖したプランクトンの死骸や水域に流入する有機物を分解するため、酸素を消費し、溶存酸素濃度が極度に低下する現象。
風致地区	都市計画で定める地域地区の一つで、都市の風致を維持するために指定するもの。地域制緑地の一つで、都道府県、政令指定都市で定める「風致地区条例」により、建築物の建築、宅地の造成または木竹の伐採などの行為を規制している。
ふるさとの川整備事業	河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として、昭和 62 年よりはじまった国土交通省が指定する整備事業。
プレイパーク	「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場。公園などで開催しており、運営は地域の方々がボランティアで行っている。
ふん便性大腸菌群	ふん便による汚染度合いを表す指標の一つ。「水浴場の水質の判定基準」の項目として定められている。なお、ふん便性大腸菌群には、温血動物のふん便由来の大腸菌以外に植物や土壌由来の菌も存在する。
閉鎖性水域	地形などにより水の出入りが少ない内湾、内海、湖沼などの水域をいう。水の交換性が悪いことから、水質が汚染されやすく、富栄養化が起こりやすい。また、水底に汚濁物質が堆積しやすい。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制され、水源かん養保安林、保健保安林など、全部で 17 種類の保安林がある。
防災協力農地	災害が発生したとき、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場などとして活用できる農地を土地所有者の申出により登録する農地。

保全管理計画：	個々の樹林地ごとに策定される森づくりの管理計画。森づくりガイドラインを活用して、市民活動団体や行政など、森づくりに携わる様々な立場の人が連携し、生き物、地域の文化や伝統など個々の樹林地の特性をいかしながら、森の将来像、ゾーニング、作業内容、役割分担などを定めたもの。

マ行

水循環基本法：	水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とした法律。
水辺愛護会：	河川や水辺施設の環境を良好に保ち、市民が快適にふれあい親しむことができるよう、美化活動などを自発的に行う地域的団体。
木質バイオマス：	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のことを呼び、そのなかで木材からなるバイオマスを「木質バイオマス」と呼ぶ。木質バイオマスには、落ち葉や剪定枝、間伐材などがあり、建設資材や堆肥、木工品などの活用のほか、燃料としてのエネルギー利用など様々な活用の可能性がある。
恵みの里：	市民と農との交流を通じて、地域ぐるみで農業振興を図り、農地の保全や活力ある地域農業が安定的に営まれることにより、多くの恵みを市民にもたらすことを目的としている。市内では「田奈恵みの里」、「都岡地区恵みの里」、「新治恵みの里」、「柴シーサイド恵みの里」の４つの地域が指定されている。
森づくりガイドライン：	森の維持管理をするための手法などが整理された横浜の森づくりの技術指針。横浜の森の成り立ち、保全管理計画の立て方、森のタイプごとの管理作業や指標となる生き物などが解説されている。
森づくり活動団体：	市民の森や都市公園などの市内の樹林地で、樹林地の質の向上を図るための間伐や草刈りといった「森づくり活動」を行う団体。「年間活動計画」を団体と市が共有することで、団体の特性や活動内容に応じた個別のアドバイスや支援が可能となり、安全に活動を行っていただきながら、協働による森づくりを計画的に推進する。

ヤ行

横浜自然観察の森：	自然環境の中で植物及び昆虫、野鳥などの小動物と触れ合い、これらの観察を通じて自然保護思想の普及及び向上を図ることを目的として整備された。大都市横浜の近郊にありながら、生物多様性豊かな「生きものにぎわいのある森」を市と市民が協力して保全し、自然体験の場を提供している。
横浜つながりの森：	横浜市南部の円海山周辺に広がる水辺環境を含む緑地のこと。多摩から三浦半島へと続く「多摩・三浦丘陵群」の一部をなしている広大な緑地であり、様々な生き物のすみか、植物の生育地となっていて、私たち人間にとっても貴重な財産となっている。
横浜ふるさと村：	良好な田園景観を残している農業地域の農地や山林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的としている。市内では「寺家ふるさと村」、「舞岡ふるさと村」の２か所が整備され、市民が農家との交流などを通じて、自然・農業・農村文化などにふれあい・親しめる場となっている。
横浜みどりアップ計画：	横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」の３つの柱と、「効果的な広報の展開」に取り組む計画のこと。

ラ行

緑化地域制度：	緑化地域制度は緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
緑地保存地区：	「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市緑地保存事業実施要綱」に基づき、緑豊かな都市景観を形成し市民生活に潤いと安らぎを与えている市街化区域の 500㎡以上の樹林地を緑地保存地区に指定し、10 年間の契約により保存する制度。
レクリエーション等活性化水域：	市民などへの開放、海洋性レクリエーションなど多様な水域利用を官民協働で促進するエリアとして、港湾計画で位置付けられた水域。

資料 6 作図データ元一覧

■ 62 ～ 77 ページ、83 ～ 97 ページにおける水と緑のデータについて

データ名称	時点	備考
河川・水路等		
河川・水路・水面	平成 20 年	
水辺拠点（親水拠点）	平成 27 年	
せせらぎ緑道	平成 27 年	
小川アメニティ	平成 27 年	
調整池・遊水地	平成 17 年	
水再生センター	平成 20 年	
保全政策により地区指定されている樹林地		
特別緑地保全地区	平成 27 年	
近郊緑地特別保全地区	平成 26 年	
市民の森	平成 27 年	
ふれあいの樹林	平成 27 年	
緑地保存地区	平成 27 年	
源流の森	平成 27 年	
市有緑地	平成 27 年	
地区計画（樹林地、草地等の保全）	平成 26 年	
街路樹		
街路樹	平成 23 年	
農地等		
農業振興地域	平成 22 年	
農用地区域	平成 22 年	
農業専用地区	平成 22 年	
生産緑地	平成 26 年	
地区指定以外のまとまりのある樹林地		
緑地資源の総点検にかかる 調査対象樹林地	平成 15 年	
都市公園等		
都市公園	平成 27 年	10 大拠点、市街地をのぞむ丘の軸の各図については、今後の事業計画地もあわせて掲載していきます。
三渓園、こどもの国	平成 17 年	
八景島	平成 17 年	
墓苑	平成 17 年	舞岡地区新墓園については整備計画（平 26) 参考
港湾緑地	平成 27 年	
ゴルフ場	平成 20 年	

OPEN
YOKOHAMA